

令和7年 第1回定例会

横瀬町議会会議録

令和7年3月7日 開会

令和7年3月11日 閉会

横瀬町議会

令和7年
第1回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

3月7日(金) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 8
○会議録署名議員の指名 8
○会期の決定 8
○諸般の報告 9
○一般質問 13
 8 番 内 藤 純 夫 議員 13
 5 番 黒 澤 克 久 議員 18
 4 番 向 井 芳 文 議員 30
 6 番 宮 原 みさ子 議員 44
 9 番 若 林 想一郎 議員 51
 10 番 関 根 修 議員 57
○会議時間の延長 69
 2 番 関 貴 志 議員 70
○延会について 72
 3 番 町 田 多 議員 73
○散 会 80



3月8日(土) ○休 会
3月9日(日) ○休 会



3月10日(月) ○開 議 84
○議事日程の報告 84

○報告第1号の上程、説明、質疑	8 4
・報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について	
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横 瀬町一般会計補正予算（第5号））	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
・議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
・議案第3号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正する条例	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第4号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の 一部を改正する条例	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
・議案第5号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
・議案第6号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第7号 横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を 改正する条例	
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第8号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
・議案第9号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
・議案第10号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
・議案第11号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1

・議案第12号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算(第6号)	
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
・議案第13号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
・議案第14号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
・議案第15号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
・議案第16号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算(第3号)	
○答弁の補足	114
○議案第17号～議案第21号の上程、説明	115
・議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算	
・議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
・議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算	
・議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算	
○延 会	125



3月11日(火)	○開 議	129
	○議事日程の報告	129
	○施政方針に対する質疑	129
	○議案第17号～議案第21号の説明、質疑、討論、採決	138
	・議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算	
	○町長あいさつ	155
	○議案第22号の上程、説明、質疑、採決	156
	・議案第22号 横瀬町副町長の選任について	
	○副町長就任のあいさつ	156

○議案第23号の上程、説明、質疑、採決	157
・議案第23号 横瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第24号～議案第33号の上程、説明、質疑、採決	158
・議案第24号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第25号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第26号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第27号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第28号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第29号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第30号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第31号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第32号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第33号 横瀬町農業委員会委員の任命について	
○議案第34号の上程、説明、質疑、採決	161
・議案第34号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○日程の追加	162
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
・発議第1号 横瀬町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改 正する条例	
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
・発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○閉会中の継続審査の申出	164
○閉 会	165

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第7号

令和7年第1回横瀬町議会定例会を、令和7年3月7日横瀬町役場に招集する。

令和7年2月27日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

令和7年第1回横瀬町議会定例会 第1日

令和7年3月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

8 番 内 藤 純 夫 議員

5 番 黒 澤 克 久 議員

4 番 向 井 芳 文 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

10 番 関 根 修 議員

2 番 関 貴 志 議員

3 番 町 田 多 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関	貴	志	議員		
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長						
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長					
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計	課	長			
				課	長													
島	田	伸	子	税	務	平	沼	宏	一	町	民	課	長					
				課	長													
				課	長													
平	沼	朋	子	福	祉	加	藤	美	智	子	福	祉	介	護	課	担	当	長
				課	長													
守	屋	則	子	健	子	町	田	勝	一	振	興	課	長					
				課	長													
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	建	設	課	担	当	課	長		
				課	長													
町	田	一	生	教	育	大	沢	賢	治	代	表	監	査	委	員			
				次	長													

本会議に出席した事務局職員

加	藤	勉	事	務	局	長	渡	辺	岬	書	記
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和7年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本定例会開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。本日は、横瀬町議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので、令和6年度も残り僅かとなりました。引き続き全力で町政運営に当たるとともに、新年度に向けてしっかりと準備をしておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速各事業の進捗状況の一部について報告をさせていただきます。

初めに、合併70周年・町制施行40周年記念式典についてです。昭和30年2月11日に横瀬村と芦ヶ久保村が合併し新生横瀬村が誕生し、昭和59年10月1日に町制施行により横瀬町になったことを祝し、2月11日、町民会館ホールにおいて合併70周年・町制施行40周年記念式典を開催しました。当日は、関口参議院議長、大野埼玉県知事、地元選出県議会議員、近隣市町村長、近隣市町村議会議長をはじめ、大勢の皆様においでいただき、盛大に開催することができました。

町の節目となるこの式典では、今までのまちづくりに貢献いただいた方に感謝の意を表し、自治功労者顕彰や永年勤続表彰、感謝状を贈呈しました。また、式典前のアトラクションでは、横瀬町を含め、秩父地域出身者で結成した山の音楽家によるコンサートが行われ、すばらしい歌声に会場が包まれました。今後も、この横瀬町を長い時間をかけて築き上げてくださった先人への感謝の気持ちを忘れず、この先も、今よりもすばらしい希望に満ちあふれた横瀬町であることを目指し、これからの行政運営を進めてまいります。

次に、今年で12年目となるあしがくぼの氷柱についてです。横瀬町観光協会をはじめとする関係者の皆様のご努力により、今年もすばらしい氷の芸術を造り上げていただきました。今年例年に比べ寒い日が

多く、氷柱にとっては好条件がそろいました。1月9日から始まり、当初は2月24日まで開催の予定でしたが、公開期間を3月2日までに延長しました。新聞やテレビニュースに取り上げていただいたこともあり、開催53日間で8万3,181人と大変多くの方にご来場いただきました。12年もの長きにわたり、この事業が継続できたのも、ひとえに横瀬町観光協会氷柱部会とボランティアの皆様をはじめ、関係各位の工夫と努力によるものであると感謝をしております。この冬の一大イベントは、道の駅果樹公園あしがくぼや周辺施設、観光農園など、地域経済に与える影響は非常に大きいものがあります。今後も厳寒の中、造り上げる氷の芸術がさらに創意工夫され、事業展開していただけるよう、町としても最大限協力していきたいと考えます。

次に、地域おこし協力隊についてです。3月1日付で高木沙季さんが着任しました。高木さんは、東京都中野区出身で、フードコーディネーター1級の資格をお持ちで、自然豊かな地域での農作物や特産品を利用した料理に興味があり、1か月のインターン期間を経て、改めて地域商社ENg a WAの一員になりました。また、今年に入り2名の隊員が卒業しましたが、そのうちの1人、嶋田和代さんが製造したワインが、女性のワイン専門家が選ぶ国際的なワインコンクール「サクラアワード2025」でゴールド賞を受賞しました。嶋田さんは、令和4年2月から令和7年1月末まで地域おこし協力隊として活動し、芦ヶ久保の日向山斜面にある農地と一軒家を活用した町内初のワイナリーを昨年8月に設立し、ワインづくりを始めました。今後は横瀬町産のワインづくりの実現に向けた取組を進めていく予定です。現在、21名の隊員が、空き家対策、町獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウェルビーイングの普及啓発など、様々な分野で活動をしています。今後も横瀬町の未来のために、町に興味を持っていただき、町の地域力の維持強化のための新たな担い手として隊員の募集を続けてまいります。

次に、よこらぼについてです。今期、審査体制、推進体制を見直し、新たに起業支援型よこらぼを開始するなど、開始から9年目に突入し、進化を続けるよこらぼですが、昨年引き続き交流イベント「よこらぼ大会議2025」を2月15日に町民会館で開催しました。今回のテーマは、「～連携・チャレンジ～その先へ」と題して、よこらぼ審査会長の講演や2つのトークセッション、3分間ショートピッチ、産業能率大学経営学部学生による政策提言発表などが繰り広げられました。当日は、町内外から150名もの参加をいただき、町とつながりのある地元関連企業の方や内閣官房や総務省、国土交通省の官僚の方による2つのトークセッションでは、地方創生に欠かすことのできない官民の連携や国と地方との連携、最新の情報など、短い時間でしたが、とても内容の濃い話を聞くことができました。今後も、先進的で町民の方にとって有益なよこらぼとなるよう創意工夫し、知恵を絞りながら事業を進めてまいります。

次に、二十歳のつどいについてです。1月12日に横瀬町二十歳のつどいが開催されました。今年は69名の方が二十歳の節目を迎え、そのうち57名の方が式典に出席をしました。毎年有志が実行委員となり、企画運営を行うこのつどいでは、恩師や町関係者も参列する中で、参加者一人一人が近況報告をするとともに、代表者が堂々と宣誓や答辞を述べ、感謝と今後の抱負を誓いました。横瀬町の未来を担う若者たちの成長を実感できるイベントとなりました。

そして、2月23日には、当町独自の取組であります25歳のつどいがA r e a 898で開催をされました。25歳の若者24名、恩師の先生3名に出席をしていただき、和やかで楽しい雰囲気で開催がされました。

次に、全国植樹祭木製地球儀展示についてです。全国植樹祭開催のプレイベントとして、横瀬町役場1

階ロビーにおいて、2月10日から14日まで木製地球儀を展示しました。この木製地球儀は、21世紀最初の全国植樹祭が開催された第52回山梨県大会の際に、植樹祭のシンボルとして制作をされました。森林、林業がさらに重要な役割を担うことをイメージした木製の地球で、国民、企業、行政が一丸となって3者の手で支えていく姿を3枚の葉で表現し、地球はヒノキ、葉はナラ、基台はケヤキで造られています。高さ60センチ、幅50センチ、重さ14.7キログラムの大きな地球儀で、開催都道府県に引き継がれています。皆野町から引き継がれた木製地球儀を横瀬町で展示し、秩父市へ引継ぎをしました。

次に、交通死亡事故ゼロ1,000日達成感謝状贈呈式についてです。令和7年2月8日で、横瀬町は交通死亡事故ゼロ1,000日を達成しました。そこで、2月10日に秩父警察署長同席の下、日頃から交通安全運動に取り組んでいただいている交通指導員や交通安全母の会など、交通安全に携わる6団体に、日頃の活動の功績をたたえて感謝状の贈呈を行いました。また、これらの交通安全活動の成果が認められ、2月18日に開催された埼玉県交通安全対策協議会表彰式において、横瀬町は交通安全推進市町村表彰を受賞しました。今後も交通安全や防犯に力を入れて、安全安心のまちづくりを積極的に推進してまいります。

次に、日本一歩きたくなる町プロジェクトについてです。この日本一歩きたくなる町プロジェクトは、町民の方の健康づくり、観光誘客、人の輪づくりという3つを促進し、日本一歩きたくなる町を目指しています。このたび、2月27日に東京ビッグサイトを会場として開催された健康博覧会において実施された足や歩行に関する優れた商品や取組を表彰する「フットヘルスアワード2025」の取組部門で、日本一歩きたくなる町プロジェクトが最優秀賞を受賞し、審査員の一人である元マラソンランナーの有森裕子さんからトロフィーを授与されました。これまで取り組んできた幼児から高齢者までを対象とした各事業が評価されての受賞となりました。この受賞を糧に、今後も年間を通じてウォーキングが楽しめるイベント等を継続して実施するとともに、さらなる事業効果を目指した新たな事業展開も視野に入れ、積極的に事業を推進してまいります。

最後に、「台湾祭々 in 秩父・横瀬」についてです。台湾との交流体験を通じて相互理解を深め、秩父地域の魅力を再発見できる国際交流イベントを行い、インバウンド観光を盛り上げ、今後の地域活性化を図ることを目的に、新たなイベント「台湾祭々 in 秩父・横瀬」を町民会館駐車場で3月1日、2日の2日間開催をいたしました。秩父郡市で約30店舗、台湾から約15店舗が出店しました。このイベントは文化の交流イベントでしたが、2日間の来場者は1万2,500人と大盛況で、予想を上回るよい反響がありました。初めての試みで試行錯誤の末の開催になりましたが、この経験を活かし、さらなる地域の活性化に取り組んでまいります。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。議会の委任による専決処分報告1件、専決処分の承認1件、条例の制定1件、条例の一部改正9件、令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計補正予算5件、令和7年度一般会計、特別会計、公営企業会計5件、人事案件13件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。



◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

1番 森 沢 望 美 議員

2番 関 貴 志 議員

12番 若 林 清 平 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、2月27日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、3月7日から11日までの5日間と決定いたしました。なお、8日、9日の土日は休会といたします。

本委員会の決定に賛同され円滑な議会をお願いいたしまして、報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日7日から11日までの5日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は5日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○新井鼓次郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和6年第6回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和6年第6回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定しましたので、ご了承願います。

次に、令和6年12月、令和7年1月及び2月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和6年12月19日、令和7年1月20日及び2月19日に、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和6年度一般会計及び3つの特別会計並びに下水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和7年1月31日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は5億646万9,530円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、各常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年2月20日午後2時より、横瀬町役場議場、出席者、委員4名、執行部12名、事務局

2名。会議録署名委員に関貴志委員、新井鼓次郎委員をご指名申し上げます。

審査事件等、1、所管事務調査、災害用物資の備蓄状況について、2、教育委員会報告、3その他。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、総務課長より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、公会堂の利用や暖房器具の活用について等がありました。まとめ、当委員会としては、説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

2、教育委員会報告、教育長より、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、中学3年生の進路状況や進路指導について等がありました。まとめ、当委員会としては、説明を受けたということでまとめいたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明があり、当委員会としては、これら報告説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長より産業建設常任委員会報告を求められましたので、報告いたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年2月20日午前10時より、横瀬町役場議場にて行いました。出席者、委員5名、議長、執行部5名、事務局2名です。会議録署名委員に町田多委員、関根修委員を指名し、初めに富田町長よりあいさつをいただき、審査事件に入りました。

審査事件等、(1)、所管事務調査、下水道事業の進捗状況について、(2)、その他です。

審査経過・まとめとして、所管事務調査、下水道事業の進捗状況について、資料に基づき、建設担当課長より説明を受けました。質疑では、使用する管の材料費について、下水道接続時の補助金について、下水道の普及率向上について、マンホールポンプの現状について、水道料金が値上げの場合の下水道料金について等がありました。まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

(2)、その他、執行部から3月提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞き置くこととしました。

以上、報告いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長より報告を求められたので、広報常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年1月16日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、森沢望美委員、関貴志委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第145号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第145号の編集について、内容等の協議検討を行いました。最終確認については、正副委員長に一任ということで決定し、1月22日に正副委員長による最終確認を行い、2月1日に発行済みといたしました。

開催日時、令和7年2月27日午後2時30分より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名でございます。会議録署名委員といたしまして、向井芳文委員、黒澤克久委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第146号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第146号の編集について、レイアウト等の協議検討を行いました。

以上、報告といたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久議会改革特別委員会委員長登壇〕

○**黒澤克久議会改革特別委員会委員長** ただいま議長より議会改革特別委員会の報告を求められましたので、報告いたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和6年12月26日午後2時、場所は横瀬町役場301会議室、出席者、委員7名、議長、事務局2名でした。会議録署名委員を向井芳文委員、町田多委員にお願いし、会議に入りました。

今回の審査事件等ですが、1、常任委員会について、2その他です。

審査経過として、町の行政組織条例の改正に伴う環境課の新設及び所管数のバランス等を考慮し、総務文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の所管、名称について審議いたしました。その他については、議会報告会やアンケート等の実施についての意見が出されました。まとめ、当委員会としては、総務文教厚生常任委員会につきましては、名称を変えず、所管を総務課、町民課、福祉介護課、健康子育て課、教育委員会とし、産業建設常任委員会の名称を企画財政産業建設常任委員会とし、所管をまち経営課、税務会計課、振興課、建設課、環境課とすることでまとめとしました。

続きまして、令和7年1月30日午後2時から、横瀬町役場議場にて行いました。出席者、委員8名、議長、事務局2名、会議録署名委員を若林想一郎委員、宮原みさ子委員にお願いし、会議に入りました。

今回の審査事件等ですが、1、議会報告会について、2、その他です。

審査経過、議会報告会の開催時期、会場、進め方などについて議論しました。その他については、報酬見直しについて等がありました。まとめ、当委員会としては、議会報告会に向け、さらに審議を継続していくことでまとめといたしました。

以上です。

○**新井鼓次郎議長** 各常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○**10番 関根 修議員** 議長のご指名がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

まず、全員協議会が行われました。開催日時、令和7年1月16日木曜日、開会、午前9時59分、開催場所、秩父クリーンセンター3階大会議室、出席議員16名、関係職員。

議事ですが、(1)、諸報告、内容は水道事業経営審議会への諮問事項に対する答申についてであります。詳細内容については、控室に資料がありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、定例議会前の通常的全員協議会がありました。開催日時、令和7年2月6日木曜日、開会、午前9時53分、開催場所、秩父クリーンセンター3階大会議室、出席者、議員13名、関係職員であります。

議事は、(1)、諸報告、主に令和6年の火災救急救助統計等の説明がありました。(2)、議会運営であります。

令和7年第1回2月定例会が開催されました。開催日時は、令和7年2月13日木曜日、開会は午前10時、ちょうどであります。開催場所は、秩父市役所本庁舎4階、議場であります。出席者は、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程は、第1に会議録署名議員の指名、秩父選出議員の赤岩秀文議員、木村隆彦議員、小櫃市郎議員の3名であります。第2、会期の決定、2日間ではありますが、結果、当日1日のみで閉会となりました。第3、諸報告、第4、管理者提出議案の報告、第5、一般質問であります。2名の方がおります。秩父選出議員の小松穂波議員、清野和彦議員の2名であります。日程第6から第12までは提出議案であります。議案第1号より議案第7号まで、いずれも報告書のとおり、総員起立で原案可決となりました。

以上、報告いたします。広域資料は控室にありますので、御覧ください。

以上、報告を終わります。

○**新井鼓次郎議長** 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

ここで各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○**2番 関 貴志議員** 産業建設常任委員会の報告書の中の所管事務調査、こちらに水道料金が値上げの場合の下水道料金についての質問というところがあったと思うのですが、こちらの内容としては、どのような回答があったかというのをお聞きしたいと思います。

○**新井鼓次郎議長** ここで報告者の答弁を求めます。

5番、黒澤克久議員。

○**5番 黒澤克久議員** ただいま質問が出ました水道料金値上げの場合の下水道料金についてですが、我々が委員会で受けた報告としては、変化はない、変わらず今までどおりの水道料金のもと同じで下水道料金。下水道料金と上水道料金、そこの金額の掛け方が変わるわけではないので、単純に上水道の2倍というふうには捉えていないということで、我々はそのときに担当課長より説明を受けています。詳細は、ま

たその担当課の方に休憩中にも確認していただければ、一番確かなので。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。総務文教厚生常任委員会の所管事務調査、災害用物資の備蓄状況についてですが、今年も1月から大地震で、今も大船渡で大火災がありますが、この災害用物資の数が、委員会としては十分な数があると納得したのでしょうか、お伺いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対しまして報告者の答弁を求めます。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま質問いただきました。こちらにつきましては総務課長から説明を受けて、備蓄場所、それから備蓄する災害用の備蓄品等については、ほぼ問題ないのではないかと思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で、日程第3、諸般の報告を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

◇

◎一般質問

○新井鼓次郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は8名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

8番、内藤純夫議員。

〔8番 内藤純夫議員登壇〕

○8番 内藤純夫議員 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問事項1、教育長の考えと対応について。明細1、小中学校の不登校への教育長の考えと対応につい

てを質問いたします。昨年6月議会で同じ質問をしましたが、いじめ防止や不登校に対し一番大切なのは未然防止にあり、教職員一人一人が課題を共有する意識が重要であり、安心安全な学校生活を送ることのできる学校づくりに努めると、教育長より答弁をいただきました。12月議会でいただきました教育委員会の報告では、横瀬小学校の不登校児童は1人との報告がありました。今、全国で児童生徒の不登校者が33万人に上る中、不登校児童が増えるのは分かりますが、減って1人になるのはとても信じ難いことです。教育長が校長時代、問題のある生徒にも寄り添ってくれるすばらしい校長だったとの話を、当時の保護者から伺っていますが、教育長はどのような考えで、どのような対応したのか伺います。

明細2、タブレット学習によるデメリットはですが、議会としましては、タブレット導入には積極的に協力したつもりですが、タブレット授業で漢字が書けない、文章を要約して短くできない等の報道がなされています。タブレット学習のデメリットを教育長はどのように考えているのか伺います。

質問事項2、子育て支援についてですが、3歳から5歳の幼児に対し、給食費無償の考えはないかですが、昨年6月、同じ質問をしましたが、昨年、検討はしているが、まだやるという判断には至っていない。財源がない中で、概算990万円の負担は厳しいとの町長の答弁がありました。出生数が減っている今、人口減少、少子化を止める意味でも、子育て支援の一環として幼児の給食費無償化を実現していただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 質問1、教育長の考えと対応についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項1、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

まず、(1)、登校の対応についてですが、不登校については個に応じた対応が重要なため、ケースによって異なった対応が前提ではありますが、基本的な考え方として、小中学校とも大きく初期段階、中期段階、後期段階によって対応しています。今回、小学校において昨年度不登校だった児童は、中期段階の児童であります。学校の対応によって好転し、学校に足が向く状況が生まれました。その理由は、3点あると感じております。

1点目は、個別の登校支援体制の構築です。保健室登校を認め、一日のうちの数時間だけ教室で生活をするなど、スモールステップで通常の学校生活を送れるよう支援しました。その子が自分のペースで頑張れて、学校に行ってみようかなと思えるような柔軟な登校支援を行いました。

2点目は、個別の学習支援体制の構築です。1人1台端末を活用しオンラインで教室とつなぎ、クラスメートと共に学ぶ機会を確保しました。さらに、少人数で学習できる体制を整え、心の緊張をほぐし、安心して登校し学校生活を送れるようにしました。

3点目は、保護者の送り出す力です。登校に困難さを抱えているお子さんの多くは、家庭の送り出す力の弱さが原因となっているケースがあります。今回の場合、家庭も学校の支援体制の取組を理解し、情報共有しながら連携したことが、大きな要因でもあります。

以上のように、個別の柔軟な登校方法や学習支援及び家庭との連携が好転した大きな理由であります。さらに、組織的な体制づくりが図れたこと、特に養護教諭が不登校児童との信頼関係を築き、組織のキー

マンとして支援できたことは、大きな要因でした。子供の心に寄り添った選択肢を整え、自己決定させていくことで、徐々に学校に足が向けられるようになり、効果的な対応につながったものと受け止めております。

続きまして、(2)、タブレット学習によるデメリットについてですが、あえてデメリットを挙げるとすれば、視力低下などの健康面の影響、誹謗中傷、著作権など、情報モラルや情報リテラシーに関わることになるかと存じます。

一方、メリットでは、児童生徒にとってはタブレットなどを1人1台使用できるようにすることで、映像や音声などをタブレットに移し、紙の教科書では実現不可能だった教材による教育が可能になります。授業がより分かりやすくなり、理解も進むと考えられます。学びが楽しくなることから、積極的、主体的な学びも促します。書くことについては、今はタブレット上で書くこともできます。また、それ以上に児童生徒に求められていることはタイピングです。昨年からは県学習状況調査においても、C B T方式によるテストがスタートしました。また、全国学力調査も、来年度から中学校の一部でその方式が始まります。C B T方式とは、コンピューターを使用したテスト方式です。いかにタイピング能力を上げ、テストにスムーズに回答できるかが鍵になります。タイピング能力が低ければ、分かっているにもかかわらず表現できないということにもつながります。

以上のことから、児童生徒の健康面に配慮し、情報モラル、情報リテラシー教育の推進を図りながら、効果的なタブレット学習を今後も取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 どうもありがとうございます。(1)のほうですが、今日いただいた教育委員会報告によりますと、小学校の不登校児童が6名と増えていますが、これはどのような理由なのか教えてください。

あと、(2)のほうのタブレット学習ですが、2019年から使用が認められて、2020年から小学校5年から3年生対象に、英語のデジタル教科書が大変普及したということで、教育長もおっしゃっていた目の疲れ、視力低下が非常に懸念されます。教科書もタブレット中に入ってしまうと、ずっとタブレットを見ている授業になってしまうということで、先進地と言われるスウェーデンのほうでは、デジタル教科書を全廃して、全て紙に戻すというニュースがございますが、デジタル教科書の導入について、教育長はどのような考えをしているのかを伺います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の再質問でございますが、6名増えている状況ということでございますが、6名のうちの今回新たな不登校をつくらない、未然防止に努めていくということが大きな思いでございましたが、6名のうち1人は継続、昨年度から継続した児童生徒でございました。残りの5名は、新たな不登校がやはり

出てしまったということで、そういった内訳でございます。先ほど答弁いたしましたとおり、昨年の不登校で、学校に足が向けられていくようになった状況が出てきたというお話をさせていただきましたが、継続してきた不登校が今回学校に足が向けられたことが、この数はさらに大きくはならなかったということでもございます。

ただ、残念だったことは、新たな不登校生徒が5名ほど出たということが、今後の大きな課題にもなってくると思います。私が不登校児童生徒の未然防止を大事に掲げたのは、やはり学級経営、自分という存在が大事にされている、そういった子供たち一人一人が思いを抱けるような学級経営をしていくことが、未然防止につながると思っておりますが、引き続き学校のほうにも指導してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

2つ目のデジタル教科書と紙の教科書の再質問について答弁させていただきます。現在、デジタル教科書は紙の教科書と同じ扱いで、小学校5年生以上の英語と算数・数学で、教材としての位置づけで導入しています。実際使っている効果として、英語ではネイティブスピーカーによる音読を繰り返し聞くことができ、正しい発音やリズム、イントネーションが学んでいます。また、算数・数学では、特に図形など立体図形を切ったり回したり、奥行きを感じた学習ができたり、拡大表示することで焦点化できたりすることが可能になります。また、創作活動でやり直しがすぐにできるので、ノートよりも取りかかりやすかったり、行き詰まったらリセットして、すぐにやり直すことができたりなどの効果が上がっております。

一方、紙の教科書は、繰り返し読んだり書き込んだりすることで定着を図れることから、特に低学年段階における指導において有効に働くものと考えております。以上のことから、デジタル教科書の活用ありきではなく、紙の教科書も使いながら、学習内容に最も適した使い方と指導方法を組み合わせることが重要だと考えております。

現在、国の中央教育審議会において、1つ、デジタル教科書の位置づけを代替教材から正式な教科書に見直し、国が行う教科書検定や無償給与の対象とすること。2つ目、紙かデジタルかは各教委が選択すること。3つ目、紙とデジタルを併せたハイブリッドな教科書の形態も認めることなどを検討課題とした作業部会が行われております。そうした国や県の動向を注視しながら、今後も検証研究に努めてまいりたいと存じます。私の現段階の考えとしては、ハイブリッドな教科書の形態が望ましいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 (1)のほうは、教育長の考えはすばらしい考えだと思いますので、これからも不登校が出ないように未然防止に努めていただきたいと思います。

タブレット教科書については、横瀬町としてはこれは導入するとか、そういういつから導入するとか、決定したことがあったら教えていただきたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 再々質問についてお答えいたします。

横瀬町としては、デジタル教科書の導入につきましては、今後、先ほど申し上げましたとおり、中央教育審議会の中間報告あるいは最終報告がこれから出ると思いますが、出た後、先ほど申し上げましたとおり、紙の教科書もデジタルの教科書も、お互いの利点を生かしながら併用していくというハイブリッドの形態として取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、子育て支援についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、質問事項の2、子育て支援について、保育所、こども園児童、幼児に対し、給食費無償化の考えはという質問にお答えしたいと思います。

まず、現状なのですけれども、現在保育所や認定こども園の3歳から5歳児の給食費について、現在町が実施しているサービスは、給食費のうちの副食費を国基準で免除しているほか、国基準を拡大した町独自の基準で第3子以降の子供を対象に免除、実質無償化をしており、保護者の副食費負担は、この部分についてはありません。令和7年2月1日現在で、3歳児から5歳児のうち約39.2%が、国または町基準での副食費が免除になっているというのが今の状況です。

6月に質問いただいた時点と今、基本的には考え方としては変わらないですが、6月と今で時間が経過しまして、状況が変わったというのがあります。1つは財政状況の認識なのですが、これが残念ながら新年度予算を編成してみた今のほうが、より切実に財政的にこれから先が厳しくなるだろうという想定になっています。これは恐らくうちだけではない話で、全国の自治体皆同じという部分もかなり大きいと思っております。財政的に6月よりもかなり厳しいという想定に立たざるを得ないというところ。

一方で、この6月からの間で石破内閣が誕生し、また子育て支援に力を入れるという議論が出てきています。具体的に給食費の無償化というのが、言葉として国会で議論されるようになってきたので、ここは少し期待を持てるところかなというふうに思っています。ということで、回答としては前回とあまり変わらないのですが、財政状況を踏まえて、国や県の動向も見ながら検討していきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 ありがとうございます。今、うちだけではないとおっしゃいましたが、秩父市、小鹿野町では選挙がある関係かもしれませんが、新しい子育て支援策を大分打ち出してまいりました。横瀬町は、子育て支援策、新しい支援策ということは今はないのですか、お伺いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 では、ただいまの再質問のほうにお答えいたします。

横瀬町の子育て支援の新しい支援策ということでございますが、今現在実施している子育て支援のサービスを継続していくということと、昨年10月にこども家庭センターも設置しておりますので、その辺りでこども家庭に対する相談事業を強化していきたいというふうに思っております。

また、昨今の物価高騰や社会状況の変化により、ご家庭の経済的な負担は年々増加しておりますので、その辺を踏まえまして、保護者の経済的な負担の軽減や保育サービスの充実、その辺りを総合的な子育て支援を実施してまいりたいと思っておりますので、新たな事業展開も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私からも補足させていただきます。

引き続き子育て支援は、当町にとって大変重要な政策分野になります。切れ目ない子育て支援をつくっていくということ、引き続き力を入れてやっていきたいと思っております。経済的な支援もそうですし、令和7年度にやりたいと思っているところは、子供の居場所づくり、それから子供に関わる例えば保育士さんだったり、もう少し柔軟に関われるような形をつくって、子供たちが育つ環境をさらに充実させていきたいというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 いろいろ答弁ありがとうございます。小学校、中学校の給食費無償化のときに、急にずっとやらないと言ってぽおんと英断を下された町長ですので、これもあるかなという気がしますが、その点はどうでしょう。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 そのときそのときでベストの判断をしていくということを心がけていますので、もちろんそういう可能性もないとは言えません。

○新井鼓次郎議長 以上で8番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、5項目の質問になります。大項目1、インフラの維持管理について、要旨明細（1）、下水道

等の地中埋設配管の状況について。令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故、1回目の陥没は交差点地下10メートルにある下水道が、下水から発生した硫化水素が空気に触れ硫酸になったことで管を溶かしたなどの理由で一部破損し、水が漏れるなどして空洞ができたこと、2回目の陥没は、下水道管から水が漏れて土石が流れ空洞ができたことや、転落したトラックとのバランスによって保たれていた力の関係が、引揚げによって崩れたことだと見られています。2月5日に開かれた国土強靱化推進会議では、事故を受けて国土強靱化に向けた新たな計画に上下水道管の集中的な修繕や更新の推進といった老朽インフラ対策を盛り込む方針を決定されました。当町の下水道管理、点検状況をお伺いします。

また、国土強靱化計画に老朽インフラ対策が盛り込まれましたことが、町としての対応、考えをお伺いいたします。

大項目2、町制施行について、要旨明細(1)、町制施行40周年記念式典について。2月11日に行われた横瀬町合併70周年・町制施行40周年記念式典ですが、終えてみての感想、よかった点、反省点があれば教えてください。個人的には、山の音楽家のオープニング箇所がすごくよくて、横小の校歌を聞いて鳥肌が立つくらいでした。

大項目3、官民連携について、要旨明細(1)、「よこらぼ大会議2025」について。2月15日、よこらぼ大会議2025が開催されました。昨年に続き2回目の開催でしたが、終えてみての感想、よかった点、反省点があれば教えてください。個人的な感想は、オープニング講演、トークセッション1、2とよかったのですが、短時間にぜいたくに詰め込み過ぎたのではと思っています。

大項目4、景観保全について、要旨明細(1)、町有地の管理について。町有地の管理について、日頃からある程度の管理がなされている認識ですが、町道、通学路、町有林など、どのような管理がなされているかお伺いします。

大項目5、広報活動について、要旨明細(1)、町内外の広報について。広報とは、企業や団体などの組織がステークホルダー、利害関係者と良好な関係性を構築、維持する活動全般を指します。自社と関係する人々との良好な関係をつくることとも言え換えられます。また、様々なステークホルダーと相互コミュニケーションを行い、社会との良好な関係を築くための営みのことを広報活動と言います。広報に求められる5つの役割、広報の役割1、社会に対して情報発信する。広報の役割2、ステークホルダーとコミュニケーションを図る。広報の役割3、事業活動に役立つ情報を社内に共有する。広報の役割4、経営者に課題を伝えて変革を促す。広報の役割5、ブランディングに即した企業文化を醸成する。以上のことを町に当てはめると、町の広報で足りない部分があると考えます。シンプルに表すと町内外になります。特に内向きの発信について、町民向けの広報が足りないと考えます。現状でもライン、X、フェイスブック、インスタグラムを用いたSNSを運用していることは認識しています。多少インスタグラムの運用が弱いかなと思いますが、この辺の検討はいかがでしょうか。

また、ホームページですが、トップ画面にてお知らせで記載されていれば分かるのですが、検索機能については使いづらいという印象を持っております。私が機能を使いこなせていないだけであるかもしれませんが、改善してほしいと思っています。町が考える広報とは、現状の認識、課題についてお伺いいたします。

以上で壇上での質問といたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、インフラの維持管理についてに対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

〔久古 武建設課担当課長登壇〕

○久古 武建設課担当課長 質問事項1、インフラの維持管理について、要旨明細(1)、下水道管等の地中埋設管の状況について答弁いたします。

最初に、八潮市の事故の状況でございますが、議員ご指摘のとおり、硫化水素による硫酸腐食等が原因と考えられております。敷設化されている下水道管が、管の厚さ475ミリ、47.5センチのコンクリート管でアルカリ性の材質、これに対して下水道管の中で発生する硫化水素が酸性の性質を持っているため、長年にわたり腐食が進行した結果、下水道管に穴が開いたのではないかと推測されております。

次に、当町に敷設されている下水道管についてご説明させていただきます。令和5年度末における下水道管の総延長は2万8,620メートルであり、下水道管の埋設深度は、浅いところで地下1メートル、深いところで4メートル弱のところに埋設されております。下水道管の耐用年数は50年と定められておりますが、当町の下水道管は横瀬大橋に先行して添架された管が30年未満、それ以外の下水道管は全て25年未満の経過年数となっておりますので、下水道管自体は新しいものが多い状況です。

次に、下水道管を口径別に見ますと、一番大きい口径で350ミリ、35センチ、一番小さい口径で75ミリ、7.5センチであり、一般的な口径は150ミリ、15センチの管で2万3,207メートル、全体の81%を占めております。

次に、下水道管を管種別で見ますと、硬質塩化ビニール管に分類されるものが2万5,643メートル、ダクタイル鋳鉄管が2,801メートル、合計で2万8,444メートル、全体の99.4%、この2つの管で当町の大部分の下水道管を占めております。また、硬質塩化ビニール管は、硫化水素による劣化もないとされており、ダクタイル鋳鉄管につきましても管内面防食塗装によりまして、硫酸腐食に対応したものが敷設されております。

以上、下水道管についてご説明させていただきましたが、当町の場合、硫化水素に対しては比較的対応ができているほか、敷設してある下水道管の口径や埋設深度、耐用年数と併せて総合的に考えますと、八潮市で発生したような大きな事故というのは起こりにくいというふうに考えております。

また、当町におきましては、下水道事業の供用開始から現在までの間に、下水道管が破損したことに起因する道路陥没等は起きていない状況でございますが、今後下水道管の老朽化とともに事故が発生する可能性もございますので、引き続き維持管理には注意を払っていきたいと考えております。

続きまして、当町の管路施設における日常の点検業務についてご説明をさせていただきます。維持管理業者において、マンホールポンプ23か所と重点点検マンホール1か所の毎月点検を実施しております。また、これらの点検の際に、主要な下水道管が埋設されている道路陥没等の状況も併せて確認していただいているほか、下水道グループの職員についても、日常的に道路陥没等の状況確認に努めております。

次に、圧送先のマンホールポンプの点検でございます。ポンプで圧送した汚水が流れ込む圧送先マンホール23か所については、硫化水素による腐食の影響を受けやすいとされており、下水道法及び施行令によりまして、5年に1回以上の頻度で点検を行うよう規定されておりますが、点検頻度を早めまして、3年に1回の頻度で維持管理業者による点検を実施し、状況確認に努めております。

その他といたしまして、下水道管の管内の高圧洗浄を必要に応じ専門の業者へ委託しているほか、日常の維持管理の中で異常が疑われる場合の追跡調査といたしまして、職員と維持管理業者で管内検査カメラを使用した点検作業を補完的に実施するなどの体制も取っております。

続きまして、今回の事故を受けての対応状況でございます。1月29日付で国土交通省から緊急点検の要請が出ており、当町は事業規模等から緊急点検の対象外でございますが、念のため2月上旬に職員と維持管理業者で緊急点検を実施しております。緊急点検の内容につきましては、町内の下水道管が埋設されております主要道路の道路陥没等の状況の目視点検と、圧送先マンホール23か所のうち、11か所の目視点検及び硫化水素濃度等の点検でございまして、いずれも今すぐ災害等につながると思われる箇所を確認をされております。以上、当町の下水道管の埋設状況、日常の維持管理の状況、八潮市の事故を受けての対応についてご説明をさせていただきました。

次に、当町の老朽インフラ対策のご質問についてお答えをさせていただきます。令和6年元日に発生した能登半島地震により、ライフライン、特に上下水道施設に甚大な被害をもたらしました。その原因が、上下水道管の老朽化に起因する部分が大変大きかったため、国のほうから、令和6年度内に上下水道耐震化計画の策定を進めるようにという方針が打ち出されました。上下水道耐震化計画は、上下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画でございます。

その前段として、国から管路等の耐震状況、上下水道システムの緊急点検の要請がありまして、秩父広域水道局さんと調整を行い、重点施設及び急所施設の確認作業を実施しております。この作業をベースにいたしまして、先日秩父広域水道局さんと横瀬町の下水道事業で、一体の上下水道耐震化計画の策定までは進んでおります。

令和7年度以降の予定でございますが、先ほど来ご説明させていただいたとおり、当町の管路施設は埋設されている下水道管が新しいため、令和7年度以降、すぐに下水道管の布設替えを行う必要性はないと考えております。そのような中で、当町が下水道管よりも先に進めていく必要がある老朽インフラ対策として、水質管理センターの更新工事がございます。特に電気機械設備につきましては、耐用年数15年から20年ぐらいのものが多いため、今後更新が必要となる設備が増加していくことを想定しております。これに対応するために、令和7年度、令和8年度の2か年をかけまして、ストックマネジメント計画の策定を予定しております。

ストックマネジメントは、下水道施設全体の老朽化の調査を行いまして、優先順位づけを行った上で施設の更新工事を実施したいもので、計画を策定することによりまして、今後予定されております水質管理センターの更新工事へ国庫補助金の活用が可能となるものでございます。当町といたしましては、水質管理センターの更新工事を、老朽インフラ対策の最優先事項ということで進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 詳細な説明ありがとうございました。今、説明を聞いて、改めて我が町としてできることは、もう既に実施しているということが分かりましたので、非常に安心いたしました。

1点、もう少し詳細的に確認したい事項が、広域水道局と耐震化計画を考えているという今説明がありましたが、その年度が何年にわたるとか、そのような基本構想的なものが大まかに見えているのであれば、その説明を一部いただければと思います。

また、今我が町としてしっかり取組ができている下水道の関係ですが、多くの町民の方も不安に思われている方も多くて、割と聞かれることが多くて今回質問することにしたのですが、これこそ今日の5番項にある広報の關係に当たるのですが、しっかりとここまで町としてやっています、やれています、こういうところを今後気をつけるようにしていますというようなPR活動がしっかりできるように、何か企画を考えていただければと思います。

以前でいくと、広域水道に移行したときに、水道局はよくそういう水の飲み比で味は変わりませんよなんていうことをやったりしましたけれども、啓発的なポスターだとか、そういうものが必要であるなら、そういうことであると思いますし、浄化槽とかを入れるときに、町民文化祭とかあの辺でたしか以前は外に展示して、これが地中に埋設されているのだよって子供向けにやっていたけれども、今回のことは、横瀬町の下水管こんなのだよというものが分かるようなことを企画していただければと思います。ちょっとまとめませんが、再質問とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

〔久古 武建設課担当課長登壇〕

○久古 武建設課担当課長 5番議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、上下水道耐震化計画の内容についてのご質問でございます。計画基本5年でございますが、それをさらに老朽化の耐震化を進めていくに当たりまして、また更新をしていくような形の計画になっております。内容につきましては、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道一体化で耐震化を進めていく計画となっております。

計画の中で、先ほど申し上げたとおり急所施設と重要施設というのを設定しておりまして、急所施設につきましては、上下水道が管理している施設で急所となるものという位置づけになります。下水道事業では、急所施設は水質管理センターの1か所のみでございます。重要施設につきましては、町の地域防災計画に位置づけられている役場や避難所など、災害時に上下水道の機能の確保が特に必要な施設で、下水道区域内では重要施設として12施設を設定しております。この中で、特にその重要施設に対して上下水道で共通認識を持つことで、仮に災害が起きたときに、水道は使用できるのだけれども、下水は使用できないですとか、あるいは下水は使用できるのだけれども、水道は使用できないということがなるべく起こらないように、重要施設に対する共通認識を持って、災害が起きた際でも上下水道の機能が確保できる形を整えておくための計画となっております。

続きまして、もう一つの質問で住民の方も心配されているということで、その辺下水道をもっとPRをしろという励ましのご質問だと思います。よこぜまつり等におきまして、浄化槽あるいは下水道の普及啓発を行っておりますので、その辺は引き続き議員さんのご要望も踏まえまして、またよこぜまつり以外のところでも下水道のところの普及啓発できるような形で、また新年度以降考えていきたいと思っております。これは宿題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、町制施行についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項2、町制施行について答弁させていただきます。

要旨明細1、町制施行40周年記念式典についてですが、昭和30年2月11日に横瀬村と芦ヶ久保村が合併し新生横瀬村が誕生し、昭和59年10月1日に町制施行により横瀬町になったことを祝し、2月11日、町民会館ホールにおいて合併70周年・町制施行40周年記念式典を開催いたしました。今回の記念式典では、町の歴史における重要な節目を祝う意義深い機会として、参議院議長、埼玉県知事、地元選出県議会議員、近隣市町村長、近隣市町村議会議長をはじめ、大変大勢の来賓を迎え、総勢186名の参加の下、盛大に開催されました。

式典では、先人の尽力と町の発展の歴史を振り返るとともに、来賓の皆様方から数多くの貴重な祝辞をいただきました。それと、今までのまちづくりに貢献していただいた方に感謝の意を表し、自治功労者顕彰や永年勤続表彰、感謝状の贈呈を行いました。また、式典前のアトラクションでは、横瀬町を含め、秩父地域出身者で結成された山の音楽家によるコンサートが行われ、すばらしい歌声に会場が感動に包まれました。これらを通じて、町の歴史と伝統を大切しながら未来へとつなげていくすばらしい記念式典になったと思います。

課題としましては、招待者のほかにも一般の方に向けて参加を呼びかけましたが、結果的には10名ほどの参加にとどまってしまったということが挙げられます。今回は早い段階からの告知、周知の方法、式典の内容や形式についても工夫と改善を取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。今回、今答弁であった一般の方が10人しか集まらなかったというのは、ちょっと意外だなという部分で、いろんな方にお会いしたら、こんなやっていたのだねというふうなことを聞かれたりすることがあって、一般は基本駄目だと私は思っていました。でも、今聞いたら、一般の方が入れるという情報を私が初めて知るぐらいですから、それは町民の方々も割と知らなかった方が多かったのかなと思って、ちょっとそれはよろしくないかなと個人的には思いました。

会全般としては、本当に出席してよかったなって思う厳格な式で、参議院議長はじめ、大野知事まで含めても、ちゃんと絵になる舞台の形が取れたとっておりますし、我が議会としても表彰されている方が多数いらっしゃいましたし、今の横瀬町としてできる最善のことはやれたのではないかと考えているのですが、逆にこれは10年に1回で区切っているわけではないですか。少なくとも私が今年議会のほうにお世話になって10年目なので、前回のやつは私知らないのです。ということは、次の10年先って、僕はまたいるかいなか分からぬレベルだなと思って、ちゃんとこれは引継ぎ事項とか、そういうものがあるのかなのか。10年ってやっぱり口で言うのはあつという間の数字なのですけれども、過ごしてみるとなかなか

長いので、どのようにこの町制施行を次の50年に向けて考えているのか、町長の頭のその進め方とか、どういふものが必要だとかというのがあれば、まず教えてください。

そして、2点目に、今回お赤飯がたしか当日会場で配られたのですけれども、お赤飯おいしく頂きました。それは本当にあってよかったなと思う部分でもあるのですけれども、午前中からの式典で頂く分には、温かいうちにいいかなと思ったのですけれども、午後のあの時間帯から頂いて、若干何かあのときにお赤飯なのか、紅白餅なのか、いろんな選択肢があると思うのですけれども、そういう開催時間とかを考えた上で、赤飯を選んだ理由があれば教えてください。別に当初の予定、最初ではなかった話だったのかなと思ったので……

〔何事か言う人あり〕

○5番 黒澤克久議員 レンジもそうなのですから、その2点をお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず、引継ぎの関係でございますが、今回の式典の文書につきましては永年保存ということでありまして、昭和59年の町制施行のときからの書類が今まで保存されておりまして、そこに含めてまた今回の書類も保存していく形になります。

それとお赤飯の質問ですが、こちらにつきましてはいろいろ記念のお祝いということで、赤飯がふさわしいのではないかとというふうなことで赤飯を選ばせていただきました。午前中の開催であればという話もありましたが、一応午後からですが、帰っていただいて夕食に食べていただければと思います。そういったことで赤飯ということになりました。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町長はというお声がけをいただきましたので、私のほうからも答弁させていただきます。

まず、感想は反省点でいきますと、総じてよかったかなというふうに思っています。当初、検討を始めたときには、まずは横瀬らしい式典にしましょうという話で、横瀬らしいをいろいろ議論していました。議論の幅としては、もっとエンターテインメントを入れるとか、お祭り要素を入れるという等々も検討したのですが、そもそも今回は皆さんに感謝の気持ちを伝える場にしよう。そこにシンプルに向き合うということで、あの形に着手しました。

一方、横瀬町はみんなで作るを大事にしている町です。みんなで作るを大事にしている町であるから、出たい人は誰でも出れる形にしようということで、一般の町民の皆さんにお声がけをしたのです。ところが、これはやっぱり表裏でして、ああいう記念式典の形ですと、エンターテインメント性はあまりないですので、やっぱり町民の多くの人にとりましてはちょっと難しかったかなというふうなのは、終わってみて思うところがあります。

10年に1回の式典ですので、今回も前回の式典のことも情報としてはあります。そして、10年後に行わ

れるであろう式典については、恐らく今回のやった形が、参考のフォーマットにはなるということかなというふうに理解をしています。それで言うと、特徴的だなと思いましたが、町の歴史が縄文時代から書いてあるという。それは横瀬町はずっと近時はそういうふうになっていて、そこは踏襲させていただいて、古い記述からずっとそのまま残して、この10年間を足して記載をさせていただいたという形を取りました。

いずれにせよ、皆様のご協力をいただいて、節目となる式典がよい形でできたということで感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、官民連携についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項3について答弁させていただきます。

2回目となりました「よこらぼ大会議2025」でございますが、議員の皆様をはじめ、町内外から約150名の皆様にご参加をいただきました。2回目にもかかわらず、非常に多くの方々に参加をいただいたというふうに感じております。全体を通じて参加いただいた方々に、前回よこらぼ大会議2024から1年が経過し、この1年間でよこらぼとしての取り組んできたこと、そしてよこらぼがきっかけとなって、官民連携をはじめ、様々な連携によってまちづくりを進めてこれたことをお伝えできたこと、今回新たな試みとして、3分間ショートピッチと題し、町内在住の高校生をはじめ、町民の方々など、当日申込みを含めて9名の方々から提案等の発表をいただいたことによって、よこらぼを体験、体感していただくことができたこと、また交流会を2回開催し、ご来場いただいた参加者と町長、参加者と登壇者、参加者同士などが情報交換や交流を深めることができたこと、この3点がよかったこととして挙げられると思います。

反省点でございますが、議員のお話のように、非常にボリューム感のある内容であったというふうには思っておりますが、一方でこの点が横瀬らしさであったり、よこらぼや横瀬町のまちづくりに対する熱量を、参加をいただいた皆様に感じていただけたポイントだとも考えております。今後もよこらぼ大会議がよこらぼの取組、官民連携をはじめ、様々な連携の取組の説明やお知らせをする場として、さらには町民の皆様をはじめ、町外の様々な分野の方々と一緒になって、横瀬町のまちづくりに取り組んでいけるきっかけとなる場として、継続的に開催していければと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございました。本当によこらぼ大会議、面白かったな、終わって見たらあっという間だなというのが感想なのですが、年々多分よこらぼ大会議やりますという、ハードルが自然と上がっていく積み重ねだと思うのですが、次もやりたいと思うのであれば、もう少し逆算して、よこらぼ大会議をちゃんと備えた準備を進めていただければいいのではないかと考えています。

また、うちの特徴なのですか、非常に多くの方が懇親会まで残って、懇親会の会場に入り切れなくてあ

ぶれてしまうみたいな、そんなことがありましたが、いろんな方とお話、情報交換する上で、非常に横瀬町面白いというふうには言っていました。そして、特徴として、よその議員さんが結構参加していたのです。官民連携が、やっぱりこれで埼玉の中で官民連携進んでいるよねということは非常に言われて、皆さん何がどうして進んでいるのかという、何となくの熱量の原因が分かりましたというようなことは言っていましたので、引き続きこの会が行えるように、また官民連携がうまく進むように検討していただいで進めていただければと思います。

この項目の最後に、町長が今回総括したらどんな感じのよこらば大会議になったのか、感想があれば教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 総論としては、今回準備時間が短くて、皆忙しい中であれをやったのですけれども、そういう中ではイベントとしてはよくできたというふうに思います。職員みんな頑張ったなと思います。

私としては、特に今回パネルディスカッションでいろんな方に参加していただいたのですが、とりわけ忙しい官公庁の皆さん、国土交通省や総務省や内閣官房、県の企画財政部の今多分相当お忙しい皆さんが、出てくださいと言ったら、皆さん来ていただきたい方が全員出ていただいたというのが、ありがたかったなというふうに思います。あとはおっしゃるとおり、議員さんだったり職員さん、確認した中では奈良県とか、あと長野県辺りの職員さんなんかも来ていただいでいて、少しよこらばの知名度も広がってきたかなというふうに思っています。

議員がご指摘いただいた逆算してというのはそのとおりでして、これは2回やりましたので、2月のこの時期に毎年ここで振り返る、そして次をつくっていくという、節目をつくっていくというのは、やはりあるかなと思いますので、毎年開催するというを考えていきたいと思っています。

○新井鼓次郎議長 再々問ごございますか。

ないようですので、質問3を終了いたします。

次に、質問4、景観保全についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項4について答弁をさせていただきます。

横瀬町における町有地の面積は約1.75平方キロメートルあり、その内訳といたしましては、公の施設などの用途に活用されている行政財産としての町有地、行政財産以外のいわゆる普通財産としての町有地がございます。行政財産としての町有地は、道路や通学路など、その目的に沿って所管する担当課ごとに適正に管理をしております。

また、普通財産としての町有地につきましては、主に財産管理担当課であるまち経営課のほうで管理をさせていただいております。町有地、とりわけ普通財産の管理に当たりましては、所在する場所や現況の地目などによって管理方法は異なりますが、優先すべきは町民の皆様の生活に支障が出ないことであり、状況を確認しながら、町として優先順位を決めて適正に管理をしております。何分にも管理する面積が広

く、限られた予算の中での対応でございますので、町民の皆様などから連絡をいただいて対応するケースもございます。今後も町民の皆様の生活に支障が出ないことを最優先に対応することを心がけて、適正に管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 課長、答弁ありがとうございます。この景観保全に関して、今ちょうど通学路、町有林ということでお聞きしたのですけれども、この中であえて絞るとしたら、通学路の関係をちょっとお伺いしたいと思います。最近、通学路がきれいになった場所が、我々日常で見て学校の近くが随分きれいになっているなという部分があったりしたのですが、あそこもたしか通学路で町有地に一部はなっているかと思うのですが、大分きれいになっているなと思ったのですが、年間でどの程度の管理というか、草刈りだったり枝の伐採だったり、教育委員会として関わっているのか、教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまの再質問に対してお答えしたいと思います。

教育委員会といたしましては、通学路といたしまして、主に小学校周辺では、具体的に言いますと郵便局から学校の歩道橋の辺りの部分、こちらの草刈り、それから小学校の東側から町民会館のほうに下りていく階段の部分の道路、こちらにつきましては先ほど議員さんもおっしゃいましたように、一部町有地と、あと私有地のほうがございます。私有地のほうにつきましては、地権者の方にお話をいただいて、いつ伐採をしてもらってもよろしいというご協力の言葉をいただいておりますので、毎年教育委員会といたしましては8月、2学期の始業式に間に合うような段階で、こちらの草刈りや伐採のほうを準備しているところでございます。ただ、相手が自然でございますので、この8月に限らず、関連する担当課と協力しながら、折々季節、時期を見ながら管理を今後も努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問4を終了いたします。

ただいま黒澤克久議員の一般質問中ですが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいま黒澤克久議員の一般質問中です。

次に、質問5、広報活動についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項5について答弁をさせていただきます。

本町の広報活動は、町民の皆様には正しい情報や知りたい情報を伝えること、町内外の皆様にはまちの魅力を伝えることを心がけ、広報紙、回覧板、防災無線、ホームページ、SNSなど、様々な媒体を通じて情報発信に努めております。とりわけ、町民の皆様への情報発信は非常に大切であることから、令和5年度に町民の皆様1,000人を対象に、町の広報に関するアンケート調査を実施しております。その結果のうち、まず町の情報の入手方法として最も多かったのは、広報紙であり、次いで回覧板や毎戸配布のチラシ、ホームページ、ライン、一般新聞の順となっております。このうちラインと一般新聞は同数であり、4番目のランクインした一般新聞という回答の多さは、町の取組が多くのメディアに取り上げていただいていることの裏返しであり、町内外への情報発信ができてきていると考えております。

また、このアンケートでは、広報紙とホームページについての深掘りした設問があり、広報紙は約3分の2の方が、改善してほしいと感じていることが特になしと回答し、ホームページは約4分の3の方が、探しやすいと回答をしていただいております。広報紙、ホームページともに内容や見やすさ、利用しやすさなど、一定の水準にあるのではないかと考えております。

一方で、アンケート結果の中で、改善が必要である、探し探しづらいといった意見であったり、アンケート以外でも、町民の皆様からいろいろな場面でいただく改善に関するご意見等が非常に大切であると考えております。

このようなご意見等を踏まえ、改善等に係る取組、とりわけホームページに関する取組については、アクセス者にとって分かりやすく、読みやすい記事の作成などを内容とする職員向けのホームページ研修を定期的実施しております。この研修の中で、議員お話し検索機能の向上等とまではいかないまでも、アクセス者が求めている記事や情報にヒットしやすい方法を研究してみたいと考えております。そのほか、取組といたしましては、令和7年度は町や地域のPRを活動とする集落支援員が着任予定となっております。町や地域の行事、イベントに赴き、取材や写真撮影などを行い、町のラインやフェイスブックなどで発信していただけるとのことですので、町といたしましても連携協力をしていきたいと考えております。

今後も単なる情報提供にとどまらず、今回アンケート調査を実施いたしましたが、このようなアンケート調査の定期的な実施であったり、町の声を聴くプロジェクトなどの広聴活動での機会などで町民の皆様からのご意見をお聞きし、双方向のコミュニケーションを重視しながら、様々な広報媒体の特性を最大限に生かしつつ、町民の皆様により分かりやすく、アクセスしやすい情報提供によって、町の目指す広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。今のお話の流れでいくと、大まかな方は満足されている、それは私も感じている部分はあるのですが、ホームページがより使いやすくなるようには、今後も継続して続けていただきたいというのが一つ。これは各担当課によって考え方というか、出すタイ

ミングだとか、何か基準というものがあるのかどうかというのを確認させてください。

それと、ホームページやSNSというのも大分浸透はしてきているのでいいのですけれども、逆に言うと改めて、先ほど集落支援員が今後はということがありましたけれども、現状の集落支援員さんや地域おこし協力隊の皆さんがノートという媒体を使って、定期的に活動報告を上げているのは確認しています。実際その確認が、報告があると、どういうことが進んでいるのかというのは非常に分かるので、いい取組だと思っています。

一方で、インターネット媒体を使ったもの以外で、アナログライクな紙とか、実際に対面してという広報活動というか、報告会みたいなものが、一周回ってまたちょっと新鮮に感じるというか、今年2月に皆野町さんでやっている取組で、まちおこし万博というので、皆野町さんが今回初めてやった取組だったのですけれども、それは例えば地域おこし協力隊の皆さんが、A1大のポスターサイズのものに自分の活動報告を写真と文面を入れて、それを展示してあって、ご本人たちがいてという、うちで言うと898で人数が多かったんで、そういう巨大パネルではなく報告会をやったのですけれども、でもその報告会に結構皆野の高齢の方々が多かったです。

それは、やっぱりリアルでやるというものだと、出てきやすいと思うのか、うちで言うとターゲット層が若干多分違うのかもしれないのですけれども、リアルのよさ。その場で町長が町の方向性の話とかを30分ほどお話ししていただきましたけれども、行ってみてよかったな、得るものがあつたなというのは個人的に思っているんで、町民と語る会というのがありますけれども、あくまでも町民と語る会も時間の制約上、結構短い時間できゅっとやっていますけれども、そこに併せて現状の活動報告だったりとか、あるいは町で来期に取り組むものがチラシとかがもしできているのだったら、展示してPRするというのも一つの手法なのではないかと思っているのですけれども、実際3月末って切り替わりで忙しいと思うので、どうかと思うのですけれども、来年度に向けて取組の広報の仕組み自体が、目新しく変える部分があるかもし決まっているようだったら、その点も教えてください。

取りあえず、以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問3点でしょうか、お答えしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、ホームページについて、各課で記事をアップをするタイミングの話だったと思います。これはシステムとしましては、各課で出したい記事については作っていただいて、最後のここで記事を出すというタイミングでは、まち経営課のほうに申請を出していただいて、まち経営課のホームページの担当からアップをするという形になっております。これが1点目です。

2点目でございますが、活動とかそういった広報するリアルで報告会みたいなものをやったらどうかというご質問だと思います。確かにそういった報告会、リアルでやる報告会とかが必要な場面もあるかもしれませんが、広報したい、伝えたいことをよって考えていくことになるかと思っておりますので、報告会がいいのか、SNSがいいのかとかということは、その広報したい内容によって決めていければというふう考えております。

それと、最後の令和7年度についての広報の仕組みについて、変更点とかあるかということでございますが、先ほどお話をさせていただきましたように、来年度集落支援員さんが着任予定でございますので、その方と連携しながらしっかりやっていけたらいいなと思ひまして、その中でまた課題等も出てくるかもしれないので、そういったところについては、またよりよい広報活動ができるように取り組んでいきたいと思ひております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。最後に、町長に広報をどういうふうに捉えているのかお伺ひしたいと思います。現状でいくと、秩父地域外に出している広報というか、SNSを使ったものというのは、かなりアンテナを張っている人たちが情報を取りに来ていて、伝わりやすくなっているという部分があります。

一方で、町民の皆さんで情報を自分で取りに行っている方は、比較的簡単に情報は取れるはずなのですが、日頃そこまで情報を取りに行けていない人たちに伝える広報というのは、今後町長はどういうふうに考えて発信していくか、その辺もしお考えがあれば教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、現状からすると、対外的な広報はできているかなと思ひます。これは町主体だけではなくて、町民の皆さんやあるいは地域おこし協力隊や、それぞれが自立的に協力発信をしてくれていて、その輪がかなり広がってきているというのが、現状はできてきているかなと思ひて、これはいいかなというふうに思ひています。

一方、議員の問題意識と、私もそう思うのですけれども、町民の皆さんに滞りなく届けるというところ、ここは非常に重要なところであるというふうには認識をしています。当町は、誰一人取り残さないというのを掲げていますので、全員の人に届くように。したがって、今時点では媒体を限定するというのはあまりなくて、重層的にいろんな媒体を使っていく。デジタルあり、リアルあり、紙あり、それらの組合せと、あとは例えば地域の人に協力してもらうというところも必要になりますので、マンパワーのプラスアルファも加えて、誰一人残らず町の情報が届くようにというところを、もっと精度を上げてやっていきたいというふうには思ひています。

○新井鼓次郎議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、4番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

4番、向井芳文議員。

〔4番 向井芳文議員登壇〕

○4番 向井芳文議員 皆さん、こんにちは。4番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は大枠で2つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、町民の意見収集とその反映についてでございます。まちづくりの目指すべきところは、住民満足度の向上であり、住民一人一人の幸福度向上であります。そして、そのために不可欠なのが町民の意見収集であり、いかにそれを反映させるか、これが重要でございます。

そのような中、当町には以下のような町民の意見を収集する様々な手段があります。まず、23区担当窓口ですが、職員の研修的要素がある一方で、各区や地区の課題解決につながる大変重要な意見収集の機能を持っております。

次に、なんでも相談室でございますが、町民どなたでも何でも気軽に相談できる場として、大変重要な役割を担っております。

次に、町政懇談会、町民と語る会でございますが、町の施策を発信する場として、また町民の意見を収集する場として大変重要な意見収集の機能を持っております。

次に、地区別町民と語る会でございますが、町長自らが各地区に出向き、住民の皆様のご意見を直接聞くという、より小さな声が拾える大変すばらしい取組でございます。

次に、子ども懇談会ですが、子供たちにとりまして、主体的に町のことを考えるよい機会であり、自己肯定感の向上、地域愛の醸成、主権者意識の向上といった様々なよい効果があるとともに、若い方の貴重なご意見を聞く場として大変重要な取組でございます。若者の意見を収集する機会が、さらに増えていくことが期待されます。

最後に、町長メール、手紙、ファクス、意見箱、パブリックコメント、アンケートといったその他の意見収集の取組ですが、これらの中には匿名性の高いものも多く、直接伝えにくい意見を伝えられる手段としても大変重要であります。もちろん、そうでないものも重要でございます。これら意見収集の様々な取組それぞれについて、現状と課題、今後の展望を教えてください。

続きまして、2つ目の質問です。2つ目の質問は、町長の掲げる対話についてでございます。意見収集をする上で重要なのは対話することであり、その際に必要なのがコミュニケーション能力であり、言い換えれば対話力でもあります。本年度は対話の年とのことでしたが、対話の取組の現状と課題、今後の展望を教えてください。

壇上からの質問は以上です。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○新井鼓次郎議長 質問1、町民の意見収集とその反映についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項1、要旨明細1、23区担当窓口の現状と課題、今後の展望について答弁させていただきます。

初めに、23区担当窓口制度の現状は、町内7地区ごとに各2名の職員を選任し、地域と行政をつなぐ重要な取組として運営しています。主な目的は2つで、若手職員の人材育成と、各地区の情報収集による行

政サービスの向上であります。職員配置であります。入庁後2年日以降の若手職員を配置しています。任期は2年となっておりますが、ほとんどの職員が2期4年間の活動となっているのが現状です。

具体的な活動内容は、毎月の広報配布、区長からの要請による会議や行事等への協力や連絡調整、地区内の情報収集などを行っております。令和5年度の活動実績は、全体で145件で、毎月の広報配布を除くと58件となっております。その内訳としては、相談や要望が33件、会議や行事への参加等が25件となっております。33件の要望、相談については、町道の草刈り等維持管理の要望であったり、ごみの不法投棄の通報、カーブミラーや防犯灯の設置や移設の要望、回覧部数の変更など多岐にわたりますが、迅速に担当課に情報を伝えることで、全てにおいて適切に対応してまいりました。

課題、今後の展望としましては、行政事務経験の浅い職員に対する実践的な研修の機会とするとともに、地域と行政の橋渡し役として育成し、多様な地域情報の収集による行政サービスの向上を目指しているところではあります。活動内容が固定化しつつあるところや、地区からの要請を受けての活動にとどまっている部分が多く、地区による活動量のばらつきがあること、職員自らの積極的な活動をどのように引き出せるかなどが考えられます。

今後も3か月に1回の担当者会議での意見交換を活発に行えるよう工夫をしていくとともに、継続的な人材育成に取り組んでまいります。また、この制度の活用を区長会等で積極的にPRすることにより、この制度を通じて、さらなる若手職員の育成と地域との連携強化につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 私からは、質問事項1、要旨明細(2)について答弁させていただきます。

まず、現状と課題について説明させていただきます。ご存じのとおり、なんでも相談室は3年前の令和4年4月に町民課に新たに設置され、1年目は95件、2年目は119件、3年目の今年度は2月末現在で94件の利用がありました。相談の内訳を見ますと、どの年も同じような傾向で、その他の相談が一番多く、次に生活困窮が多く、高齢者、複合的な相談、障がい、児童の相談と続きます。相談経路は、来庁して相談される方が一番多く、次に電話、電子メールとなります。また、昨年6月から町民向けの無料オンラインカウンセリングを開始して、2月末現在で延べ14件の利用がありました。

なんでも相談室では、もう一つの機能として、役場内部で2つのプロジェクトチームを運営しています。1つは、福祉介護課、健康子育て課、町民課の福祉3課プロジェクトで、月1回各課の担当者が集まり、各担当が取り扱っている事例で連携が必要な事例について情報共有をしております。もう一つが生活困窮プロジェクトで、町社会福祉協議会の生活支援担当と月1回情報交換を行っております。

次に、課題についてですが、2つあると認識しております。1つは、現在のやり方は非常にコストパフォーマンスがよい事業です。しかし、相談員は、主に私と小泉主幹の2人で行っており、属人的な部分もあり、今後相談員の専門性や資質も含め検討する必要があると考えております。

2つ目は、なんでも相談室は、町広報やホームページ等での広報を通して、町民の方々に浸透してきている感じを持っております。しかし、オンラインカウンセリングは、カウンセリングという言葉がまだ一般的ではないため、本来必要な町民の方にサービスが届いていないのではないかという感じを持っております。

ます。今後の展望につきましては、今まで以上に町民の皆様になんでも相談室を便利に使っていただけるように、広報活動やいろいろな工夫をしながら、相談しやすい窓口になるように努めていきたいと考えております。

また、現在なんでも相談室は、福祉介護課が所管する地域包括支援センターの重層的支援体制整備事業の相談支援機能としても位置づけられ、あと精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として、福祉3課プロジェクトが位置づけられております。健康子育て課では、第1期こども計画や第4次健康よこぜ21の中の計画の中で、なんでも相談室やオンラインカウンセリングが位置づけられる予定です。今後、地域共生社会実現を目指し、多様で重層的な行政課題に対応するために、町における相談体制のさらなる充実が必要であると考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは要旨明細（3）から（6）まで答弁させていただきたいと思っております。

まず、町政懇談会、町民と語る会の直近の3年間の状況についてでございますが、令和4年度は11月8日7時から町民会館、11月10日7時からA r e a 898で2回開催しております。直接会場にご来場いただいた方とオンラインでの参加をいただいた方を合わせまして、延べ89名の参加がありました。なんでも相談室の相談状況、中心地づくりの進捗状況、横瀬小学校校舎整備の進捗状況、現在活動中の地域おこし協力隊員等の紹介についての説明を行った後、懇談を行いました。

令和5年度は、3月21日7時から町民会館で、直接会場にご来場いただいた方が75名、そのほかユーチューブ配信を行い、リアルタイムで17名が視聴し、アーカイブ再生、終了後に視聴した方55名を加えますと、延べ147名が参加、視聴していただきました。内容といたしましては、第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画、自治体間連携、外部人材活用についての説明を行った後、懇談を行いました。

令和6年度でございますが、この後3月26日の夜7時から町民会館、3月29日土曜日、午前10時30分からA r e a 898でそれぞれ開催し、令和7年度の町政運営、地域おこし協力隊員等の外部人材の紹介についての説明等を行った後、懇談を行う予定となっております。開催に当たっては、多くの方に参加、視聴いただくために、昨年度同様ユーチューブ配信も行う予定となっております。これまでの開催では、平日の夕方の開催のみであったため、仕事などの理由で参加できない町民の皆様もいたことから、土曜日の日中の開催や、ユーチューブ配信により都合の許す時間帯での視聴を可能にし、多くの町民の皆様に参加、視聴いただけるよう環境を整備しております。

次に、昨年に引き続き第2回目となる町の声を聴くプロジェクトでございますが、今年につきましては7月から8月の7地区、そしてA r e a 898を会場にした1回、計8回、延べ212名の参加をいただきました。また、昨年度の参加者からご意見のありました、設定された日時では参加できない町民の方もいるとの声が聞かれたため、今年度新たな試みとして、町長との対面ではないものの、返信用封筒付アンケート用紙を「広報よこぜ」9月号と同時に全世帯に配布するとともに、オンラインでの回答も可能にし、多くの町民の皆様の声をお聞きすることといたしました。

結果といたしまして、重複する意見等もありましたが、211件の意見をいただいております。内容といたしましては、地区での意見等136件、アンケートでの意見等は75件でありました。今年度も富田町長がファシリテーターとなり、会場に集まった町民の皆様が話しやすい雰囲気をつくりながら会を進めました。町民皆様からの意見等の内訳は、町として既に対応済みのもの20件、すぐに対応可能なものが32件、対応可能ですが、実施までに時間を要するものが42件、実施していくには相当困難なものが5件となっております。今年度は昨年度の参加者からのご意見を生かして、アンケートによる町民の皆様の声をお聞きしており、より一層多くの町民の皆様の声をお聞きすることができました。

続いて、子ども懇談会での直近の3年間の状況でございますが、毎年8月の上旬に横瀬小学校6年生を対象にし、町内の施設を見学後、町長と議長との懇談会を開催しております。令和4年度は10名が参加し、キッチンE N g a W A側とナゼラボ、そしてA r e a 898を見学後、そのままA r e a 898で懇談会を開催しました。令和5年度は12名が参加し、A r e a 899とタテラボを見学後、横瀬小学校で懇談会を開催しました。令和6年度は12名が参加し、芦ヶ久保駅前のアスタバ、横瀬町役場を見学後、議場で懇談会を開催しました。

懇談会では、毎回様々な視点から意見や要望の発表があり、これらの意見等を役場内で共有し、関係課所において調査検討を行い、毎回数件の提案については実施し、子供たちの貴重な意見等の反映に努めております。

また、若者、いわゆるZ世代の皆様は、横瀬町の地域特性として町内に高校、大学、専門学校がなく、町外で生活し通学するケースもあり、さらにはその後も就職等でそのまま町外で生活してしまい、人口構成としてその世代が少ない状況ではありますが、これまで二十歳のつどい、25歳のつどいをはじめ、青少年相談員協議会との懇談会や、y o k o z e o h ! 世っ会が主催するイベント、これは小中学生、高校生、大学生、それぞれグループによるプレゼン大会に審査委員として参加したり、地域おこし協力隊員との交流、面談、さらには現在横瀬町と何らかの形で関わっていただいている20を超える大学の学生の皆様との交流などによって、意見収集に努めてまいりました。

最近の例で言いますと、2月15日に行われましたよこらば大会議2025での産業能率大学の学生さんのプレゼンは、記憶に新しいところでございます。このように機会を捉えて意見収集はしているものの、まだまだ十分とは言えず、いわゆるZ世代の皆様の見解等は大変重要でありますので、より多くの意見収集をするため、2月23日に開催された25歳のつどいでは、参加者へのアンケートだけでなく、当日欠席された対象者の方々は、皆さんラインでつながっておられますので、ラインにアンケートを載せさせていただいて、参加者のみならず、欠席者の皆様にもアンケートによって意見収集をさせていただいたところでございます。

最後に、これまで答弁させていただきましたが、それ以外の取組でございますが、町長へのメールがござります。直近3年間の状況でございますが、令和4年度は26件、令和5年度が24件、令和6年度が2月末まで25件となっております。このうち匿名での送信も多く、返信ができないケースもあるものの、意見等は関係各課所において調査検討を行い、実施すべき事案は実施している状況でございます。

このほか意見収集の取組といたしましては、町で計画等を策定する際に実施している各種アンケートやパブリックコメントなどがあり、その結果や意見を計画に反映している状況でございます。このように様

々な機会を捉えて町民の皆様からの意見収集に努めてまいりましたが、今後も意見収集に関する方法をいろいろ工夫しながら、引き続きいただいた意見等を真摯に受け止めてしっかりと調査検討を行い、より一層の反映に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 大変ご丁寧なご答弁ありがとうございます。かなり再質問で聞こうと思っていたことも含んでいただったので、ありがとうございました。

まず、23区担当窓口に関してなのですが、こちらに関しましては過去にも何度も質問させていただいた中で、人員配置の問題というものが出ておりました。若手で構成するにも限界があるだろうという中で、過去には中堅職員との組合せという案も出ておりました。それに関しましては、人員配置の中での人員不足に対応するというようなことだったと認識しておりますので、その必要がなければ、新人研修という意味で若手職員で構成できればいいと思うのですが、今後の見通しのこの辺り、若手職員ですとやっていけるのか、中堅職員で過去にもあったようなことを検討されているのか、この辺りがまず1点目です。

それから、もう一点こちらに関しましてですが、休みの日とかに出ることが恐らく祭典等、また時間外会議等多いと思います。これまでの答弁では、時間外に関してはしっかりと予算を確保して出すと。例えば会議等、総会等、そういったところはあるけれども、その後の直会とか、懇親会に関しては出ないという、そこは線を引いているような過去にご答弁いただいております。ただ一方で意見収集という意味において、こういった懇親会とか直会がすごく大事な場であるというご答弁もいただいております。その中で、そこが大事だと捉えたときには、その辺り線引きは難しいのですが、手当も必要かなと思います。その辺り現状時間外、その後の懇親会、直会に出られたときのその取扱いに関して、手当が出るか等教えていただければでございます。

なお、休日に関しましては、代替日を取って休みを取っているということで過去にご答弁いただいておりますが、その辺りもすみません、もう一つと言ったのに、付け加えてちゃんと取れているのかどうかというところをお聞かせください。

それから、なんでも相談室に関しましては、オンラインカウンセリング、これは大変注目してはいたのですが、14件既にあると。ここの内容も本当は聞きたいところなのですが、デリケートな内容がかなり含まれると思いますので、こちらに関しましては、状況によっては後で直接というところではあるのですが、先ほど福祉のほうともかなり連携されているというお話だったので、大変安心はしたのですが、認知症だったりとか、精神疾患が疑われるようなケースというのも恐らく出てくるのだと思います。既に出ているかもしれないのですが、そのときに恐らくオンラインカウンセリングは臨床心理士の方とかだっただと思うのですが、精神科の医師とか、この秩父地域には少なく、つなぐというのなかなか大変だと思うのですが、つないだところで、そこまで行くにもかなりハードルがあります。

今、オンライン診療とかも出てきていますので、その辺りもどう活用できるかだと思うのですが、この辺りの部分というのは、特に認知症、精神疾患、ここに時々出てくるのは、今子供の発達障がい等の診断もしてほしいなんというのたまにあってはしますが、ここでは主に精神疾患に関しまして、大変今増

えております。潜在的な方がたくさん増えていて、ある意味この地域は過疎の地域になっているのではないかなと。過疎というのは、そういった精神科の先生が少ないので、専門でいうと1院しかないです。あとは心療内科とかという形であればありますけれども、なのでこの辺りというのはかなり手厚くしていただきたいと思います。ここからまたつなげていただきたいと思いますという思いがありますので、その辺りの現状。

それから、それに関連して、今小児科オンライン、それから産婦人科オンラインがありますけれども、例えば精神科オンラインみたいな、この辺りというのもそういうのがあってもいいかなとは、特に精神科の関係というのは、なかなか医者に本人が行くというよりは、ひどくなってしまうと周りが連れていかなければならないので、それ自体もかなりハードルが高いと。本当にひどくなると、いろんな手だてはあるのですが、ただそこもかなりハードルが高いので、ちょっとそこの辺りをお聞かせください。

それから、町政懇談会に関しましては、これは広い会場で行うので、意見が出るというところにハードルがあって、大体毎回同じような方が気を遣って手を挙げてくれるようなパターンもちょいちょいあると思うのですが、多くの方が意見を出せるような工夫というのを何かされているものがあれば、それを教えてください。

それから、地区別町民と語る会、これは私がそういう表現したのですが、聴くプロジェクトですね。こちらに関しまして、1年目は探りながら各地域、地区だったり、行政区だったりして、あと各種団体も恐らくやられて、2年目は地区に落ち着いて7地区でやったと思うのですが、今後この辺りというのは、各地区という単位でということが基本として進んでいくのかどうか。それから、各種団体というのも、例えば何年かに1回やるとか、そういったことがあれば教えてください。

子ども懇談会、若者の意見収集というところでは、大変いろんな機会がこの町にはあるなと思ったのですが、今までも課題だったところですが、中学生、高校生、大学生のここというのがなかなか、地元にも高校もないですし、みんな出てしまっているので、集めるのも大変なのですけれども、ここってすごく大事なかなと思うので、中学生は地元にありますからできると思いますが、その辺は例えば中学生議会とか、そういった形で、これは議会側としても動くべきところなのだと思うのですが、中学生、高校生、大学生、この辺りというのの意見収集の場というのを今後どう考えていかれるかというのが、ここではお願いをいたします。

その他の意見収集の取組というところなのですが、意見収集、主にはそれぞれが思っている自発的な意見をどう収集するかというところで、私は焦点を当てて質問させていただいているのですが、一方でこれは伝えなければいけない。具体的には動物が道で死んでいたとか、防犯灯が消えてしまっているとか、そういった町民の意見とか、意見といえば意見ですね、これをどうにかしてほしいって。そういったことを、大体そういうのがあると区長さんに言って、区長から行くという、これは一つのプロセスとしてはすごくいいのですが、やっぱり時間がその間にかかってしまうので、直接例えばウェブ上、ライン上、使える人と使えない人がいますけれども、何かウェブ上でここに一つのプラットフォームがあって、そこに投げれば、それがすぐ共有されて業者にまで発注が行くぐらいの、そういうシステムを使っているところもあるので、何かそのような今後DX系で意見収集を集約して、それをうまく連携していくというようなことのお考えがもしあれば教えてください。ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの23区担当窓口の再質問について答弁させていただきます。

まず、若手職員と中堅職員の組合せということではありますが、令和6年度につきましては、1期2年のうちの2年目ということで、入庁2年目の職員が2名、3年目の職員が4名、4年目の職員が2名、5年目の職員が3名、7年目の職員が2名、9年目の職員が1名、計14名となっております。主に行政経験の浅い職員から選任している状況ではありますが、中堅職員まで選任しているという状況になっております。

ただ、令和5年度の新規採用者6名、令和6年度も新規採用者6名ということで、ここ数年はある程度まとまった数の新規職員を採用していることから、次からは比較的経験年数の浅い職員同士の組合せになってくることも予想されています。ただ、若手職員だけでというのも課題がある部分もありまして、その辺若手職員と中堅職員をどのように組み合わせていくかというのは、今後の課題として認識しているところであります。

それから、2つ目の懇親会や直会などの時間外勤務手当の適用ということではありますが、会議や説明会等の参加、突発的な対応等については、時間外勤務手当の対象としているところでございますが、懇親会やイベントの直会といったものにつきましては、あくまでも任意の活動という考えで、時間外勤務手当の対象とはしていないのが現状です。

それから、休日の振替についてということですが、休日の振替につきましては、各課にお任せしている部分がありまして、正確な状況は確認していないのが現状ですが、ただ担当者会議等を年に4回やっているのですけれども、その中ではそれほどそういった話題も出てきていませんので、振替については取れているものと認識しております。

以上となります。

○新井鼓次郎議長 町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、私からはなんでも相談室に関する再質問にお答えいたします。

まず初めに、オンラインカウンセリングの内容等についてですが、これにつきましては、カウンセリングの内容は町のほうにも伝えられていません。これはやっぱりプライバシーの関係があって、一応そこは伝えられません。ただ、命に緊急な危険があるとか、あとは相談する方が保健師も同席してもいいなんていう場合は、保健師が同席してカウンセリングを受ける場合もあります。

2つ目の認知症や精神疾患が疑われる場合の対応ということですが、相談をされていてちょっとどうかなというような方の場合は、直接あまりそういうのは今まで3年間のうちにはないのですけれども、何人かちょっと精神疾患を患っているかなって思われる方がおります。そういう方には、オンラインカウンセリングを勧めて、実際に受診された方もおりました。また、その場合、一応名前とかお聞きしますので、包括支援センターとか、あとは精神医療の担当と、先ほどの3課のプロジェクト等を活用して情報を共有したり、そんなふうな形でその人をフォローアップしていくような形で実際は行っております。

私からは以上です。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私から答弁させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、町政懇談会の意見が出るような工夫ということでございますが、先ほども答弁させていただいておりますけれども、まずは参加いただくということが大事であると思っておりますので、参加いただくために、先ほども申し上げましたけれども、オンラインであったりユーチューブであったりとか、あるいは平日の夕方であると都合が悪いけれどもという場合には、土日、土曜日の日中であるとかということで、開催に当たっての方法であるとか、時間帯だとかということを検討をして、参加をいただくということがまず大事ななというふうに思っております。

あと、町の声を聴くプロジェクトも同じなのですけれども、ファシリテーターは町長になりますので、意見は町長のほうで、その都度、その都度工夫をして意見を出すようにという形で、私たちが頑張りがらやっているわけなのですけれども、今後もそれも検討しながら意見が出るようにしていければというふうに思っております。これは1点目です。

2点目としましては、町の声を聴くプロジェクトを、各地区だけで令和6年度はやらせていただきました。令和5年度は各種団体の皆さんにもプロジェクトに参加いただいたわけなのですけれども、これは総合振興計画の策定期間だったということもありまして、各種団体の皆さんには参加をいただいたということでありますので、この後また総合振興計画の中間点というところもありますので、そこを見据えた上でやる、やらないという判断もしていきたいというふうに思っております。

それと、あと最後のその他のお話です。区長さんとかを経由しないで、直接町のほうにお話をいただいて意見収集できる、DX等を活用しながらシステムがあったらどうかという話でございます。私のほうでもまだ承知しておりませんでしたので、これについては情報収集とかさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 先ほどの答弁の中で精神科オンラインの件、ちょっと答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

今年度初めてオンラインカウンセリングを始めたところで、少しずつですが、利用が進んでいっているところでございます。精神科オンライン、確かに今後今の精神、メンタルヘルスの部分でそういう方がおるので、精神科の専門医の方に受けてもらうということも必要になるかもしれませんので、また福祉3課のプロジェクトの中でも話題に出して、今後どうするかということも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから幾つか補足をさせていただきます。

まず、なんでも相談室の中で出てきた今の精神科オンラインは、小児科オンラインみたいな形というお話をいただきました。これは小児科オンラインをつくって好評いただいて、その後産婦人科オンラインができて、実は3つ目で精神科オンラインというのを、実証実験で1回横瀬中学校の生徒を対象にやったことがあります。このときはなかなか難しいなと思ったのは、利用者がなかったのです。実証実験で終わったという経緯があります。

それと、町政懇談会と地区別町民と語る会は、これはパッケージで考えていきたいというふうに思っています。町政懇談会はもともと秋口ぐらいの実施が多かったのですけれども、上半期に地区別をやって、下半期に町政懇談会をやるというのが、去年やってみて据わりがいいかなと思ひ、今年もその形を想定して、下期にと思ひますと、新年度予算のお話をするというのがメインになるということで、3月の一番最後のぎりぎりのタイミングなのですが、町政懇談会の今年の日程を入れさせていただきました。多くの方が意見を出せるということは非常に大事なところだと思ひますので、出しやすい雰囲気をまずつくるといふことと、それからあとはオンラインやYouTubeの併用は大事だと思ひます。それと、あとアンケート、終わった後のアンケートでいろんな意見を頂戴して参考になるというケースも多くて、その辺を組み合わせてやっていくのかなというふうに思っています。

地区別懇談会は、先ほどまち経営課長から説明がありましたように、令和5年度に計画策定期においてやった企画でした。なので、これを通年企画にするといふのは、そのときは想定しなくて、地区別懇談と団体の皆さんの意見を聞くといふのをまとめてやったのです。やったところ非常によかったのです。これは通年化しようといふことで、7地区ごとにやるという形に今年しました。なので、来年もこの形はやっていきたいというふうに思っています。

それと、中学生、高校生、大学生のといふ部分です。実は令和7年に初めてやる試みなのですが、これは教育長が考えてくださいますして、町のことを中学生に伝えて、総合的な学習の時間を使って中学生がその課題を考えていく、掘り下げていくといふ、教育長の言葉をお借りすると、中学生版よこらばみたいなのを令和7年に実施をすることで、今計画を進めています。私が4月に中学生、横中生に向けて町の現状をお話しさせていただきました、それを受けて中学生皆が考えていくといふのを総合的な学習の時間でやるというのを想定しています、これを第一歩にしていきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。まず、23区担当窓口に関してなのですが、こちらは大変重要なプロジェクトなので、ぜひ続けていっていただきたいのですが、若手職員とすると負担に感じることもあるのだと思ひますが、これまでに23区担当窓口の職員から、こうしてほしいといふか、ちょっとネガティブな相談等が何かあったかどうかといふのが1点目です。

それから、もう一点が、先ほどの中学生への本当にすばらしい意見だなと思ひます。この辺り中学生だったりとか、高校生、大学生もそうですが、若い方たちが意見できる雰囲気、体制がある自治体といふのは、かなり投票率も上がっているといふようなお話も聞きましたので、ここはぜひ強化していただひいて、大変すばらしい企画だなと思ひます。中学生、楽しみにしてあります。

また、高校生、大学生に関しては、なかなかこれは難しいとは思いますが、ただ過去にもよければ案件等に近いもので、高校生が発案してくれたものだったりとかというのがありますので、この辺りは、関わるところから広げていくしかないのかなと思いますので、ここは強化して行っていただきたいというお願いでございます。

すみません。ちょっと前後してしまうのですが、なんでも相談室のところでご答弁いただきました精神科オンライン、ありがとうございます。中学生でのということ、実際相談がなかったというお話だったのですが、この精神科オンラインって絶対必要だなと思う一方で、そこへの一歩というのが多分相当ハードルなのだと思うのです。やはり最初、初期症状から始まって、自分でもそれを自覚したくないとか、また家族もそれを認めたくないとか、そういったところで、なかなかそのハードルというのが高いものがあります。

ただ一方で、一度そういう診断を受けたりとか、身の回りにそういった方がいらっしゃると、一気にそのハードルって下がって、別に全然恥ずかしいことでももちろんないですし、あれっと思ったら早めのほうがいいですし、そういったところというのを雰囲気づくりだったりとか啓発、今でも十分していただいています。これをより強くして行っていただいて、そういったシステムと同時に、それを受けやすい体制づくりとか、それを啓発してやって行っていただきたいと思いますが、ここはいかがでしょうかというこの2つお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの再々質問について答弁させていただきます。

23区担当窓口のネガティブな意見ということだったと思いますが、23区担当窓口職員に対しては、今年度アンケート調査を実施しておりまして、その中で役割として負担に感じた、多少負担に感じたという職員が3割ほどいるのは事実でございます。その中で何が負担なのかということですが、ほとんどが配布物、広報等を毎月配布しているわけなので、その配布物が多く、手間がかかるいうふうなものがほとんどであります。あとは業務が忙しいときに、その仕事がちょっと負担になるというふうなことで、そういった回答をいただいているものがあります。

実際には各担当によって、また仕事のやり方等もまちまちなのですけれども、それにつきましても今後、3か月に1回開催している担当者会議でありますので、その辺でいろんな意見交換をしたりして、情報を集めながら対応等も考えていければと思っております。今後そのように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、再々質問にお答えいたします。

精神疾患の方やメンタルヘルスの不調の方が受けやすい、そういう体制づくりというところですが、やはり町から町民の方へどのように働きかけていくかということが、非常に課題だと思っております。そして、今議員さんおっしゃったとおり、ちょっと触れにくいところでもあって、町から直接アプロ

一歩するというのが非常に難しい問題でもあります。ですので、なんでも相談室は、比較的何でも来てくれる相談室として今育ててきていますので、そういう中で必要と思われる方にまずカウンセリングから受けていただいて、医療につなげていく。または、福祉介護課や健康子育て課で相談や訪問等あると思いますので、そういう中でそういう方をキャッチアップして、カウンセリング、医療につなげられれば一番いいのですけれども、まずはカウンセリングからつなげられればというふうに考えております。機会を捉えていろんな方にまた広報等もしていきたいと思っておりますので、そんな形で考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町長の掲げる対話についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから質問事項2、町長の掲げる対話について、(1)、町長の掲げる対話の取組の現状と課題、今後の展望についてというところをお答えしたいと思います。

今年度、当町では、3つの重点テーマとして対話、連携、チャレンジというのを掲げていました。入り口で対話というのがあるのですが、これはももとは前年度、令和5年度に総合振興計画の策定という大きなテーマがあって、その中で町の声を知るといって掲げて、先ほどもお話しした地域での懇談会や、皆さんの声を聞くというのをやらせていただきました。その経験の中から、声を聞くというの言うは易し、行うは難しで、町民の本当の思いとか、本当の困り事とかを引き出すというのは、ただ聞くというだけではなかなか難しいことも多いなというのを経験するに至りました。それで、声を聞くを一步踏み込んでいくというイメージで、対話というテーマを掲げさせていただいています。

とりわけ当町は、日本一相談しやすい町というのを掲げています。令和4年度になんでも相談室を開設して、今年度にはすくすくエールこども家庭センターができて、福祉3課に相談窓口が公式にそろいました。加えて社会福祉協議会の心配ごと相談や総務の行政相談もあるといういろんな窓口があって、それがうまく連携していけばいいなという思いで、そういう形をつくっているのですけれども、相談しやすい町ということにおいて、やはり対話が非常に重要であるというふうに認識をしています。とりわけ対話の入り口の聞くということ、傾聴するということが非常に大事、そこを皆で学んで深めていきたいという思いで1年間やってきていますが、やはりこれはなかなか人の話をしっかり聞くというのは、簡単なようでいて難しいというふうに思っています。

やってきて思うことでもあるのですが、ここに関しては、まだまだ私たちのスキルが足りていないというふうに思っていて、まだまだ学習やトレーニングの機会が必要かなというふうに思っています。令和7年度も引き続き対話を重点テーマに掲げたいというふうに思っていて、ここを深めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。声を聞く、そして対話というところで、これは一番重要な

ことだと思っております。私も9年ぐらい前から、ファシリテーターという表現だったり、絆コーディネーターと、ちょっと分かりにくい表現で言っていたなという反省なのですが、私が目指しているのはまさに同じで、例えばファシリテーターで言えば、会議とかをうまく進行して、いろんな意見を引き出すというような意味での部分も大事ですけども、私が一番ずっと申し上げてきていたのは、町民全員ファシリテーターではないですけども、ファシリテーターの要素って、聞く力もそうですし、その立場に立って考えて物事を立体的に見てという、そういう部分があるので、それでファシリテーターというのが、自分としては表現として一番しっくりきていたのですが、ちょっとそれが伝わっていなかったのかなという部分を今まで感じていたのですが、1年前の黒澤議員のこのやり取り、事前に読ませていただいていたので、ここで町長がおっしゃっている町中に聞き上手をいっぱいつくるといふこと、町の中で対話がいっぱい成り立つような、そういう町に、私が目指していたところもまさに同じなのです。

その中で、またファシリテーターという表現にはなってしまうのですが、そういった部分を研修というのは、数年前から職員研修で始まっていると思うのですが、過去のご答弁でも町民向けにというものも含めてということで、過去には哲学カフェだったりとかいろいろなのがありましたが、どうしてもそこはよこらば案件だったので、単発で終わってしまうところがあるのです。一般に公募しても、どれだけの人がそれを受けるかとかって分かりませんが、例えば今まで申し上げている区長会だったりとか、民生委員さんだったりとか、そういった方々が対象、だんだんそれを広げていくと。過去のご答弁でも、町の職員の方がファシリテーションを学んで、それを会議でやることで、ファシリテーションというのはこういうものだよというのを広げていくというようなお答弁もいただいております。

そういったところも併せてなのですが、現在の具体的な取組、講座等、傾聴講座なんていうのも過去に町民向けにもありますけれども、傾聴だったり、ファシリテーターだったり、対話力を高めるための具体的な講座と取組が、今後考えているもの等ございましたら、そちらをお願いします。あと、現状もしこういうのがあればというのをお聞かせいただければです。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からはファシリテーター等の研修についてでございますけれども、今年度例えば「しあつく」、みんなでつくる日本一幸せな町横瀬協議会さんでやっている取組の中でも、そういったファシリテーターを育成するような会合であるとか、そういったものがあるかなというふうに思っています。それと、あと11月にグリーンインフラの関係の勉強会等もやりまして、ここでもファシリテーターとか、そういった部分での勉強もできたのかなというふうに思っています。それと、あとウェルビーイング関係で、職員向けの研修を8月にやりまして、これもファシリテーターとしての育成にもつながっているのではないかなというふうに思っておりますし、あと今年に入って1月と2月に行政経営審議会の委員の皆様に向けてウェルビーイングの研修をやりまして、これも同じような形だったわけですけども、そういった形で徐々にではありますけれども、ファシリテーターとしての育成の研修を進めているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 様々な場面であるいは様々な方々に必要というか、いろんな形があると思うのです。ファシリテーターと対話というところまでいくと、ファシリテーターはやはり会議を回すというところが、聞いて処理して出すというところまでが必要とされて、やや上級者編だと思うのです。その部分のトレーニングが必要な母集団の人たちというのと、あとまずは聞くですね。まずは聞くというのは、もう少し幅広い広がりのできるのではないかといいところもあって、その辺の濃淡とか、基本編から上級者編までみたいなところのバリエーションをイメージしながら、組合せを考えていきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。大変心強い取組をされております。今後が大変楽しみでございます。やはりこの対話というのが大事、聞くことが大事という、これは誰もがそのとおりだというようなことなのですが、意外に意識するって難しくて、これをどう町民の皆様を意識づけも含めてやっていくかというところにおいて、先ほどのご質問の広報等も大変重要だと思うのですが、こちら過去の黒澤議員のご質問のやり取りの中で、ベンチをいっぱい置いたらいいのではないかといいお話の中で、そこにポップ的なもの、テーマは対話ですから、対話って大事なのですよとか、聞くことは大事なのですよみたいな、聞くだけで解決することもあるみたいとか、そういった何かポップ的なものをつけて、啓発につなげていったらいいのではないかなんていうお話もあったのですが、この辺りのもし取組があれば、最後をお願いします。または今後の……。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 知っていただくとか、啓発するという意味においては、いろんな方法を考える必要があるかなというふうに思っていて、その中で目に見える形というのも検討余地はあるかなというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 以上で4番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午前 2時25分

〔議長、副議長と交代〕

○向井芳文副議長 再開いたします。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

また、11番、小泉初男議員から早退する旨の通告がございましたので、ご報告いたします。

○向井芳文副議長 それでは、ただいま町政に対する一般質問中でございます。

6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく3点の質問をさせていただきます。1点目は、独り暮らしの高齢者の終活支援についてお伺いします。終活支援については、令和2年6月の定例会でも質問をさせていただきました。そのときの答弁では、元気な高齢者を対象に終活セミナー等の事業の実施など、社会福祉協議会や関係機関と連携して協議していきたいとの答弁でした。

近年、高齢の独り暮らしで葬儀を任せられる身寄りがいない、あるいは身寄りがいても遠方に住んでいる。疎遠のため頼れない。また、遠方の親戚も皆高齢化している。自分の葬儀のこと、相続のこと、部屋の整理などどうしていいのか、どこに相談していいのか分からない。また、そのことにかかる費用のゆとりのない場合もあり、専門の事業者の相場も分からず不安であるなど、様々相談が増えてきました。

独り暮らしの抱える悩みは、自分が亡くなった後の部屋の片づけ、葬儀、納骨、孤立死、相続財産の処分など、考えなくてはならないことが多岐にわたります。現在、独り暮らしではない高齢者夫婦世帯でも、いつかは1人になり、不安は同じだと思うところです。終活という言葉は、2009年に週刊誌で紹介されてから社会的にも注目され、急速に広まったと言われています。終活というと、お葬式やお墓のことばかりが目立ちますが、葬式や相続などのエンディングだけでなく、医療、介護、年金、資産管理、住まい、これからの暮らし方など、人生の最期のときを意識しながら、これからの人生を自分らしく生きる準備をし、亡くなった後に備えることも言われています。

日本は、世界でも有数の長寿国となりました。厚生労働省の令和3年簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命は、男性81.47歳、女性は87.57歳に達し、100歳以上の方は8万6,510人を超えています。超高齢社会の進展に伴い、単身高齢者の孤独死、認知症患者の増加、空き家問題、相続トラブルの増加など、様々な社会問題がクローズアップされるようになりました。このような状況の中で、高齢者は自分の最期は自分で決めたい、家族からは相続など、亡くなった後のことを決めてほしいなどというニーズが強くなってきています。

そこで、高齢者が今までの人生を振り返り、これからの後半期の生き方を展望するとともに、万が一のために、家族に伝えておくべきことを整理しておく終活の重要性が増してきたと言われています。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち、独り暮らしの占める割合が2040年に全都道府県で3割を超える見通しであることが分かりました。1980年代以降に未婚化が進み、結婚経験のない高齢者が増えていくことなどが要因と見られています。令和時代に入り、ますます人口減少、少子高齢化が急速に進む日本にとって、65歳以上の高齢者人口が最も多くなると予想される2040年問題、さらに独り暮らしの高齢者が急増し、中でも75歳以上の独り暮らしが500万人を超える

ことも発表されております。人生100年時代を見据え、このような世界に類を見ない超高齢化社会をどう乗り越えるのか、我が国の最も重要な問題となっています。2025年には団塊の世代が75歳以上を迎えようとする中、厚労省は平均寿命が男女とも過去最高を更新したと発表しました。長寿社会の今、全自治体でもこうした大きな構造変化に対応していくための策が強く求められています。

こうした中、町内でも独り暮らしをしている方につきまといがちなのが、孤独死の問題があります。最期の瞬間がいつやってくるのか、予測できない状況の中、孤独死を避けるための終活支援が求められています。この終活支援は、民間にはいろいろ終活サポートのビジネスはありますが、そういったビジネスとしてではなく、自治体の取組として、独り暮らしの身寄りのない高齢者、財産を有しないような人が対象に、高齢者の孤独死を防ぎ、終末期の人生を有意義に過ごしてもらうために、死後の様々な手続、例えば葬儀や納骨、そういったものをどうするのか、それを事前に決めておいたり、もしものときの連絡先を事前に伝えておいたり、安否確認の方法を決めたり、そういった対象者が事前に契約する、そういった支援サポートであります。身寄りのない独り暮らしの方が突然死した場合、結局自治体に対応を求められますので、公費で後片づけや葬儀を行うことは大きな負担であり、これを事前に備えておくことで、トラブルを防ぐことになると思います。高齢者にとっても、また家族にとっても安心感をもたらすのではないのでしょうか。

この終活サポートの一つとして、横瀬町でもエンディングノートを配布していますが、この地域の実情に合ったエンディングノートを作成し、高齢者が一人で書くのが難しいというのであれば、講習会などを開いて説明し、夫婦で参加したり、家族と一緒に参加したり、またご近所の友人などと参加する、そういった形もあるのではないのでしょうか。自身のエンディングノートの作成を指導するような、こういう取組を行うこともよいと思います。

そこで、終活支援について2点お伺いします。横瀬町の65歳以上の単身世帯数と、高齢者夫婦のみの世帯数の実態はどのようになっているのか。また、町で行っている高齢者の終活サポート事業についてお伺いします。

2点目の質問は、役場、公共施設窓口等の軟骨伝導イヤホン導入についてお伺いします。一般社団法人日本補聴器工業会の2022年度調査によりますと、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化の進展に伴い、今後さらに増えるの見込まれています。一方、同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に、補聴器所有率は僅か15.2%しかいないことも分かっています。

こうした中、東京都狛江市では、高齢者等耳が聞こえにくい方と円滑にコミュニケーションが取れるように、市役所内の市民課と福祉総合相談窓口の2か所に軟骨伝導イヤホンを導入しました。軟骨伝導とは、耳付近の軟骨を振動させることで音を伝える技術のことです。通常的气導イヤホンのように耳を塞がないため、明瞭な音が聞こえ、頭蓋骨を震わせ音伝える骨伝導と比べて、装着時の痛みもなく、音漏れも少ないとされています。狛江市では、これまで耳が聞こえにくい方に対して、大きな声や筆談で対応していたとのことですが、軟骨伝導イヤホンの導入により、これまでより円滑なコミュニケーションが可能になり、さらにプライバシー保護にもつながっているとのことです。

そこで、2点質問いたします。1、横瀬町において、高齢者の方や耳の聞こえにくい方への現状の窓口対応はどのようになっているのかお伺いします。

2、軟骨伝導イヤホンの普及は、高齢化に伴って今後増えていく難聴者の福祉に寄与するものであります。ぜひ横瀬町においても、役場や公共施設窓口への導入ができないかお伺いいたします。

3点目の質問は、飼い主のいない猫や地域猫対策についてお伺いします。以前にも2回質問をさせていただきました。答弁では、地域活動を行っている個人や団体、区長等にアンケート調査を行い、活動や数の把握をしていく。不妊・去勢手術を推進するために、チラシの配布、広報やホームページを利用して周知していくとの答弁でした。

質問として、現在町としてどのような対応をしているのか。また、飼い主のいない猫や地域猫による苦情や相談はあるのかをお伺いします。

2つ目の質問は、地域猫に対する不妊・去勢手術費用に対しての町では助成の考えはあるのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 質問1、独り暮らしの高齢者の終活支援についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課担当課長。

〔加藤美智子福祉介護課担当課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課担当課長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

まず、当町の独り暮らしの高齢者の現状と世帯数についてです。令和2年の国勢調査結果では、世帯数3,076世帯のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯は1,698世帯、うち高齢夫婦のみの世帯数は435世帯、高齢単独世帯数は391世帯となっています。前回の国勢調査では、世帯数3,070世帯のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯は1,632世帯、うち高齢夫婦のみの世帯数は368世帯、高齢単独世帯数は324世帯となっています。前回の調査と比較をすると、65歳以上の世帯員がいる世帯数が66世帯、高齢者夫婦世帯数が67世帯、高齢単独世帯数が67世帯、いずれも増加しております。

続きまして、要旨明細(2)について答弁させていただきます。終活支援に関する取組についてです。地域包括支援センターでは、担当職員による個別の相談対応、秩父圏域で作成した「私の療養手帳」の配布及びいわゆるACP、アドバンスケアプランニング、人生会議の研修等を開催しております。あわせて、終活支援の体制の強化を目的に、令和5年3月1日、地域包括支援センター内に成年後見センターを設置し、町障害福祉担当や町社会福祉協議会と連携を図りながら、成年後見制度に関する研修会やエンディングノートの書き方講座等を実施しております。

今後も様々な終活支援の取組を実施し、町民の皆様にご自身の最期をどのように迎えたいかについて考えていただくきっかけづくりのために、一人一人の状況に寄り添い、かつ個人の意思と尊厳を最大限に尊重した支援を引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございます。今回のこの独り暮らしの高齢者の方の支援についてということでさせていただくことになったきっかけは、高齢者の方からの相談がこのところ何件もあり

まして、その中でもそばにご家族がいても、なかなか何もしてくれないという話を聞いたり、あとは高齢になってしまって、ごみを出すところまで行くのがつらくなってきたというような様々な問題の相談が多くあるようになりました。

あとは、私も長寿会に入っではいますけれども、その長寿会の代表の方が言うのには、長寿会の中に入っている方の訪問はできるけれども、長寿会に入会していない人のところには、勝手に入り込んだり、様子を見に伺えないという相談も受けております。やはり、町でできることというのは、多分なかなか難しいかもしれないですけれども、地域の中でもやっていかななくてはいけないですけれども、それを役場の行政のほうでもしっかり見守りができる体制が何とかできないものかということで、今回質問させていただきました。

先ほど向井議員の質問の中で、地域で相談できる23区相談窓口、あとはなんでも相談室、そういう横瀬町はよいところがいっぱいある中で、高齢者をどのように見守っていくのかを、再度また見直していただければと思いますので、このような人たちをどのように巻き込んでいくのか、今後どのようにしたら皆さんがうまく支え合っているのか、行政から各区、地域にどのような働きかけをしたらいいのかをお聞きいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課担当課長。

〔加藤美智子福祉介護課担当課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課担当課長 ただいまの再質問にお答えします。

町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムの推進のために様々な取組をしています。横瀬町では、この地域包括支援システムを、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域の皆様や関係機関と一緒に取り組んでいくことが大切と認識しております。

横瀬町には、見守りネットワークという町の関係機関と連携した見守りネットワーク事業というのがあります。その中で様々な取組をしています。例えば各種団体による声かけ訪問事業、見守り委託事業と題して、8団体が見守りチェックシートにより家庭訪問していただいています。また、独り暮らしの高齢者等配食サービス事業や、食生活改善推進員協議会や赤十字奉仕団による配食や会食サービス事業、また社会福祉協議会のボランティアによる誕生日訪問事業、また令和5年から始めました移動スーパー事業についても、各支援員が地域の方の見守りをしています。このようなことで、様々な身寄りのない方をはじめ、地域の高齢者を支えていくために、支える側、支えられる側という関係を超えて、地域の皆様が関係機関との連携を図りながら、多様な主体による介護予防事業、例えば高齢者サロンの運営など、認知症の支援策に取り組む場合には、チームオレンジの取組など、属性や世代を問わない包括的な相談機能の充実、さりげない見守りに努めていければと考えております。

以上で答弁を終わりにします。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 横瀬町は、本当に支援が行き届いているなって思います。私も認知症サポーターの一員といたしまして、見守りをできる限り行うのですけれども、やはりいろんな会合に、いきいき体操とかも出てきてくれる人は安心なのですけれども、そこから出てこられない、私はいいよという、そういう感じの人もいるというのも、実際あります。それなので、誰一人取り残さない町として、町長はこれからの高齢者の支援について、どのようなお考えをしているのかお聞きします。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これからますますニーズが増える分野であり、踏ん張りどころに入るかなというふうに認識を持っています。そういう中で当町としては、しっかりまず地域包括ケアシステムを地域包括ケアシステムとしてしっかり動かすということ。その中に多様な主体がちゃんと入って、地域の方々にも入っていただいて、いろんな人が連携できるようになっていること。相談しやすい町、相談機能が充実していて、一人一人による寄り添うというところをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○向井芳文副議長 以上で質問1を終了いたします。
次に、質問2、難聴者の支援についてに対する答弁を求めます。
福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、質問事項2について答弁させていただきます。

まず、本町における高齢者の方や耳の聞こえにくい方への窓口対応でございますが、主に筆談や、少し込み入った内容であれば、窓口ではなく、相談室等で個別に対応しております。高齢者福祉関連の手続においては、家族やケアマネジャーが申請するケースが多く、それほど大きな支障は生じていないのが現状です。

また、今年度から、聴力機能の低下により日常生活に支障を来している高齢者に対し、家族や地域社会とのよりよいコミュニケーションが確保できるよう、補聴器の購入による助成金を交付しています。しかしながら、高齢化の進行に伴い、耳の聞こえにくい方への支援の在り方は重要な課題であると認識しております。軟骨伝導イヤホンは、耳の穴を塞がずに音を聞くことができ、衛生面でも優れた特徴を持つ機器であるということで、埼玉県内でも既に導入している自治体があると聞いております。検討に当たっては、既に導入している自治体から、導入に当たっての住民の反応や利用率、具体的な効果について情報収集をしていきたいと考えています。今後も住民福祉の向上と、高齢者に優しい行政サービスの実現に向けて適切な支援ができるよう、関係各課と連携し、協議してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。
6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございました。私もこの軟骨伝導イヤホンの導入についてということで、隣の飯能市が昨年の10月に導入をされたということで伺ってきました。10月から行いまして、三、四件利用されている方がいるということで、利用率はそんなに高くはないのですけれども、やはり大声を出

さないで、ちゃんとしたプライベートな話もできるということと、あとは1台しかないですけども、各課へも回せるような、そういう取組もしているということで伺ってきました。金額的にもそれほど高くはありませんので、ぜひ進めていただければと思います。

それと、あと神川町も来年度の予算で、この軟骨イヤホンを導入するというごことでお聞きいたしました。それと、あと先ほどの高齢者の補聴器の助成を昨年からされているということですけども、補聴器って高額なので、なかなか買ってまでという人が、先ほどの話にもあった15%ぐらいしかいないということがあります。去年の補助金がどれぐらいの人数の方がいるのか、また来年度の予算でも倍に増えました。その理由も分かれば教えていただければと思います。この補聴器をつけるということは、認知症予防にもつながるといろいろな見解もありますので、その点についても周知の仕方をどのようにしていくのかもお願いいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、ただいまの質問に答弁させていただきます。

今年度新規事業として、補聴器の助成を始めたところですが、当初の予定では5名分を予算計上しておりました。先ほど宮原議員の言われたとおり、補聴器は高額ということもありまして、それほど見込んでいなかったのですが、想定より多くの方が利用していただいて、12月議会でさらに5名分の増額補正をしております。現在の利用者は8名と、あと相談に来ている方が1名いらっしゃいますので、現状としてはそのようになっております。

来年度につきましては、10名分ということで予算計上する予定になっております。この補聴器の補助に関しましては、また広報等でお知らせをしまして、多くの方に利用していただければと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。ぜひ少子高齢化でこれからどんどん高齢者が増えていくということなので、高齢者も守っていかなくてはいけないというところもあります。本当にぜひいろんな角度から進めていっていただければと思います。要望でお願いいたします。

○向井芳文副議長 もし答弁あればですが、よろしいですか要望で。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 先ほど申し上げました一人一人に寄り添うを大事にしていくということと、高齢者に優しい行政サービスを提供していきたいというふうに思います。

○向井芳文副議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、飼い主のいない猫や地域猫対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項3、要旨明細1について答弁させていただきます。

飼い主のいない猫や地域猫に関する苦情や相談につきましては、近所で餌をあげている猫が家に来て困る、近所で猫が増えてきてふん尿が心配、猫を捕獲して動物指導センターに連れていきたいので、捕獲器を貸してもらいたい、自宅で野良猫に餌をあげているが、増えて困っている、町で引き取ってもらいたい、町での補助金はないのかななどの苦情や相談が町に寄せられております。最近の相談件数は、令和4年度で4件、令和5年度で2件、令和6年度で7件ありまして、増加している状況です。町では、動物指導センターの紹介、広報やチラシを作成し、猫の正しい飼い方や、猫を寄せつけない方法を周知しているところでございます。

今まで地域猫に対する不妊・去勢手術費用の町としての助成ですが、横瀬町に動物病院がないことや、動物病院おのおの手術費用が異なっていたため見送っておりましたが、年々相談や苦情件数も増加する傾向になっておりますので、令和7年度から避妊・去勢手術の一部の補助を予定しております。令和7年度予算に計上させていただいております。補助額ですが、雌が1匹上限1万8,000円、雄が1匹上限1万円の予定をさせていただいております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。予算が来年度からつくということで、本当に何度も質問させてもらって、やっとできました。本当にありがとうございました。

ただ、今回この補助金が出たということ、どのような形で周知していくのか。また、団体でないと出せないのか、個人で野良猫を見かけている人に対してはどのようにしていくのか、あとは県というか、愛護協会の補助金とともに活用できるのかお聞きいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 再質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

団体か個人かということなのですが、今回の補助金につきましては、個人で申請をできるというような形を取りたいと思っております。

それと愛護団体の関係なのですが、今回個人でうちのほうに申請をしていただいて、雄と雌の平均価格というのが秩父でありまして、うちのほうが想定しているのが、雄が平均で1万5,000円、雌が平均で2万3,000円程度を予定しておりまして、先ほど申し上げましたように動物病院ごとでちょっと差がございまして、そうしますと、個人のほうで5,000円程度負担していただけると、避妊・去勢手術ができるということでございまして、うちのほうとしては特財として県の補助金をもらったり、ふるさと納税寄附金等をいただきながら実施をしていきたいと考えております。

周知につきましては、広報による周知と、今までもそうだったのですが、区で要望があったところには、チラシ等も配布をさせていただいておりますので、今までと同様の周知の方法でやってまいりた

いと考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。ぜひ進めていただいて、限度とかもあるのか、何匹までとか、あとは手術だけではなく、餌代の負担ということはできないのか。すみません、さっきの質問で言えばよかったですけれども、あればお聞きします。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 再々質問に答弁させていただきたいと思います。

限度につきましては、予算の範囲内ということで、限度は予算の範囲内ということでございます。餌の補助につきましては、現在のところまだ考えていないところでございます。

以上でございます。

○向井芳文副議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、町の活性化についてでございます。まず、要旨明細1、兔沢左岸の開発について伺います。町の活性化にとって欠かせないのは、人口減少を食い止めることだと考えます。現在の豊かさを将来も維持していくためには、人口減少に歯止めをかけることは、何よりも優先されなければなりません。

この課題に対する考え方について、平成30年3月議会及び令和6年9月議会でも質問し、平成30年3月議会では、人口減少社会における教育環境整備、子育て環境整備、空き家対策、雇用創出、コンパクトシティについて、それぞれよりよい環境整備に向けた答弁をいただきました。また、令和6年9月議会では、人口減少に対しては組織的に粘り強く対応していく。横瀬町は小さな町で、資源や財源があまりないので、大きな投資をするとか、大規模な開発するというのは現実的ではない。そこで、町の中心に資源を集めるところから始めていて、それが一定の成果を上げている。さらに、横瀬の中心地が形になってきている。企業との連携ができそうになってきた。今後はハード面の投資、中心地をしっかりとつくる。子育て支援や若者を呼び込むことに加え、空き家政策や土地の有効利用は重要になってくるとの答弁をいただいております。

この答弁の中で、ハード面の投資や、中心地をしっかりとつくるという点についての具体的な施策については示されておりません。先日の全員協議会の説明にあった兎沢左岸の開発が、その施策の中心として位置づけられるものかと考えておりますが、先日の説明では、今後どんな方向で開発が進められ、活性化に資するものかについて全く見えてきません。当該地域は、以前から開発を望む声が出ていました。現在でも活性化のための開発に期待する声は大きいものがありますし、横瀬の中心地に残された開発可能な場所としては、唯一の場所と言うこともできると思います。それゆえ、この地域の開発については、町民の声を聞き、その声の実現できるような計画と実施が不可欠だと思います。今後の町の活性化に向けた町の考え方についてお伺いいたします。

続いて、要旨明細2の人口減少対策についてお伺いします。急速に進む人口減少と超高齢化については、総合的かつ迅速な対応が求められていると同時に、すぐに答えを出すことが難しい課題であることは十分承知しております。また、これまでのこの課題に対する町の取組と成果については、一定の評価をるところです。

しかしながら、令和7年2月現在の年齢別人口表で、ゼロ歳児が25人、1歳児が40人、2歳児が39人、3歳児が46人、4歳児、5歳児、6歳児がそれぞれ39人、59人、41人となっています。校舎を新しくしたばかりの横瀬小学校も、入学者は年々減少していくという状況が明らかになっています。結婚につながる機会をつくることや、移住しやすい環境をつくるなどの施策や人口減少対策としての空き家対策、土地の有効利用などが重要になってくるとの議会答弁の具体化としては、どんな政策が考えられるかお聞かせいただきたいと思います。

また、先日ある会合で、UBE三菱マテリアルの総務課長さんとお話する機会がありました。社宅の入居率が50%ぐらいで、活用する手だてがあれば検討していただけるようでしたので、こうした対策も一つとしてお考えいただければと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○向井芳文副議長 質問1、町の活性化についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

兎沢町有地の有効活用につきましては、第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画の5の柱、にぎわいづくり、中心地づくりの取り組み主な施策に位置づけており、地域コミュニティの拡大や、町民の皆様と交流人口、関係人口の交流の場として整備し、活性化を図ることとしております。また、横瀬町都市計画マスタープランにおいても、兎沢町有地周辺を中心拠点に位置づけ、にぎわいの創出を図ることとしております。これらのことから、兎沢町有地を有効活用していくことは、横瀬町が現在進めている中心地づくりにとって重要なアクションであると考えております。

有効活用に当たっては、役場内で検討を重ねてきた結果、段階的に整備していくこととし、まずは人と自然が調和した原っぱ公園をコンセプトとして、施設類は造らず、遊歩道と子供が走ったりできるスペースを整備するという活用案をまとめました。この活用案を基に、昨年12月に兎沢町有地周辺の地権者の皆様への説明会を開催し、今後活用案をベースに、町として検討を進めていくことをご了承いただいたとこ

ろでございます。

今後は、来年、令和7年度の当初予算の審議の際に説明させていただきますが、兎沢町有地周辺を対象とする原っぱ公園整備に係る概略設計などの委託料を計上させていただいておりますので、来年度取り組んでいく段階では、町民の皆様をはじめ、多くの皆様の声をお聞きしながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、私のほうから2番、人口減少対策について、子育て支援分野における少子化対策ということで答弁させていただきます。

結婚、妊娠、出産、育児への子育て支援の具体的な事業といたしまして、埼玉県のSAITAMA出会いサポートセンター、通称恋たまの登録料と婚活イベント利用料の割引、新婚世帯への家賃、生活支援補助事業などの結婚への支援、また不妊、不育症の治療費等の助成、乳幼児健診や産後ケア事業、また児童館での学童保育や小学校の放課後等子供教室と待機児童解消対策事業など、切れ目ない子育て支援を実施してまいりました。

また、妊娠時、出産時の出産・子育て応援金や出産祝金、横瀬ベビーギフトの支給、小中学校入学祝金と、中学校卒業時の巣立ち応援金の支給、また多子世帯への保育料、副食費の軽減、18歳までのこども医療の無償化など、経済的な負担の軽減を行ってきました。

今後は、これまでの事業を継続していくとともに、新たな事業展開を視野に入れ、希望を持って安心して妊娠、出産、育児ができるよう子育てしやすい環境の充実に図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからは、三菱マテリアル、今のUBE三菱さんの社宅についてご答弁のほうをさせていただきます。

過去に当時の三菱マテリアル横瀬工場の社宅の活用については、横瀬工場様と協議をしてきたことがあるという経緯がございます。そのときは主として、町の短期滞在のための宿泊に使えないかというふうな議論でありました。実際に見学をさせていただいたということもございます。先方内でもご議論いただき、その時点では、老朽化であるとか、安全対策の観点から、すぐに利活用するのは難しいという結論に一旦はなつたと記憶しております。現時点におきましても、町の移住政策の中ですぐに活用ということのご協力については、いろんな課題があるのかなというふうに認識しております。

一方で、令和元年、2019年10月のいわゆる東日本台風、これにおいて孤立集落が出た場合の一時的な滞在場所として、緊急対応として空き家部分を、現況のまま数戸をご準備いただいたということがございました。結果として滞在された方はいらっしゃらなかったのですが、横瀬工場様にはできる範囲でのご協力をいただき、感謝をしているところでございます。

また、ご案内のとおり、UBE三菱セメント様のご協力で、今お試し移住やインターン研修等の中期滞

在者のための施設である舎場（やどりば）シンワ、これが活用中という状況でございます。これらの経緯を踏まえまして、今後につきましても、今後に向けて地域のために何が協働してできるのかについては、両方で引き続き情報交換、協議を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは要旨明細（２）の移住促進策についての答弁をさせていただきますと思います。

現在、移住関連事業といたしましては、まず秩父地域1市4町で運営をしているちちぶ空き家バンク、そして移住するための助成制度である移住就業等支援金や定住就職促進奨励金、移住関連施設である先ほども副町長が申し上げましたが、暮らし体験住宅舎場シンワ、L a b横瀬、さらには地域おこし協力隊等があり、これらの事業によって、直近3年間で約100名の方々が移住してきていただいているという実績があります。

さらに、令和7年度では、この後当初予算でご審議いただきますが、二地域居住をはじめとする新たなライフスタイルに対応するための町での暮らし体験事業に取り組んでまいりたいと考えております。このように、様々な移住促進策によって、実績として現れてきておりますが、住む場所があれば、すぐ移住していただける場合もあれば、暮らし体験や町の方々との交流を経て移住を決断する場合もありますので、今後も現在展開している移住促進策は継続しながら、二地域居住などの移住を検討している方々のニーズやライフスタイルを確認しながら、新たな移住促進策も展開したいと考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 まち経営の課長さんに説明をいただきました。12月12日の全員協議会のとき、兎沢町有地を含む未利用地活用についての説明会がございました。この文章ですと、読めないのです。ですから、これが具体的にどのぐらいの面積があるか、その辺も教えていただければと思います。あと所有者が何名いるとか、すぐ分かりますか。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 ただいまの事業予定地の規模等についてのご質問にお答えさせていただきます。

今回の事業用地の全体計画面積は、民有地1.91ヘクタールと、町有地0.47ヘクタールを合わせた2.38ヘクタールでございます。メイン広場としては1.26ヘクタールを予定しております。所有者は、町のほか、民有地権者が21名、ほかに主な地目は、畑が37%、田が18%で全体の55%を占め、他に原野や山林等がございます。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再々質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま全体の面積、計画面積をお聞きしました。私は、提案なのですが、国道299号の南側を全体的に含めてやったらどうかと思います。先日、ある町内の土木業者の人に聞いたのですが、今工事残土でしょうか、残土処分費が1立米例えば3,000円とか聞いています。これを町が持って行って、その分がかかると。横瀬の中で、あそこをもしだったら残土処分の場所にして、徐々に残土を捨てながらそこを造成していく。過去に例とすれば、横小の第2グラウンド、あそこは個人名で言いますと、Aさんがあそこへそれを処分して、あそこへ大きなグラウンドができています。土地の有効利用ということで考えたときに、こういうところを残土処理して、その後公園でも、あるいは町民が最終的に使えるこれだけのエリアはありませんので、総合的に考えていくと。公園というのはいいところだと思いますが、この辺の利用方法も考えていただければと思います。

それから、三菱の社宅の活用ですが、こちらについてもよく横瀬駅南側の山林を開発して、あそこに社宅なり団地なりを造って、そうすれば人口が増えるのではないかと、雇用機会も増えるのではないかとというような話が飛び交っていましたが、具体的にそこを造成して土地を造るより、現にあるものを使ったほうがいいのではないかと思うところがございます。

町長は、2月18日の日経新聞に、町を企業の実験場に、そして関係人口を創出し、経済循環をつくるのだということを言っております。その中で、町の課題は何かというと、やはり最大の課題は人口減少で、対応を行政運営の柱に置く。団塊の世代が多く、自然増減で必ずマイナスになる。町は中学校までしかないので、進学や就職で外に出ていく。10代後半から20代も社会減になる。人口5,400人ほどで維持安定させる目標を持っていると。どんな町にしたいのかということ、最終的に目指すのは日本一住みよい町、日本一誇れる町だと。その人らしい幸せが花開いている状況をつくって関係人口を増やし、コミュニティーをつくることを意識している。地域おこし協力隊の定着率が高く、地域で活躍する流れができていますと、こういうお話です。

その中に都市経営のポイント、関係人口の創出で町を活性化させる。実証実験を受け入れるよければ、あるいは地域おこし協力隊やJICA研修生を受け入れて活性化しているのだと。それから、地域の持続性を向上させるためにどうしたらいいかということで、地域商社が高齢農家を引き継ぐ。こちらについては、具体的な例があったら教えていただきたいと思います。

それから、合計特殊出生率が県でも最も高い。これが2023年になっていますが、年齢でいきますと、2023年の何歳になるのか、この辺との連動がどうなっているか、教えていただきたいと思います。

あとは、昨日の新聞で秩父市の例が出てまいり、子育てや教育充実に力ということで、秩父市さんは出産祝金支給、秩父市は人口減や少子高齢化に対応する施策を充実させ、子育てしやすく、高齢者が安心して生活できる施策に力点を置いた。出産祝金として第1子に12万円、第2子が30万円、第3子以降は50万円を分割支給する。小学校入学時のランドセル購入や学校給食費、修学旅行費を補助する。高齢者向けでは、喜寿、米寿、白寿の敬老祝金を支給し、路線バスの利用支援として、回数券購入費を補助するというようなことがありますので、横瀬町は具体的にこのような対策をやられているかどうか、教えていただきたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 それでは、私からは、残土処分場としての活用についてのご質問についてお答えさせていただきます。

現在の整備イメージとしましては、先ほどまち経営課が答弁したように、施設類は造らず、遊歩道と子供が走ったりできるスペースを整備するという活用案としておりまして、現状の地形は極力変えないまちなか広場をつくっていきたいと考えております。したがって、大規模な埋め土等の想定はしておりません。したがって、残土の処分場、仮置場としては、現在難しいのかなという見解であります。

以上でございます。

○向井芳文副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、再々質問ですので、最後になるかと思えます。私のほうから、まとめて今のやつをお答えしていきたいと思えます。

まず、兎沢に関してなのですが、今建設課長のほうから答弁がありました。今回、あの地形を活かすところを結構大事にしたいというふうに思っています。それは、今回のこのお話が、兎沢町有地を何とかしようと動き出してから、まず河川改良の後処理があって、河川払下げのお話をやって、地権者さんの情報を整理して地権者ヒアリングなどを何年かけてやってきました。やっと動ける状況になりました。12月20日の住民説明会で、私のほうから集まっていた皆さんに向けて、横瀬町はみんなでつくるを大切にしている。今回は兎沢町有地、町の人たちに喜んでもらえる場をつくりたい。その前提として、地権者や近隣の方によかったと言ってもらえる形で進めたいということを申し上げました。これは横瀬町の基本スタンスなのですが、町の皆さんの声を聞いて、みんなでつくるは大切につくっていききたいというふうに思っています。

一方、平成30年にまちなか再生ということで、一回兎沢を含めたまちなかエリアの絵を描いています。そこには何回か住民の皆さんを入れたワークショップをやったりとか、その中でも兎沢の所有地は、緑がある形で表現をされています。あとは町なかに緑が少ないというのが、町の課題感としてはあります。ですので、やはり町なかに緑はつくりたい。その中で、これは兎沢町有地だけではなくて、もう少し広いエリアで、まちなかエリアをそれぞれ機能がかぶらないように、かつ相乗効果が出せるようにという形でつくり込んでいきたいというふうに思っています。

だから、その中には駅前開発の話もありますし、それから今手がけているウォーターパークもあります。ウォーターパークは、これは町なかに子供の遊び場が少ないという声に応えていまして、今年度と来年度かけて遊具を整備したりします。そういったものの組合せで、原っぱ公園という発想になっていますということでご理解いただければというふうに思っています。

それと、日経新聞の掲載された記事に関してなのですが、町を企業の実験場にと書いたのは日経新聞の記者でして、私は言っていません。私は言い方は、町を企業等の実証実験のフィールドにしますという言い方はしましたが、町を企業の実験場にとは言っていません。日経新聞等の記事は、最後は確認をさせてもらえませんが、言った発言が継ぎはぎされて、ああいう形で出ているということでご理解いただければ

ばというふうに思います。

それと、子育て支援の政策等に関してなのですが、まず合計特殊出生率は、現在県で出している最新の県内自治体ごとの数値がありまして、その中で当町が一番高かった。数値としては1.42です。決して高くはないのですが、埼玉県では、72市区町村で一番高かったということです。ちなみに、1.3台はなくて、2番目以降は1.2台から下でした。ただ、これは合計特殊出生率というのは、当町のような小さな自治体は年格差ももちろんありますので、比較安定して県内で比較すると高いのですが、まだまだ十分という数字ではないなというふうに認識をしています。

あと秩父市の施策等に比べてというところではありますが、当町も切れ目ない子育て支援を掲げていて、出生祝金、それから祝金だと入学祝い金等々メニューはそろえています。それと、あとは5歳児健診とか健診を細かくやるとか、それらを組み合わせて子育てしやすい町、切れ目ない子育て支援がある町というのを念頭に、事業を組み立て進めているというところがあります。私からは以上になります。

すみません。人口減少対策ということでもう一つだけ、課長のほうから先ほど移住に関して、地域おこし協力隊云々かんぬんで100名程度というお話があったのですが、現在の人口ということでいきますと、3月1日時点で住民基本台帳ベースですと7,565人です。対して3月1日、いわゆる趨勢人口、何もしなかった場合という人口が7,504人です。ですから、その差が415人。これはやっぱりこの間にやってきた様々な施策を組み合わせ、上には来ているということだと思います。

私からは以上です。

○向井芳文副議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○向井芳文副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○向井芳文副議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長の指名がありましたので、一般質問を行います。

まず、通告の1であります。横瀬町における福祉の向上についてお聞きします。特に高齢者福祉、介護保険事業についてお聞きします。当町は、第9期横瀬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。基本理念の「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を継承し、横瀬町が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活でき、町全体に自助、共助、公助の心が醸成されるように策定されたとのこ

とです。細部にわたり高齢者等の状況や将来予測等が記載されています。令和7年の総人口及び年齢区分ですが、この記載事項の推計人口であります。総人口は7,275人、少年人口、ゼロ歳から15歳、714人、生産人口年齢、15歳から64歳、3,824人、老齢人口、65歳以上、2,737人、高齢化率37.6%であり、5年後には高齢化率が40%を超えるとのこととです。

今計画の目指す姿、基本理念、実現に向けた4つの基本目標が設定されています。1、健康で生き生きと暮らすために、2、安心介護が受けられるために、3、住み慣れた地域で暮らしていくために、4、安全快適な暮らしのために、5、社会の一員として生きがいのある暮らしのために、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指していると記載されています。この目標を達成するためには、この問題を担う特に2番の安心介護を受けられるためにという項目に着目しました。そこで、この問題を担う介護従事者等の継続した確保が課題になると思います。そのためには、労働環境の整備や経済的インセンティブが重要課題となると思います。このことを踏まえて、次の質問をいたします。

横瀬町における福祉向上について、(1)、当町における福祉関係の事業所の種類、事業所の数、従業員数及び利用者数について、(2)、当町における主な福祉事業及び福祉政策について、(3)、近隣市町村への施設利用依存度について、(4)、今後の福祉事業及び福祉施策の課題について、以上質問します。

質問に際して、(1)の事業所数、従業員数等は事前に表で頂いておりますので、これの答弁は詳しくは結構です。それと、(3)の近隣市町村への依存度についても資料を頂いておりますので、この点については、説明は省いてもらって結構です。

次に、人件費の改定について質問いたします。スリムで効率的な行政運営を目指し、町民と行政の協働で進めるまちづくりのための行財政改革プログラムを平成17年度に策定しました。そして、今年度まで実施してきました。いわゆる緊急行財政改革です。平成16年3月21日に実施した合併についての意思を問う住民投票の結果を尊重し、単独でのまちづくりを行うことになりました。現状のままでは、近い将来深刻な財源不足になることが予測されました。普通交付税で見ると、平成11年度の8億6,200万円をピークに、平成15年度が約5億円、平成16年度は4億4,000万円にまで減少していました。国の三位一体改革により地方交付税の大幅な削減により、自治体の財政状況は大変厳しい状況に陥りました。今後の財政の展望として、ここで改革を行わなければ、今後5年間で10億円の財源不足が生まれると予測されました。当時約30億円規模から3億円程度の削減で、27億円規模の一般会計予算規模にすることをめどに、持続可能な財政運営を目指して改革を進めました。自主財源確保、歳出削減といった行政内部のコストの改善、住民と行政の役割分担の見直しを行いました。

ここでは、緊急行財政改革決定事項のうち歳出削減について、特に人件費の削減について述べています。大きく分けて、次の4項目です。1、議会議員の報酬等減、定数減、2、町長、この当時は収入役さんがおりましたので、町長四役の給与等の減、3、非常勤特別職の報酬減、4、一般職員の各種手当の減を実施しました。以下、資料が、平成16年当時の改革の冊子があります。それに詳しく載っています。今回、令和6年度一般会計予算ベースで43億4,000万円規模で、地方交付税約15億円です。平成16年当時と比べ、交付税額で3倍以上になっています。横瀬町は、3回連続で議員選挙は無投票になっています。全国町村議長会では、かねてより議員報酬の見直し(増額)の方針を打ち出しております。当町において、緊急行財政改革より約20年が経過し、現在の財政状況から人件費を見直し、まず平成16年当時の削減以前に戻す

べきと考えます。

これを踏まえて、次の質問をいたします。(1)、議員報酬等、町長等三役の給与等、非常勤特別職の報酬、一般職員の各種手当等について、平成16年に緊急行財政改革プランを策定実施しました。現在の状況から、これらの削減の見直しについてをお尋ねいたします。

(2)、今後の展開について質問いたします。

3番目に、3、旧LAC横瀬について質問いたします。2022年5月20日、横瀬町にLiving Anywhere Commons横瀬(LAC横瀬)が株式会社ライフルの運営でオープンしました。そして、今年度、2024年9月30日に営業終了となりました。2024年10月1日より株式会社ENg aWAが行うことになりました。横瀬町がこの事業に関わった経緯と、株式会社ライフルの運営経過、株式会社ENg aWA運営受入れの経緯、今後の方針、JAちちぶとの関係を教えてください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○向井芳文副議長 質問1、横瀬町における福祉向上についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、質問事項1について答弁させていただきます。

まず、要旨明細1については、詳細を事前にお知らせしておりますが、町内で22か所の介護サービス事業所があり、多様なサービスを提供していただいております。町内で働く介護サービス事業所の従業員は、令和7年2月現在で264名で、利用者数は合わせて971名、そのうち町内の利用者は448名となっております。

次に、要旨明細2の本町の主な福祉事業及び福祉施策でございます。先ほど議員からお話がありましたとおり、本町では第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、計画の基本理念の実現に向け5つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでいます。主に介護予防、家族負担の軽減、認知症高齢者の支援、高齢者の社会参加への支援等が挙げられます。

まず、介護予防事業では、高齢者一人一人が活動的で健康的な生活ができるよう、高齢者実態把握事業や各種体操教室を実施しています。各種体操教室では、それぞれの体力に合わせたコースを設定し、理学療法士や健康運動指導士などによる運動指導を実施しています。また、地域住民の通いの場を実施するため、かわせみいきいき体操サポーター養成講座を実施し、指導者の育成を行っています。

次に、家族への負担軽減では、在宅の高齢者等に対する紙おむつの給付や、認知症等により見守りが必要な独り暮らしの高齢者への配食サービス、重度の在宅要介護者を介護する家族に手当を支給するなど、家族への経済的、精神的な負担を軽減し、高齢者等の自立及び生活の質の向上を図る取組をしています。認知症支援策として、認知症サポーターやオレンジメイトの養成、チームオレンジが自主的に実施しているオレンジカフェへの支援、買物の機会や住民同士の交流の機会を確保するための移動スーパー事業への支援等、地域の皆さんによる高齢者等の見守り活動を推進しています。また、高齢者が社会の一員として生きがいのある暮らしができるよう、シルバー人材センターや老人クラブ、高齢者サロン等の活動を支援しています。

続いて、要旨明細3です。介護サービスについては、利用する方それぞれが自分に合った事業所、施設を利用することができます。引き続き秩父地域1市4町で連携し、介護サービスの充実に努めていきます。

要旨明細4、今後の福祉事業及び福祉施策の課題ですが、これから介護が必要な高齢者が増える中、介護従事者の人材不足は深刻な課題となっております。また、福祉ニーズが多様化、複雑化していることから、さらに多機関連携による包括的相談支援体制の強化が必要であると考えています。引き続き高齢者福祉計画の基本理念、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」の実現に向け取り組んでいきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 課長に詳細な資料をいただきました。本当にこれは参考になります。要介護1から要介護5までのサービス種類ということで、改めてここに表で頂いて、大変よく分かります。実際介護の作成された計画を読んでも、どういうことかよく分かりにくいのです。だから、こういうふうに資料にまとめてくれるとすごく分かりました。

これで分かったことが、この要介護1から要介護5までの全体利用者数というのは674で、町外利用者数というのが338、町内利用者というのが336と、ほぼ50%ずつなのです。ですから、先ほど依存度って言いましたけれども、50%は町外に依存しているということです。僕の6区地域には絆の丘というのがあって、地域密着型の特別養護老人ホームだったりショートステイです。僕もイベントで呼ばれて参加することもあるのですけれども、地域の本当に横瀬町の方の顔で、この人が入っていたのかと。名簿を見ると、うちの周りが結構多いのです。こういう地域密着型を造るときも、亡くなりましたけれども、Bさんがここに造るということで、実はいろいろその当時は、介護の施設が来ると保険が上がってしまうのではないかみたいなことがあったのですけれども、それは社会の流れで、やっぱり公的負担ということでやらなくてはいけないわけですから、以前は家庭で見るということでしたけれども、今度社会で見るということになりました。今、結果的に見ますと、すごくよかったなと思えます。

実は横瀬町で富田町長がよく頑張っていて、ソフト的なことはかなりいろんな展開をして、先ほども言ったけれども、外部への発信はすごく活発で、僕もよその議員に、よく横瀬はいいですねって言われます。その一面、基本的な社会共通資本という考え方でいきますと、介護だとか医療だとか教育だとか、制度的なインフラ、そういうものが大事です。もちろん自然もそうです。自然とか、あとは道路とか、ここは港湾はないのですけれども、そういう建設的なインフラですか、そういうのも大事ということなのですけれども、特に介護については、これは10年前と一緒に闘ったわけですから、個人的なあれですけれども、そのときの僕の政策の中に公公連携、公と公の連携ですよね。というのは、西武沿線の市町村との連携ということが、C C R Cって簡単に言うのですけれども、都会の特別養護老人ホームみたいなのを横瀬に持ってきて、横瀬も何割か、例えば所沢なら所沢、そのときは豊島区だったのですけれども、豊島区の人をやると、7割からそこら。それで運営して、雇用の創出だとか、そういうことができるのではないかって政策に掲げました。

今でも実は秩父地域というのは、そういう都会で言う自然というのは、ミューズパークを見ると、

我々のちっちゃい頃から見たら、あれは自然ではないけれども、都会人から見たら、近年は木が増えてすごく景観がよくなって、ああいうのが自然なのです。公園。だから、そういうところに高齢者、高齢というか、動けるうちに来てもらって、それで永住してもらおうという、そういうことで福祉施設というのは雇用の裾野が広いのです。だから、雇用も生まれるし、生活必需品の需要も多くなるので、そういうことがいいのではないかなって考えたのです。

その当時は、南伊豆町というのがそういう施設を町ぐるみで持っていて、かなり成功しているのですけれども、現在どうなっているかはよく分からないのですけれども、そういう観点があって、それはすごく投下資本がかかってしまうので、横瀬町の規模でいくと、結構難しいのかなと思った時期もありました。でも、これからそういう考えも必要ではないかと。人口減少というのは、やっぱり働く場所がないということなのです。その経営者の方に、関根さんの言っていることは、本当はいいことなのだけれども、働く人が見つからないよって言うのです。その当時、離職率が高い、給与が安いので集まらないというのです。

そういうことが常に頭にあって、横瀬町ができることはどういうのかなということを考えました。施設、絆の丘程度のものはできる可能性はあるので、横瀬には公的なそういう町が運営しているようなものはありません。町が造って、指定管理だとか業務委託だとか、そういうところは秩父市が最初は市立でしたけれども、ほのぼののタウンの偕楽苑とか長寿荘というのは、秩父市が造って、その後委託して、最近是指定管理なのですか、社会福祉法人事業団という形でやっています。ですから、そういうことが理想なのですけれども、そういうところに投資したら、要するに40%の高齢者になる人たちが、安定して継続的に暮らせ、そういう施設に安価に入れるというのが理想だと思うのです。

年金がたくさんもらえる人はいいけれども、国民年金だけの人もいます。そういうことを考えると、そういうことをやるということなのですけれども、課長からも聞いて、関根さん、こういうことをやっているのですよという、なるほどなって、いろんな事情がある人には、そういう経済的な負荷もかけないでやると。経済的に安くやるよということを聞いたので、今でもあるのだなと思ったのですけれども、今ある既存の横瀬町の私的というのですか、事業所のものを有効に、今サステナブルといいますけれども、持続可能にやるにはどうしたらいいか。

ということで、実は2番目の質問なのですけれども、これは省きますけれども、実は公的なそういう特別養護老人ホームってありますよね。それと老人ケアハウスがあって、あとは有料老人ホームというので、高齢者専用介護つきとか、サービス付住宅って、3種類あるのです。3番目の高専賃とよく言うのですけれども、やると随分補助金が出て、医療関係の人には参入しやすいような、建設しやすいような資金が出るのです。当然うまくできていて、そこに高齢者が入って、下にクリニックがあると。患者が、固定客がいるわけです。そんな本を読んだこともあるのですけれども、ちょっとなって思うこともあったので。

いずれにしても、ではこれを支えるエッセンシャルワーカーというのは、どうしたらいいかということです。どうに確保したらいいか。町長に提案なのですけれども、横瀬町が今できることというのは、もしかしたら要するに先ほど言ったけれども、労働環境の整備と経済的インセンティブといいますけれども、高額な所得補填はできませんけれども、例えば年に5万円から10万円の間、これはいろいろ制度はあると思うのですけれども、横瀬町の在住者で横瀬町の施設に就労している方、そういう人に申請方式で5万円なら5万円年に給付する。そういうような、これは他町村との差別化って僕は言っているのですけれども、

横瀬で確保するためには、先乗りでそういうことをしておく必要があるのではないかと。これは高ければ高いほどいいかもしれないけれども、それは財政的な問題です。

さっきの264名で5掛けると、大体1,500万円ぐらいの予算。10で3,000、これは障がい者のあと施設に働いている従業員が50名ぐらいですね。そうすると大体300名なのです。300名のうち、これは横瀬の在住者かどうか分からないですね。そこまで聞かなかったから、従業員が。そうすると、6割か7割があれということならば、300のうち200人、そうすると5万円で1,000万円ですよ。10万円で2,000万円の補助申請、補助金を出しますということです。もちろん就労証明とか、在住証明というのが必要で、それを年に1回申請するようなシステムづくりを考えたらどうかというのが、第1の2番目の質問です。ちょっと長々と言いましたけれども、それが2番目の質問です。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 この分野がかなり大きな行政運営においてテーマであり、それからこれからまだ需要が増える分野で、ますます特に働き手の確保という観点においては、ギャップが生まれることが近未来で想定されるということなので、関根議員が今語っていただいた問題意識は共有しています。あとは、どのエリアで考えるかということころは、選択肢があるかなと思っていて、やっぱり高齢者医療とか、あと介護のところは、できるだけ広域で考えるのかなと思っています。というのも、現実的に町民の人も、先ほどの町外に行く人の大体半分は秩父市に主に行っているという中で、秩父圏域で大きくどう人材確保していくのかって考えるほうが、自分としては今はじっくりくるかなというふうに思っています。

たまたま昨日、秩父医療協議会がありまして、近時の報告を受けたのですが、例えば市立病院も今看護師さんがかなり逼迫していると。それから、やや深刻なのは、それを養成する看護学校の生徒確保が難しくなってきたのと、あと先生も足りていないというような状況で、それらを併せてどうやって福祉分野、介護分野の人材をこのエリアで確保していくのかと考えるのが、まず一義かなと思います。

一方、コロナのときに、事業所さんに金銭的な補助をしたりというのはやっぱりもしました。そういう経験もありますので、いま一度今日いただいたご提案を持ち帰りで、できることは、問題意識はそのとおりだと思いますので、考えてみたいというふうに思います。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 実は僕、横瀬町の町議なので、広域でもありますけれども、広域でも言う場所がないのです。ここは町長にそういう提案をして、今日は共通認識でそういう意識を持つと言ってくれたので、町長の立場だと、実は僕も広域でやるべきだと思っています。だから、所得保障、それと看護師さんに対しての所得保障。でも、どこから言わないと、誰も言わないのです。だから、ぜひそういう認識を持っていただいたので、これは感想で終わります。

○向井芳文副議長 答弁はよろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、人件費の改定についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項2、人件費の改定について答弁させていただきます。

要旨明細（1）ですが、町では平成16年度に緊急行財政改革決定事項である緊急行財政改革プランを策定し、議員報酬、特別職給与、非常勤特別職の報酬、一般職員の手当等を削減してまいりました。当時の厳しい財政状況に対応するためのやむを得ない措置であり、一般職の手当等を除き、約20年にわたりこの対応を継続してまいりました。現在の町の財政状況は、依然として慎重な運営が求められていますが、長期にわたる報酬据置きが、人材確保や世代交代に与える影響は軽視できないものと認識しています。したがって、報酬水準の見直しは今後の課題であり、適正化に向けた総合的な検討を進めることが必要であると認識しています。

次に、（2）、今後の展開についてですが、報酬水準の見直しにつきましては、外部有識者を交えた特別職報酬等審議会の設置を検討していきたいと考えています。具体的には、近隣自治体の状況、社会経済情勢の変化、町の財政シミュレーションなど総合的に分析し、透明性の高い検討プロセスを通して、適正な報酬水準について慎重に検討を進めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 資料を見ればこれは分かることなので、平成16年度の議員の報酬等から平成17年度以降の削減額というのが、議員で670万円なのです、年間。定数減で1,260万円なのです。これは多分4名減らしたから、簡単に言うと四三、十二って、300万円程度ですから、そんな感じです。町長と四役で77万円なのですから、1人収入役さんがいなくなるからもうちょっと、600万円ぐらいになるのかな。それで、非常勤特別職の報酬減というのが310万円。この非常勤特別職というのは、区長さんとか、農業委員さんだとかいろいろありますよね。行政職の委員だとか、それが委員長クラスで秩父市なんか7,000円、7,500円ぐらいだけれども、横瀬は多分6,000円台に削ってあります。そういうことを考えます。

一般職員の各種手当の減ですけれども、その当時860万円と言われました、1年に。これは人事院勧告で元に戻っている可能性もあるので、これは入れなくてもいいかなと思うのですけれども、もしやる場合には2,000万円程度の予算が必要なのです。これは貴重なお金ですので。ただ、議会改革委員会で今後の議員定数だとか、今後の議員報酬だとか、そういうことも議論していく予定ですので、少なくとも来年、我々の任期の1年前にはそれを決めて、それで一般の人々に周知してもらおうということがあるので、これは喫緊の課題なのです。非常時の対応だったわけですから、これを元に戻すのは当然かなと思います。

先ほど報酬等審議会の話がありましたけれども、削減するときに報酬等審議会、当時かけていなかったような気がするのです。横瀬町は手当の部分、町長も副町長もそうですけれども、ほかの自治体よりも1.何か月か少ないのです。これは国の指定職給ということで、課長さん、局長さん以上かな。各部長までだったかな。それ以上のことは手当が出ないということで、その当時の町長が、国と同じにしようかということでやったのですけれども、それで削減しました。ですから、私自身は元に戻すべきだと、取りあえず。それで正常な形にして、そこから議論を重ねていくということをしないと、これも住民理解が必要な

ので、報酬等審議会にかけるべきだと思いますけれども、そういうことです。

これは難しい問題なので、誰かがどこかで言わないとまずいかなと。自分は結局このとき携わっていますので、後年度のためにここで一度提言すべきだなと思って、今日は質問しました。だから、町長にも認識を持っていただきたいと思うので、町長のお考えをよろしくお願いします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 関根議員が今おっしゃった考え方は、そのとおりだと思います。緊急時で下げたものを戻すというのは、理屈からいうとそういうことかなというふうには思っています。今日の内藤議員の質問のときに申し上げたのですけれども、一つあるとすると、令和7年度の少し特殊性がありまして、今回行財政改革を実行したときから状況は変わってきていて、これは交付税をいただける政策をやっているからということもあるのですが、大分財政的にも普通に回るようにはなってきたという波があって、そこが変化する可能性が令和7年の予算を見て少し感じました。

というのは、職員給与をはじめとする基礎的な人件費とか、義務的経費がかなり上がってきています。これは、当町の特殊な事情ということではなく、全国的にそうであり、それから埼玉県に関しては、地域手当の在り方を見直すという流れがありまして、ベースの人件費がかなり高くなりました、令和7年度。それが令和6年度までの連続的な動きと少し違う動きになっており、したがって令和7年度に関しては、私たちが今この旬でやるべきことはたくさんあるのです。それは、例えば石破内閣になって、地方創生の財源があるものとか、今旬の二地域居住だったりグリーンインフラだったりみたいなもので、財政的な裏づけがあるものはもちろんやりたいというのはあるのですが、そうでないところは令和7年度の運用状況を見てからではないと、少し厳しいかなという感覚を持っています。

一方で、お話の趣旨はよく分かる場所ですので、もちろん検討はしてみたいのですが、令和7年度に関してはかなり難しい状況にあって、令和7年度での出口の状況は見たいというところは正直あります。まだ入りとしては大変厳しい。出のところでもどのくらい交付税が結果的に確保できて、あるいは心配していた厳しいという部分が着地がどうだったかというのは、まだ分からないのですけれども、少なくとも予算組みの段階で、これはうちだけではなくてほかの自治体もそうだと思うのですが、かなり難しい状況を今は感じているというところかなというふうには思っていますので、その中で捉えて検討はしていきたいというふうには思っています。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今の国会で野党が一生懸命幾ら上げろ、何とかと言うけれども、予算的な裏づけがあるのかというのは、これは当然そういう話になるのですけれども、最終的に決裁するのは、やっぱり執行部だったり、あるいは議会で決めて町長さんをお願いするとか、そういうことが必要だと思うのです。議員の立場とすると、2年後もまた無投票だと、これはまたマスコミがごちゃごちゃ言うわけです。僕のところに来て、何もしないのですか、何とかですかって、定数を減らせばいいって、そんな簡単なものではないのですよ、実は。

だから、ここでちょっと時間を食ってしまうとあれだけれども、選挙がないと何でいけないのかから始めなくてはですよね。横瀬の場合は、若い2人が入って新陳代謝はあります。昔から1人か2人しか替わっていないのです。選挙があっても、1人落ちるか、2人落ちるかなのです。郡市で見ても平均年齢が若いのです。一番若いのです。では、何がいけないかというと、投票ができないということなのです。投票権がない。これはここで述べることではないかもしれないけれども、それだったら、定員に満たなくても投票したらいいではないか。というのは、法定得票数というのがあるのです。だから、法定得票数に満たなければ、定員内に入ってもアウトなのです。だから、信任投票になりますけれども、そうすればそこでみんなが政策を言ったりいろいろできて、選挙は投票はできるのです。

だから、何を重んじるかということなのです。それと、どういう地域でどういうふうにならなくていいかということなので、これは誰も国会議員で言う人もいないし、地方議員だから分かるのです。私は地方議員だから分かったのです。だから、そういうことを地方から発信するというので、横瀬町が取りあえず元に戻したよ。行革の前から元に戻って、ここからスタートなのだよ。もともと必要経費なわけですから。そういうことを発信するのが地方からということなのです。だから、給食費の件もそうなのです。地方から積み重ねていっばい出てきたものだから、国がやらざるを得なくなった。地方の皆さんもそうだけれども、一番投票民と近いところにいますから、それから発信するという理念で、今後横瀬町もやってもらいたいと思います。これは要望です。

○向井芳文副議長 答弁は大丈夫ですか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、旧LAC横瀬についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項3について答弁させていただきます。

まず、横瀬町からこの事業に関わった経緯でございますが、JAちちぶ様とはArea898開設以来、その活動等についての定期的な報告、今後の連携などの協議を続けておりました。そんな中、令和3年度にJAちちぶ横瀬支店の一部機能が本店集約されることとなり、横瀬支店の建物の大半が空きスペースになるため、再活用することがJAちちぶ様にとって資産の遊休資産化を防ぐこと、横瀬町への貢献継続になること。

一方で、横瀬町にとって町の中心地の空洞化を防ぎ、第6次横瀬町総合振興計画の5の柱、にぎわいづくり、中心地づくりと、3の柱、安全安心づくり等に大きく寄与すること。さらには、Living Anywhere Commons、LAC事業のコンセプトであるコミュニティづくりと、町が進めている中心地づくりのコンセプトの親和性が高いことから、JAちちぶ様との協議の上、株式会社ライフル様とのLAC事業とのコンタクトが始まっております。

次に、株式会社ライフル様の運営経過でございますが、LAC事業とのコンタクトが始まってから様々な手続を経て、令和4年5月20日にLAC横瀬がオープンし、株式会社ライフル様の運営が始まりました。オープン以来、Area898などとの相乗効果もあり、町民の方を含めたいろいろな方々が集い、中長期的潜在的の宿泊者とも交流の場として活発に利用いただいております。しかし、オープンから2年が過

ぎ、令和6年8月に株式会社ライフル様より、このままでは運営し続けられないとの報告が町にありました。主な要因といたしましては、他のLAC施設も含めて、物価上昇、光熱水費高騰等によりサービスが維持できなくなったとのことでした。継続する場合は、町から運営委託費や、現在のコミュニティスペースの光熱水費の予算を増額するなどに対応したいという要望がございました。

続いて、株式会社ENg aWAの運営受入れの経緯でございますが、そういった要望があったことで、町といたしましては、旧JAちちぶ横瀬支店を中心に築き上げてきた中心地づくりの象徴になっていること、さらには中心地としてにぎわいを維持向上していきたいこと、国が二地域居住の促進政策を本格的に始めることの情報があること、株式会社ENg aWAが2年以上にわたり株式会社ライフル様の運営をサポートしてきたため、引継ぎの負担が少ないこと。そして、地域おこし協力隊インターンの大学生やJICA研修生などを受け入れ始めていて、今後も中長期的滞在者が増加傾向にあること。以上のことから、施設整備に活用した国の交付金に問題がないか、内閣府に確認の上、連携協定を締結している施設の所有者であるJAちちぶ様と共に協議をした上で、株式会社ENg aWAが令和6年10月からLab横瀬として運営することになりました。10月から運営移行し、2月末までの収支状況は黒字を維持しているところでございます。

今後の方針といたしましては、株式会社ENg aWAが、これまでLAC横瀬の運営で培ってきた経験等を生かしながら、Lab横瀬が町民にとって周辺の施設と連動した有益な場であると同時に、国の二地域居住促進策とともに連動した新たなライフルスタイルに対応する、そして町の移住促進策にもつながる拠点となるよう、町として共に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、施設の所有者であるJAちちぶ様とは、今後もLab横瀬の運営状況等について随時協議相談させていただきながら、緊密に連携していきたいと思っております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 説明はよく分かりました。ホームページを見ると、実は町も急だったかもしれない、8月からすぐ10月というのが。でも、もっと早めに今課長が説明したようなことを、議員にも情報としていただければ、違和感を感じなかったかもしれないけれども、実は僕は当初から、新しいことをやる場合に、かなりリスクを負うだろうなというのは予測していました。だから、この事業は何年続けばというのは、多分井上副町長に言った記憶があるのですけれども、何年ですかって。僕の感覚でいくと、やっぱり3年ではないのですよね。5年以上は続けないと、補助金の意味がないと思いました。国も最近ばらまきで甘いのだなって随分思います。普通で言えば、補助金の目的外使用になる可能性もある。でも、今回はならなかったから、いいのですよね。

最初に聞いたときには、東京なら東京と地元の企業が提携してやることについては、横瀬町が補助金の受皿でできますよみたいな説明だったと思うのです。だから、これはこれでやむを得ないことだけれども、会社がいいかげんなのが、ホームページのお知らせの部分を見ると、2023年1月31日をもって浅草拠点、長崎茂木拠点、お部屋の提供が休止になりますとか、2023年1月31日、2年前ですね。だから、横瀬が始めてすぐ半年ぐらいでこういう状況なのです。

次に、花巻拠点、横浜日ノ出町拠点、釧路拠点、L A C会津磐梯の宿泊営業終了とあるのです。それで相次いで公表されているのです。2024年12月30日付で、昨今の物価上昇によりサービス提供が難しくなったため、2025年1月よりL A Cうるまのみ運営させていただきますというのです。ということは、1個しか運営していないということなのです。だから、有名な企業にしては、企画立案から終了まで、こんなことで給料もらっていないのかなと僕は思います。

2020年7月からスタートして、結局2024年9月にライフルが撤退なわけです。だから、僕はこれを見ても、事業責任者は責任を取っているのではないかなと。出世できないです、これは。だから、失敗と言っても過言ではないと思うのです。これはこれで僕の評価ですから。E N g a W Aが引き継いだことは、緊急避難的に考えれば妥当だと考えます。というのは、農協さんに迷惑がかかってしまう可能性がありますよね。どうに農協が後始末するか。要するに資産を貸しているわけですよね。その使用料をもらえないわけですから。それを見込んで農協も投資したわけですから。だから、そんなことを、実はE N g a W Aが引き継いだのは妥当なのかなと、今のところ。ただ、今後どうに運営していくかというのは、大畑課長の答弁のとおり、そういう見込みがあればそれはいいけれども、そうではない、あくまでも見込みですから、予測ですから、それは慎重に対処してもらいたいと思います。

結論的に僕は何でこれをやったかという、企業の論理だけで小規模自治体と関わってくることに憤りを感じる。私企業だから、もうけようと思って来ますから。自治体は公共財を、コモンと言いますがけれども、公共財を住民に安定的に安心して安価に提供するというのが使命だから、それとちょっと違う部分が入るから、こういうふうにもうからないから、絶対。これは理屈が光熱費が何とかで撤退ですって、随分軽いと思うのです。というのは、それはどの企業もそうです。そこを乗り越えてやるわけですから。

以上、これは自分の意見なので、今後慎重にこういうことを事前に議員にも全協あたりで報告していただいて、いろんな人の意見を町長が聞くという対話ですから、議員も町民ですので、よく対話していただいて、今後検討してもらいたいと思いますので、気をつけてもらいたいと思います。これは一応僕の意見で、要望なのですけれども、町長に。副町長が答弁していないから、副町長でもいいです。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 では、私のほうから少しご答弁をさせていただきます。

この事業は、町なかの中心にあったJ Aちちぶさんの横瀬支店、これが移転されるというところに対する町としての策と、それからJ Aちちぶさん経営の判断として、移転はするのだけれども、町に引き続き貢献をしたいという思いと、コミュニティーづくりという観点では、我々が目指した方向で事業をやられていたライフルさんと、これが一致したということで始まった事業というふうに思っています。ライフルさんの経営のやり方がどうであったのかというのは、外側からは何とも言えませんが、結論としては我々は我々として取りたいメリットを、一緒にやりながら取ってきたというところがございまして、です。一方的に外から来た民間の企業が、自分の事都合でやって出ていったというよりは、その間に我々としては、この場でやりたいことをしっかりと自主的に学んでいったという、そういう性格が本件についてはあるというふうに思っています。

そういうこともありますし、JAちちぶさんとの関係は、私的にはこの件については盤石だと思いながらやってまいっております。ですから、10月以降も比較的スムーズに移行ができ、今もしっかりと運営できているということでございます。ですから、これからもJAさんと、それから地元の方と、しっかりとこれまで学んだノウハウを生かしながらやっていけば、上手にできるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからも、まず本件引継ぎのときの情報が議員さんに十分行かなかったところは、時間の制約もあってなかなかでき切らなかったところだと思います。これは本当に足りなかったかなというふうに思います。すみませんでした。

一方、まず今の評価、ライフルさんが出ていった今、我々はしようがなくあれを受けたかということ、そういうことではなくて、出ていったことも含めて今は町にとっては重要な施設で、プラスになっている施設というふうに私は思っていますし、そうだと思います。これは曲がりなりにも官民連携が得意な町ですといって、案件を積み重ねていく中でやった話です。ライフルさんとこの話をやったときに、いずれは町で受ける可能性もあるだろうなということは考えていました。それは当然我々が受けるリスクを取るときに、どんなリスクがあって、どこまでのリスクが許容できるからというのがあるからやった話です。

この事業がライフルさんの中では新規事業の類いで、安定性もまだなかったでしょうし、最初に大きな風呂敷を広げたので、このままだかいかいだろうとは思っていました。ただ、自分の感想からすると、想定した流れではありますけれども、若干早かったかなとは思っています。ライフルさんからすると、一時期五十何拠点まで増やしたわけですから、その撤退戦をやってくる中での話で、それでも横瀬の拠点はうまく機能していたわけですから。我々が取るリスクというのは、ライフルさんのこの事業の全てのリスクを取るわけではなくて、横瀬の拠点がうまく回せるかどうかということですよ。それは回せる自信がありました。

実際、今回ライフルさんが最初に入っていてよかったなと思うのは、彼らのノウハウが我々にちゃんともらえたこと。それから、初期設定もやってもらって、それから初期のコミュニティーの人たちが横瀬に入り込んでくれて、今でも横瀬になじんでいてくれている人がたくさんできているということです。言ってしまうと10月に受け渡したときには、実はライフルさんは、もう少し時間をかけてもということはあるのですが、早く我々でむしろ引き取ったほうが、事業の価値が毀損しないで済むというところがあったので、一番早い10月でやったというところもあります。この一連の動きに関しては、農協さんには納得をいただいていますし、繰り返すですけども、今しようがなく受けているということではなくて、町にとって必要な場所で価値を生むところだから、あの形でやっていて、今は運営ができているというところは自信を持って言えるかなというふうに思います。

○向井芳文副議長 再々質問。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 よく分かります。いずれにしても、今後うまく運営してくださいということです。だから、農協さんにも迷惑かけないように、せつかく農協さんの厚意というか、地域の貢献したいとか。

だから、僕も、大風呂敷を広げて、1つになってしまうというのはどういふのかなというのはすごく疑問です。理念があつてやっているわけですから、その理念遂行のためにそれを追求するのだつたら、もうちょっと踏ん張つてやるべきではないかと思ひました。だから、町長の立場でいけば、それは想定内だといふけれども、それを言われてしまうとまた僕も違和感があるので、あまりそういう言い方はしないほうがいいと思ひます。

以上です。

○向井芳文副議長 答弁はありますか。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 すみません。それは私も答弁しないといけないのですが、想定内というよりも、全てのケースを想定するというこゝです。それは、そういうケースも起こり得るといふことは、当然やるときには考へています。責任がある立場なので、当然そこは考へていますので、そこはご認識いただきたいと思ひます。

○10番 関根 修議員 それは自分の中にしまつておけばいいと思ふのだよね。言われると、えつと思つてしまふ。

○向井芳文副議長 以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時48分

○向井芳文副議長 再開いたします。



◎会議時間の延長

○向井芳文副議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2項の規定により延長したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言ふ人あり〕

○向井芳文副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

会議を続行いたします。

○向井芳文副議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 2番、関貴志でございます。議長からのお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問ですが、町民グラウンド上段の水はけについてになります。町民グラウンドですが、横瀬町民をはじめとする多くの方に利用していただき、また町のイベントでもありますが、町民体育祭、駅伝大会など、こういった形でもメイン会場として使用しております。昭和48年に完成してから約51年が経過し、降雨時の水はけが非常に悪く、一度雨が降ってしまいますと非常にぬかるみ、表面が乾き利用できるまでにかかなりの時間がかかってしまいます。雨が降った後のグラウンドは、野球やソフトボールなどのスポーツはもちろん、ウォーキングなどで利用している方が使えない状況となるため、水はけが悪いグラウンドを町でどうにかできないかなどの意見を多くいただきます。

ここで、質問になりますが、これだけ水はけが悪く、すぐにぬかるんでしまうグラウンドに対し、過去にどのような改修工事を行ってきたのか、また今後水はけをよくするための改修工事を行う予定はあるのかをお聞きしたいと思います。

以上が私からの質問になります。よろしくお願いたします。

○向井芳文副議長 質問1、町民グラウンド上段の水はけについてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 それでは、質問事項1について答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、51年という年月がたっているため、排水機能である有孔管の機能低下は否めませんが、完全に機能が低下しているというわけではございません。屋外ですので、天候に左右されますが、二、三日で使用可能な状態になっております。現に3月4日、5日で15センチぐらいの雪が降りましたけれども、昨日6日の夕方にはウォーキングや、子供たちがそこで野球の練習をしている状態になっております。

さて、ご質問の過去の工事についてでございますけれども、平成2年度に側溝工事、平成4年度に側溝工事、平成5年度に側溝工事、平成6年度に排水設備工事と、合計4回にわたり排水に関する改修工事を行っております。

要旨明細2についてでございます。今後の改修については、現在川砂を毎年買い足し、整地作業をして運用しております。もともと山をしょっていていた、田畑を埋め立ててできたグラウンドでございますので、根本的な解決策となると、排水管の入替えや、粘土質の上層の土壌改良を考えなければならないと思います。全体で約1万4,000平米でございますので、工事費は相当高額な改修費が必要となると考えられます。天候に左右されるグラウンドではございますが、昨今の質問であります下の人工芝グラウンドの今後とも考慮いたしますと、当面の間、対処的に整地作業での管理に努めざるを得ないと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございます。雨が降った後に使用できるタイミングが二、三日後という話なのですが、実際結構ぬかるんでいる状況ではあると思うのです。私もウォーキング等で使っている場合に、二、三日で乾き切るかどうかというところも実際あると思います。その中で、先ほど側溝工事を行っているというところなのですが、具体的にどこの場所を行っているのかというところになるのですが、というのもグラウンドの勾配がどのようになっているかによって、側溝を設ける位置によっては、排水機能がしない可能性もあるのかなと思うのですが、グラウンド全体を見たときに、その排水先というのが、全ての水がちゃんと流れる形になっているのかどうか。

また、先ほどの有孔管がまだ機能しているようなお話はあったと思うのですが、これは実際どのような流れで確認が取れているのか、すみません。敷設してからかなり時間がたっているのであれば、有孔管の中は埋まってしまっているのではないのかなというのが、正直思うところではあるのですが、そちらについてお聞きしたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 それでは、再質問に対してお答えしたいと思います。

まず、側溝の位置でございますけれども、上のグラウンドの北側を除いて3方向全てのところに側溝の位置がございます。その排水の位置に関しては、北側の町道の側溝のほうに排水するような形になっております。

それから、有孔管の確認ということですが、先ほどの答弁にも申しましたように、昨日の6日の夕方、私直接グラウンドのほうに行き確認をしておりますが、有孔管があるところの上が、魚の骨のような状態で乾燥しているような状態になっております。ですから、そのところから排水ができていう形になっております。有孔管のちなみに排水も、北側の道路側溝のほうに排水が出るような形になっておまして、側溝の中に水たまりがある状態ではございませんので、排水のほうも機能がされているという形になると思います。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございます。有孔管のほう機能がしているということであれば、その周辺については問題ないかなと思います。ただ恐らく、グラウンド全体に有孔管がきれいに入っているわけではないのかなというところ、一番水はけが悪いところに多分入っているというところであると思うのですが、もともとのグラウンドの材質があまりよくない。粘性土か何かだと思うので、結構雨が降ってしまうとぬかりやすいというところで、私が最近思うところとしましては、横瀬町の中で大きな災害が起きた場合に、例えばヘリコプターを使つてのそういった災害現場へ行かなくてはならない、要は離着陸する場所、そういったときにグラウンドを使つてという可能性がもしあるのであれば、そういった防災の拠点としては、車が乗り入れられるぐらいの最低でも水はけというか、粘性土でぐちゃぐちゃしてし

まっている、ぬかるんで、結果物資を運ぶのになかなか運べないとか、緊急時に要救助者が出てしまっても、ヘリコプターの近くまで救急車が行けないとか、そういうことになってしまうのかなというのはちょっと思ってしまったところがあります。そこについて最後にお聞きしたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまの再々質問に対して答弁させていただきます。

まず、グラウンドに防災ヘリが降りるということでは、埼玉県のほうから毎年、どこの区域にヘリを着陸させるかということで協議がございます。横瀬の場合は、町民グラウンドの確かに上のグラウンドと、横瀬小学校の第2グラウンドを希望として出しております。

それから、先ほど議員がおっしゃったように粘性度が高いということですので、それを加味した上で、車が出入りするような形でもし改修をするということで、これはあくまでも本当に概算なのですけれども、配水管の布設替えをもしするとして考えた場合に、下水道工事を参考にして考えますと、この面積を排水がよくするようにするというので、1億円ぐらいかかると思います。それから、排水板、これは横瀬小学校の前面の校庭が今回非常に水はけが悪いということで、あそこは排水板を使った形の排水の機能にしたのですけれども、そちらのほうを参考に、平米当たりで計算しますと2.8億円ぐらいかかります。

それから、先ほど言いましたように粘性度が高いということになりますので、この配管工事以外に土壌の改良という形になりますので、粘性土をある程度の深さまで土壌の入替えという形になると思いますので、土壌の残土処分量、それから新しい土を入れるということで、こちらは何センチぐらいやらなくてはというのは調査しないとなので、概算でも数字は出てこないのですけれども、先ほど言った金額プラスアルファで、これぐらいの金額がかかってしまうということになります。

今、横瀬のほうで抱えている財政の状態、緊急時のことを考えてヘリのグラウンドということを目的に、ここの土壌改良するということは、現実的に無理かなと私は個人的に考えます。少子高齢化、人口減少、財源が減少しているということが、今までの答弁の中でもあったように、優先順位はそこではあまり高くないのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。



◎延会について

○向井芳文副議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 異議ありで、かしこまりました。

それでは、異議ありということでございますので、起立によって採決をさせていただきます。

引き続き、本日は延会することに賛成の方は起立願います。

〔「立つと終わるのですか」と言う人あり〕

〔起立少数〕

○向井芳文副議長 起立少数でございます。

よって、会議は続行ということでさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 5時01分

再開 午後 5時08分

○向井芳文副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○向井芳文副議長 次に、3番、町田多議員の一般質問を許可いたします。

3番、町田多議員。

〔3番 町田 多議員登壇〕

○3番 町田 多議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思えます。議長より発言の許可をいただきましたので、これからいたしますが、時間的になるべくはしよってやろうと思えますが、すみません。

それでは、通告書に従いまして、3番、町田多の一般質問をさせていただきます。質問に入ります。質問は大枠で3問でございます。通告書に従いまして、私の一般質問をさせていただきたいと思えます。まず、質問事項1、土砂災害防止法、レッドゾーン内にある第20区公会堂の移築について質問したいと思います。現在、横瀬町第20区の公会堂は、大字芦ヶ久保666番地の7に設置されており、土砂災害防止法におけるレッドゾーンのエリアに構築されています。このような地域において、区の重要な施設である多くの人々が利用する公会堂等の設置に関しましては、利用する多くの人々の安心安全面を第一に考えて対応することが極めて重要なことだと思えます。

埼玉県秩父県土整備事務所では、旧芦ヶ久保小学校の周辺エリアにおいて、地域の安全性確保の観点から、昨年9月下旬に関係者を招集し、倉掛沢における土石流対策等への施設構築に向けた説明会を開催しました。構築物の規模、長さ約50メートルの砂防堰堤等、その構築物の概要など、旧芦ヶ久保小学校周辺エリア内の安全性向上に向けた工事の説明会開催でありました。内容的には、大変堅固な土砂災害防止施設の構築が計画されております。この旧芦ヶ久保小学校エリアの安全性がより向上することになれば、この地域を利活用される人々の精神的な重圧からの解放は言うまでもなく、安心安全面において多大な貢献をもたらすこととなります。

要旨明細1として、第20区公会堂の安心安全なエリアへの移築等について、お考えをお伺いしたいと思

います。よろしくお願いいたします。

次に、質問事項2、ウォーキングから始める健康づくりについてお聞きしたいと思います。現在、本町の進める日本一歩きたくなるまちづくりでは、風光明媚な環境の中を太陽の日差しをいっぱい浴びながら、ウォーキングで元気に体を動かしている状況を想像します。しかし、季節や就労状況等によっては、夜間に街灯を利用し体を動かしている町民の皆さんもたくさんいると思います。健康志向の中で時間を有効活用し、自分の体を鍛えることは大変重要なことであると、多くの皆さんは認識していると思います。こうした状況において、町民の皆さんと一緒に共通の大きな目標に向かってウォーキングに親しむ環境が創出できれば、楽しく町民の健康力アップにつながると思います。

現在、横瀬駅や活性化センター等の町内に設置してある子供たちの制作したボードには、みんなで力を合わせて達成を目指しているウォーキングの距離数が、地球5周チャレンジマーチとして、目指せ20万キロと掲げられています。皆さんが目標設定しスタートした距離数は、地球を5周という壮大な目標を掲げています。現時点では、アプリ等での報告や、タイムリーに報告をいただいている皆さんからの歩行距離をプラスして掲示してあります。今年の2月27日現在では18万7,651キロと明記されています。皆さんが協力し、数か月で大変な距離を大きくしたことになります。

健康志向の中、参加者の皆さんが意識し、一丸となって共通の目標に突き進み、実証しているすばらしい成果だと思っております。現在、当町で設定されているウォーキングコースの中で、特に夜間にも安全に利用できる併設コース等があれば、仕事や時間的に制約を余儀なくされている皆さんにも、気軽に利用していただけたらと思います。ウォーキングコースのどこか1か所でもよいので、夜間等においても、気軽に安心して利用できるウォーキング環境に適したコースが併設できれば、防犯灯等の適切な数や明るさの設定など、安心安全面での道路環境の向上につながり、多くの町民がより快適に利用していただけるようになると思いますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、質問事項3、あしがくぼの氷柱についてお聞きいたします。あしがくぼの氷柱事業に関しては、昨年3月の定例会においても質問させていただきました。ご存じのように、長年多くの人々に親しまれ愛されてきたあしがくぼの氷柱事業ですが、ライトアップ等され浮かび上がる氷柱は、幻想的、神秘的な心の癒やし空間として、この場所を訪れる多くの皆さんに愛されてきております。今年は厳冬の日々も多く、氷柱の状態はよかったため、お客様も8万人以上と大勢の皆さんに來場していただきました。今や厳冬期における秩父地域の観光の目玉になっている氷柱事業ですが、立地や規模など、様々な面を考慮すると、あしがくぼの氷柱事業がもたらす経済的効果は多大なものがあると思います。

そこで、質問させていただきます。要旨明細(1)として、冬季の観光の目玉となっている氷柱事業ですが、今年2月の天皇誕生日には、1日の來場者数が6,000人を超えるなど、大変盛況な状況でした。さらに、今年は横瀬町と台湾で、3月1日、2日の両日に開催された台湾との交流文化イベント、台湾祭々でも紹介され、好評を博しています。この氷柱事業は、道の駅果樹公園あしがくぼは当然のことですが、町内及び秩父圏域全体に与える経済的波及効果は多大になっていると想像されます。今年の氷柱事業について、町はどのように評価しているか伺います。

また、要旨明細2として、横瀬町観光協会の氷柱事業に伴う収支状況及び町の歳出状況等について伺います。

続きまして、要旨明細3として、事業継続支援のため基金を設置する考えについて伺います。氷柱事業は、ここ数年収益が上がり、法人税や消費税を納めておりますが、税金が納められる年はよいのですが、近年は温暖化傾向が続いており、氷柱事業が中途終了する年もあると思われまます。氷柱事業は、観光協会とアスガキボウ委員会の共催事業として始まりました。令和元年度事業においては、初めて暖冬のため氷ができず、赤字決算となり、ボランティア団体であるアスガキボウ委員会は、現在共催団体から協力団体になっています。

こうしたことを踏まえ、氷柱事業が暖冬等により途中で終了し、決算に赤字が生じた場合は、事業継続の支援が必要だと思ひます。この支援に充てるため、基金を設置する考えはありませんか。この基金は、氷柱のみでなく、新規の観光事業にも利用できる観光資源活用の基金として捉えてはどうでしょうか。設置の考えをお伺ひしたいと思ひます。

以上、壇上での質問となります。よろしくお願ひいたします。

○向井芳文副議長 質問1、土砂災害防止法のレッドゾーン内にある第20区公会堂の移築についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきたいと思ひます。

現在、横瀬町では行政区の公会堂を整備するための制度は、行政区が実施主体となって公会堂を整備する際の整備費についての補助制度がございます。この制度では、公会堂の整備、例えば新築に当たり一定の対象外の経費があるものの、本体工事費の10分の5以内、500万円を限度として交付できることとなっております。さらに、他の補助制度を併せて活用することができることにもなっております。このほか他の補助制度を調べてみたところ、実施主体は原則として行政区となっており、補助対象経費の5分の3以内、2,000万円を限度として交付できる制度もございます。このような補助制度を活用する際には、行政区に対して、町として最大限のサポートをしていきたいと思ひております。

なお、町が実施主体となって行政区の公会堂を整備することは、現時点では考えておりません。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 再質問させていただきます。

今、まち経営課長さんのほうから、サポートするのは難しいだろうというご意見をいただいたわけですが、いづれにしてもそういうサポートがないと、今後ではそういう土砂災害防止法におけるエリアにある建物に住んでいる人は、どうするのですかということになってしまうのですけれども、今後そういうことを考えていきますと、私のほうでも考えてみたら、13区にコミュニティー防災センターというのはあるのですが、その防災センター等をもし、今機能しているのですけれども、そういう形で私が今話した第20区の公会堂等の移築等にも適用できれば、かなり様相が変わってくると思ひますが、その辺はどうでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、ただいまの再質問について答弁させていただきます。

集会施設と防災機能を併せ持つ複合施設の構築についてということですが、区が管理する公会堂については、地域コミュニティの重要な拠点であることを踏まえ、安全性とコミュニティの維持の両立を図ることが重要であると考えています。

また、20区公会堂が位置する土砂災害防止法に基づき指定されたレッドゾーン内は、土砂災害時に住民の生命と財産に重大な危険が想定される地域であることも強く認識しております。基本的には公会堂は各区の持ち物であるため、各区で整備することになりますが、地区住民の高齢化や人口の減少等を考えると、非常に厳しい状況であることも認識しております。これらのことも踏まえ、まずは活性化センターの活用や、他地区の公会堂の共同利用なども一つの対策として考えられると思います。まずは、その辺から検討してみることも必要になると認識しております。

いずれにしても、集会施設と防災機能を併せ持つ複合施設の構築につきましては、芦ヶ久保地域の実情を考慮し、区の再編や消防団の統合などを含め総合的な考えの下、慎重に検討を進めていく必要があると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 今、総務課長のほうからご意見をいただいたわけですが、活性化センターと同じような活用の仕方はできないかということでお話をしているのですが、確かに使い方が、どっちかという防災コミュニティセンターというような形になりますと、公会堂的な要素よりも防災というものに重きを置いていかないといけないと思うのですが、もしそういう、今現時点で13区の公会堂はあるわけですから、そういうものがこの20区にも適用できれば、物すごくここに住む人々、住民にとってはよいことだと思っております。その辺がもしこれはもう無理だということになると、なかなかその先に進んでいくことはできませんけれども、こういうことを皆さんで努力して考えていければ、皆さんの利用勝手のいいようなところが構築できますよということが、もし総務課長のほうに何かあれば、それを皆さんに呼びかけてみたいと思うのですが、どうでしょうか。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの再々質問でございますが、芦ヶ久保地域にコミュニティ防災センターのような施設を造れないかというふうなことだと思いますが、現状ですと、そういったことは今のところ考えということはありません。ですが、芦ヶ久保地域の実情を踏まえて、今後いろんな区の再編や消防などの統合、先ほども申し上げましたが、その辺の総合的なことを踏まえて、今後慎重に検討を進めていく必要があるとは認識しております。

以上です。

○向井芳文副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、ウォーキングから始める健康づくりについてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項2について答弁させていただきます。

まず、夜間のウォーキングについては、昼間に比べて防犯対策や事故対策など、安全の確保がより重要になります。できるだけ車の通りが少ない道であるか、歩道が整備されているか、見通しはよいか、街灯がある場所なのかなど、夜間のウォーキングコースを選ぶ際は安全性を重視し、安心して利用できるコース選定をしたいと考えます。

ご質問の現在の8つのウォーキングコースの中での設定についてでございますが、安全で安心して利用できる夜間コースを考えてみますと、防犯灯、道路、その周辺の環境など、様々な問題があり、現時点では難しい状況と思っております。議員おっしゃいますように、防犯灯の適切な設置は、安全面で道路環境の向上にもつながりますが、コース上の見通しのよい農道では、街灯をつけることで付近の農作物の生育への影響が考えられます。夜間兼用ウォーキングコース設置を課題として捉え、今後日本一歩きたくなる町プロジェクトの一環として、働く世代へも参加しやすい工夫を取り入れたウォーキング事業を展開してまいりたいと考えております。

また、町では、健康の増進維持のための取組や、あらゆる世代が取り組みやすいウォーキングを主とした事業実施を掲げております。ウォーキングは、ライフスタイルに合わせて続けやすい時間帯を選び、短い時間でも習慣化することが、健康づくりにつながります。ウォーキングの効果として、身体への負担も少なく、ふだんの生活に取り入れやすいこと。また、心や体の健康面で、鬱病や生活習慣病の予防など、様々な効果が期待できます。健康づくりにつながるウォーキングについて、昼も夜間も健康で安全に楽しみながら歩ける環境を整えることが必要と思っております。歩きたくなるまちづくりに向けて、引き続き関係する課と連携してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 ありがとうございます。今、課長の答弁を聞きまして、昼も夜間もそういう歩きやすい環境にということでおっしゃっていただきました。ぜひ、町民の人たちが一つに大きなうねりの中に入ってきて、地球を今歩いた距離が18万7,651キロ歩いているのですが、20万キロを目指して歩こうということをやっているのですが、そういう視点の中で、皆さんが一丸となってやるようなことをサポートしあげられるような体制をよろしくお願いしたいと思います。お願いであります。

○向井芳文副議長 答弁はよろしい。

それでは、以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、あしがくぼの氷柱事業についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項3、要旨明細1、2、3について答弁させていただきます。

あしがくぼの氷柱は、地域活性化プロジェクトとして、西武鉄道の利用促進及び冬季減少する観光客等の増加や経済効果を図るため、横瀬町観光協会、芦ヶ久保地域の活性化を目指す任意団体でありますアスガキボウ委員会と共同で、平成26年に秩父三大氷柱の一つとしてオープンいたしました。あしがくぼの氷柱の特徴として、住民の方が氷柱形成から始まり、氷柱スタッフ、おもてなしレディと、住民ボランティアの方で行うことにより、地域の活性化につながっております。これまで何度か暖冬の影響で困難がありましたが、克服してまいりました。今年で12回目に当たるあしがくぼの氷柱は、11月30日から準備を開始して、12月21日から放水を始め、年末年始の高温で開催が危ぶまれましたが、無事1月9日にオープンし、さらに1月下旬に高温が続き、氷柱の状態が悪くなりましたが、2月から今期最大寒波が到来したことにより、期間延長を行い、3月2日まで53日間、8万3,181人の来場者の方が訪れていただきました。

氷柱事業の町の評価につきましては、あしがくぼの氷柱事業に毎年多くの方が訪れ、博されております。交流人口や地域やボランティアの方々と、大学生などの地域外の関係人口の増加が図られ、とても町ににぎわいをもたらしております。また、経済効果も、周辺地域や秩父地域にも大きな好影響を与えております。観光庁、旅行・消費動向調査2024年10から12月期速報によりますと、1人当たり日帰り旅行の旅行単価は2万141円となっております。仮に5万人で計算しますと、約10億700万円の効果になります。このことから町では、横瀬地域及び秩父地域に貢献を高く評価しているところでございます。

氷柱事業の収支状況ですが、本年度は期間延長もありまして、収支は今現在報告することができませんが、昨年度の収支について報告をさせていただきます。昨年度は暖冬によりまして、当初予定していた開催期間の短縮や、氷柱の出来栄が思わしくなく、来場者数4万200人でありまして、事業収支ですが、収入2,580万3,000円に前年度繰越金865万3,000円が含まれております。支出ですが、1,770万7,000円ですので、収入から支出を差し引きますと809万6,000円が次年度に繰越しになりまして、昨年度の実質収支は55万7,000円の支出超過になりました。

町の歳出状況ですが、ありません。事業継続支援のための基金設立ですが、観光協会では天候に左右されるための氷柱積立金を積み立てております。令和2年度に170万円、令和3年度に480万円、令和4年度に700万円、合計1,350万円を積み立てております。今年度につきましても、さらに積立てが予想されます。令和元年度の暖冬での損失額は約800万円でありましたので、損失に対する補填金は潤沢にあることとなります。また、新規事業にも利用できる観光事業費につきましても、昨年度25万円積み立て、今年度の氷柱部会予算にも20万円が盛り込まれております。早急なまち基金設立については、必要性はそれほど高くないと考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 申し訳ありません。いろいろと氷柱問題について、今年はボランティアスタッフのメンバーなんか多くの人たちに協力をしていただきました。ボランティアスタッフも60人以上協力していただいて、氷柱を御覧になり、60人以上来ていただいたボランティアスタッフ等が、造っていただいているところにどんな感想を持ったかなって、ちょっと聞いてみたいと思うのですが、副町長さんにひとつ

コメントをもしいただければと思うのですが、それだけの多くの人数で氷柱を造っている現状でございます。そういった状況の中で、皆さんが楽しんでもらうような氷柱に発展しているわけですが、そういう皆さんに喜んでいただいている氷柱を造っているその氷柱の皆さんが、今後もっとすばらしいものを造っていけるような何かアドバイスでもありましたら、副町長さんに申し訳ないのですが、いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 ご質問ありがとうございます。

私のほうから、今年のあしがくぼの氷柱についてのコメントといたしますか、応援メッセージという形で述べさせていただきたいと思えます。芦ヶ久保の氷柱の公開、今年は例年以上に大変充実していたというふうに感じています。今年は気候に恵まれたと言われますけれども、年末年始は期間の途中も気温が高い日が続くということがありまして、決して楽な年ではなかったというふうに理解をしております。入場者数が8万3,000人を超えるということになりました。いつもながら迫力のある、それでいて優しい感じのする氷、氷柱、すてきな氷柱だったというふうに思っています。これはボランティアの皆さん、アスガキボウ委員会、横瀬町観光協会、地元の皆様が毎年経験を積み、工夫を重ねていただいた成果であるというか、それ以上に多分すばらしいおもてなしの気持ち、それを持ち続けておられるということが、来場者に気持ちのよい時間を提供をできたのではないかというふうに思っております。

私もお客様とか友人がグループで来まして、一緒に行かせていただいたのですけれども、ご案内とか、それから受付の皆さんが親切に親しみを持ってフレンドリーに接していただいたことで、本当にみんな喜んでいました。感動しているというか、非常に喜んでいたのが印象的でした。今、多くの方が毎年の西武沿線の風物詩として、楽しみにされているというところまで来たのではないかなというふうに感じています。

一方で、気候の温暖化等々、将来の不安要素はもちろんあると思えます。しかし、12年にわたって皆さんが継続されたという経験は、今後たとえ事業の環境等の変化があったとしても、必ず生きてくるということだと思います。ぜひ来年も私たちを含めまして、町のみんなで考えて行動すると。あしがくぼの氷柱事業を一緒に盛り上げていければというふうに思っております。

関係各位の皆様、改めて今年の氷柱大変お疲れさまでした。そして、ありがとうございますと、感謝を申し上げたいと思えます。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 今、副町長にあしがくぼの氷柱に関してご意見をいただきました。副町長はそういう考えで見ていただいているというのを私も知りまして、大変ありがたく思っております。今後ぜひそういう温かい気持ちを持ってサポートしていただければと思います。

私も今副町長の言われたように、ホスピタリティーではないですが、来た人にそういう気持ちの

よさで帰っていただければいいなというのを頭に置いていつもやっているのですが、そういうことを忘れないで、あしがくぼの氷柱は一味違うなと言っていただけるような、そういう環境のところに持っていきたいと思いますので、サポートをこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

すみません。以上でございます。

○向井芳文副議長 答弁はよろしいですか。

以上で3番、町田多議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○向井芳文副議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

遅くまで大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 5時43分

令和7年第1回横瀬町議会定例会 第4日

令和7年3月10日（月曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告についての上程、説明、質疑

1、議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第5号））
の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の上程、説明、
質疑、討論、採決

1、議案第 3号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、
質疑、討論、採決

1、議案第 4号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説
明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討
論、採決

1、議案第 6号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採
決

1、議案第 7号 横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質
疑、討論、採決

1、議案第 8号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上
程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の
上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討
論、採決

1、議案第14号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、
採決

1、議案第15号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、

討論、採決

- 1、議案第16号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算、議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算の上程、説明
- 1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長						
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長					
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計	長				
				課	長					課								
島	田	伸	子	税	務	平	沼	宏	一	町	民	課	長					
				課	長													
				課	長													
平	沼	朋	子	福	祉	加	藤	美	智	子	福	祉	介	護	課	担	当	長
				課	長						課							
守	屋	則	子	健	子	町	田	勝	一	振	興	課	長					
				課	長													
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	建	設	課	担	当	課	長		
				課	長													
町	田	一	生	教	育													
				次	長													

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○新井鼓次郎議長 日程第1、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についてであります。令和6年11月6日に発生した車両損傷事故について相手方との和解を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定を令和7年1月30日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についての細部説明を申し上げます。

裏面の専決第2号の専決処分書を御覧ください。令和7年1月30日に専決処分を行いました内容でございますが、令和6年11月6日に発生した車両損傷事故に係る損害賠償額の決定についてであります。

事故の内容でございますが、令和6年11月6日水曜日、午前10時30分頃、横瀬町大字横瀬字処花地内の町道3378号線を運転する高所作業車が、道路を横断する側溝の上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり車体と接触し、車体を損傷したものでございます。

当該事故につきましては、相手方との間に和解を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、平成20年議決第37号により、町長の専決処分手項として指定した第1項及び第2項の規定に基づき、損害賠償額を260万8,177円とし、令和7年1月30日専決処分を行い、同日和解いたしました。損害賠償額は、町の契約する保険により全額補填されるもので、相手方への支払いは令和7年2月28日に完了しております。

以上説明とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ちょっとお聞きしたいことがあります。

こちらは260万円ということで、高所作業車ということで、もともとの車体価格が高いものだと思いますので、妥当なのかと思いますが、もう少し詳しく損傷の状況というのを教えていただければです。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、修理代でございますけれども、83万円ぐらいの金額になっております。ただ、高所作業車ということで、代車が必要になったということで、これが部品等の関係で幾分長くなりまして、修理期間が2か月半ぐらいかかってしまったということで、その間の代車代金が170万円ぐらいかかってしまったというのが内訳でございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

日程第1、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第5号））についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。物価高騰対策給付金給付事業の実施に当たり、緊急に予算措置をする必要が生じ、令和7年1月9日、令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,813万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,040万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、令和7年1月9日に専決処分を行いました令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましての細部説明を申し上げます。

便宜上は、歳出から申し上げますので、まず町民課長から説明をさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、歳出からということで、7ページをお開きください。物価高騰対策給付金給付事業（所得者世帯支援枠）2,813万5,000円の増額です。新規事業でございます。国の補正予算を受けて、令和6年度の町民税均等割非課税世帯、いわゆる低所得者世帯に対しまして1世帯当たり3万円、また該当子育て世帯への給付加算金として、18歳以下の子供1人当たり2万円を給付します。判定の基準日は、国が示した令和6年12月13日、給付対象見込み世帯は800世帯、そのうち子育て世帯を80世帯150人と見込み予算化しました。あわせて、システム改修費用等の事務費も予算を計上いたしました。

以上です。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページを御覧ください。物価高騰重点支援地方交付金でございますが、低所得者世帯支援枠として国から示された交付限度額を計上させていただきました。

以上で令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第5号））については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第3、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。刑法等の一部を改正する法律の施行に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、細部説明をいたします。

刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮刑が拘禁刑として単一化されたことに伴い、引用している関係条例の規定を整理するものです。事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。

今回の条例は、関係する10の条例の一部改正を1つの条例で行うもので、第1条では横瀬町職員の給与に関する条例の一部改正を、第2条では横瀬町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正を、第3条では横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を、第4条では横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を、第5条では横瀬町長等の給与等に関する条例の一部改正を、第6条では横瀬町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正を、第7条では横瀬町水道水源保護条例の一部改正を、第8条では横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正を、第9条では横瀬町個人情報保護法施行条例の一部改正を、第10条では横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正をするものです。

改正の内容ですが、各条例中の「懲役」及び「禁錮もしくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めるものです。

以上が条例の内容になります。

なお、各条例の内容については変更ありません。

この条例は、令和7年6月1日の施行となります。

以上で議案第2号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第4、議案第3号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第3号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町職員の給与に関する条例の改正に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第3号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料の新旧対照表と議案を併せて御覧ください。今回の条例改正は、横瀬町職員の給与に関する条例の改正に準じて改正するものです。

改正の内容ですが、第8条で任期付職員の給与条例の適用除外を定めていますが、地域手当の支給を定めている第9条を適用除外から外し、任期付職員にも地域手当の支給を適用するものです。

以上が条例改正の内容となります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上で議案第3号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第3号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第5、議案第4号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第4号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の改正に伴い改正をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第4号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表と議案を併せて御覧ください。今回の条例改正は、人事院規則の一部改正に伴い、職員の処遇改善を進め、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため改正するものです。

改正の内容ですが、第8条の4では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めていますが、今回の改正で、育児時間の取得パターンを多様化するとともに、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものです。

第14条では特別休暇について定めていますが、子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校就学前の子

から、小学校3年生までの子に拡大するものです。

第15条では介護休暇について定めていますが、新たに17条の2で、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認、第17条の3で、利用しやすい勤務環境の整備を加え、支援を拡充するものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日は、令和7年4月1日となります。ただし、経過措置の規定は、公布の日から施行となります。

以上で議案第4号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第4号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第6、議案第5号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第5号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第5号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じて関係条例を整理するものです。

改正の内容ですが、第20条に部分休業の承認について定めていますが、第3項で引用する法律の条文を「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものです。

なお、内容の変更はございません。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上で議案第5号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第5号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第7、議案第6号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第6号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第6号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表、それと資料2、条例の概要と議案を併せて御覧ください。今回の条例改正は、令和6年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて給与条例の一部を改正するものです。資料2の条例の概要によりご説明申し上げます。

今回の改正の内容ですが、第1条と第2条に分けて改正しています。初めに、第1条関係の①ですが、6月、12月に支給される期末勤勉手当について、正規職員につきましては、基準日ごとの算定率につきまして、現行からそれぞれ0.05月分、年間0.1月分、再任用職員及び任期付職員につきましては、基準日ごとの算定率につきまして、それぞれ0.025月、年間0.05月分引き上げるものです。

次に、②として、職員の給料表につきまして、国家公務員の俸給表に準じて改正するものです。

裏面を御覧ください。次に、第2条関係の③ですが、新たに地域手当を支給するものです。給料、扶養手当、管理職手当の月額合計額の令和7年度は2%、令和8年度は3%、令和9年度以降は4%を支給するものです。

次に、④として、扶養手当を見直すものであります。配偶者の扶養手当を現行の6,500円から、令和7年度は3,000円、令和8年度には廃止となります。また、この扶養手当については、現行の1万円から令和7年度には1万1,500円、令和8年度には1万3,000円に引き上げるものです。

次に、⑤として、通勤手当の支給限度額を運賃相当額の月5万5,000円及び特別料金等の額の2分の1の月2万円の合計7万5,000円から、月15万円に引き上げるものです。

次に、⑥として、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を「午前零時から午前5時」から、「午後10時から午前5時」に拡大するものです。

次に、⑦として、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するものです。

次に、⑧として、職員の給料表につきまして、国家公務員の俸給表に準じて改正するものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日ですが、公布の日から施行し、第1条関係の①、②については、令和6年4月1日から適用し、第2条関係の③、④、⑤、⑥、⑦、⑧につきましては、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で議案第6号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 今、横瀬町の職員で通勤手当7万5,000円をもらっている人はいるのかということ、大体平均でどのくらいもらっているのかお聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの通勤手当の質問でございますが、横瀬町職員では7万5,000円もらっている職員はございません。

それから、平均の通勤手当ということですが、ちょっと今資料ありませんので……

〔「大体」と言う人あり〕、

○逸見和秀総務課長 大体。ほとんどの職員が2,000円ぐらい。2,000円が一番多いと思います。それで、遠くで恐らく1万円ぐらいだと思います。電車通勤で定期代になりますので、それほど高額ではないと認識しております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第6号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第8、議案第7号 横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第7号 横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。給与からの控除項目を拡充したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第7号 横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、給与からの控除項目を拡充し、職員の事務負担軽減を図るものです。

改正の内容ですが、第2条に給与の一部の控除を定めていますが、職員給食の負担金と職員駐車場の使用料を追加するものでございます。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上で議案第7号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第7号 横瀬町職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第9、議案第8号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第8号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定等に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第8号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表と、資料2、条例の概要を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正ですが、令和6年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて改正するものです。

資料2の条例の概要により説明いたします。初めに、①ですが、フルタイム会計年度任用職員に新たに地域手当を支給するものです。給料月額令和7年度は2%、令和8年度は3%、令和9年度以降は4%を支給するものです。

次に、②ですが、パートタイム会計年度任用職員の報酬に地域手当相当分を加えて支給するものです。報酬の月額令和7年度は2%、令和8年度は3%、令和9年度以降は4%を支給するものです。

次に、③についてですが、会計年度任用職員の給料表について、国家公務員の俸給表に準じて改正するものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、①、②については令和7年4月1日から施行し、③については令和6年4月1日から適用するものです。

以上で議案第8号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第8号 横瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第10、議案第9号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第9号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第9号の細部説明をさせていただきます。

なお、事前にお配りしました新旧対照表と本日配付させていただきました資料に改正条例の概要を併せて御覧ください。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例の改正の内容ですが、家庭的保育事業者の保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し、栄養士に係る基準の改正、保育士、保育従事者の配置基準の変更及び連携施設の経過措置期間の延長、その他字句の整理でございます。

次に、条例改正の内容について、資料2により説明させていただきます。第6条第1項は、新設する第2項及び第3項に伴う第2項以降の繰下げによるものでございます。第1号は、保育の内容に関する支援の定義を保育内容支援とし、字句の整理を行うものです。

同項第3号は、引用する「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めるものでございます。

第6条第2項は、家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容支援について、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合、連携施設の確保を不要とすること、保育内容支援協力者から確保することも可能にする規定の追加でございます。

第3項は、第2項に規定する保育内容支援連携協力者として、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者との連携を可能とする規定を追加するものでございます。

第6条第4項は、代替保育について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とする規定でございます。第1号では、町長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の基準を選択的に適用できるよう改め、第2号は、町長が必要な措置を講じても、なお連携施設の確保が著しく困難である場合の規定を加え、第2項を第4項に繰り下げるものでございます。

第6条第5項は、第4項の改正に伴う代替保育連携協力者の定義を規定し、第3項から繰り下げ、改正後の第6条第3項と同様に、家庭的保育事業者等との連携を可能とするものでございます。

第6条第6項及び第7項は、第2項及び第3項の新設に伴う繰下げでございます。

第16条第1項第2号は、管理栄養士の国家試験の受験資格要件から栄養士免許取得が不要とされたため、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置できるよう、管理栄養士を加えるものでございます。

第29条、第31条、第44条、第47条は、事業所ごとの保育士、保育従事者の配置基準を改めるものでございます。

第29条は、小規模保育事業A型事業所の保育士の配置基準で、第2項第3号では、満3歳以上満4歳に満たない児童を「20人」から「15人」に、第4号では満4歳以上の児童を「30人」から「25人」に改めるものでございます。

第31条は、小規模保育事業B型事業所の保育士、保育従事者の配置基準で、第29条同様に、満3歳以上満4歳に満たない児童を「20人」から「15人」に、満4歳以上の児童を「30人」から「25人」に改めるものです。

第44条は、保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置基準で、満3歳以上満4歳に満たない児童を「20人」から「15人」に、満4歳以上の児童を「30人」から「25人」に改めるものでございます。

裏面を御覧ください。第47条は、小規模型事業所内保育事業所の保育士、保育従事者の配置基準で、満3歳以上満4歳に満たない児童を「20人」から「15人」に、満4歳以上の児童を「30人」から「25人」に改めるものでございます。

附則第4項は、連携施設を確保しないことができる期間が5年間延長されたことに伴い、連携施設に関する経過措置期間として「10年」を「15年」に改めるものでございます。

附則は、この条例の施行日を令和7年4月1日と規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 すみません、1点確認なのですが、改正に伴って、児童の数が20人から15人というところに減った場合に、横瀬町の保育士は現状では足りてはいるのですか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今のこの条例の改正につきましては、町の保育所は該当する条例ではないのですが、他の条例で保育所の基準も定められております。町の保育所の配置基準につきましては、基準に基づきまして配置しております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 ちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、A型とB型の違いとか具体例、お願いしたいのです。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

A型、B型につきましては、職員の資格ですとか保育室の面積によってA型、B型と分かれております。A型につきましては保育士、B型につきましては保育士を半数以上で、プラス保育従事者の方を配置するというようなことになっております。定員につきましては6人から19人以下ということで、人数によって分かれております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。日程第10、議案第9号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第11、議案第10号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第10号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第10号の細部説明をさせていただきます。

なお、事前にお配りしました新旧対照表及び本日配付させていただきました資料2、改正条例の概要を併せて御覧いただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例の改正の内容ですが、居宅訪問型保育事業を除く特定地域型保育事業者の保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しと、連携施設の経過措置期間の延長、その他字句の整理でございます。

次に、条例改正の内容について、資料2により説明させていただきます。第37条第1項は、新設する第42条第3項に伴う小規模保育事業A型及び同B型の定義規定を加えるものでございます。

第42条第1項は、新設する第2項及び第3項に伴う第2項以下の繰下げによるもので、第1号は保育の内容に関する支援の定義を保育内容支援とし、字句の整理をするものでございます。

同項第3号は、引用する「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めるものでございます。

第42条第2項は、特定地域型保育事業者が連携する保育内容支援について、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合、連携施設の確保を不要とする要件と、保育内容支援連携協力者から確保することも可能とする規定を追加するものでございます。

第42条第3項は、第2項に規定する保育内容支援連携協力者として、地域型保育事業者のうち、小規模保育事業A型、同B型事業所内保育事業を行うものとし、連携を可能とする規定を追加するものです。

第42条第4項は、代替保育について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とする規定でございます。

第1号では、町長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の要件を選択的に適用できるように改め、第2号は、町長が必要な措置を講じてもおお代替保育連携協力者の確保が著しく困難である場合の規定を加えるものでございます。

第42条第5項は、第4項に規定する代替保育連携協力者の定義規定でございます。

第3項と同様に、地域型保育事業者との連携を可能とする規定で、第3項を第5項に繰り下げるものでございます。

第42条第6項から第11項は、第2項及び第3項の新設に伴い、第4項から第9項までを2項ずつ繰り下

げ、第6項から第11号とするものでございます。

附則は、第1項として、この条例の施行日を令和7年4月1日とし、第2項は、連携施設に関する経過措置期間が5年間延長されたことに伴い、経過措置期間を延長するため、条例の施行日から起算して15年を経過する日までと規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第10号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第12、議案第11号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第11号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第11号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金支給額を改め、消防団員の処遇改善を図るものです。

改正の内容ですが、別表、退職報償金支給額表の各階級において、「30年以上」を「30年以上35年未満」に改め、新たに35年以上の区分と支給金額を追加するものです。

以上が条例改正の内容となります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上で議案第11号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 ちょっと確認なのですが、35年以上ができたということで、ほかの金額は変わっていないということですよ。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

35年以上が増えたということで、それ以外の年数に関しては変更はございません。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第11号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第13、議案第12号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第12号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,501万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,541万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません、20ページの公用車管理、これは総務課ですけれども、今年は補正でもあまり大きな金額は出なかったと思うのですけれども、大きな事故というのは公用車ではなかったということによろしいのですか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

公用車の事故につきましては、今年度については大きな事故は、ここ数年ないのですけれども、ちょっとした、こする程度の事故となっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ページ数が39ページ、がん検診事業の中で、今回どれぐらいの検診人数とか検診率とかあったか。あとは、やはりこれだけ減額というかしているということは、受診率が下がっていると思うのですけれども、そのような周知はどのようにしているのかお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 では、がん検診のほうなのですけれども、ちょっと受診率のほうは出してないのですが、全体的に見込んだ数字よりも乳がん検診と大腸がん検診、前立腺がんを除いては、見込みよりも少ない人数ということで、今回減額補正となりました。検診率については、ちょっとまだ出しておりませんので、後ほど報告いたします。

〔「啓発」と言う人あり〕 そう

○守屋則子健康子育て課長 啓発ですね、失礼しました。啓発につきましては、年度当初4月から5月にかけて各世帯全世帯に検診の受診の状況を調査させていただいております。それを基に個別に申し込まれた方につきまして、時期に合わせて通知を出させていただいております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ページで申し上げますと48ページ、49ページ、地籍調査についてお伺いしたいと思います。

こちらについては、もう何年かやっておりますので、この辺の進捗状況を教えていただきたいと思えます。例えば字何番が終わって来年はどこをやるとか、そういう状況を教えてもらいたいのですが、お願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 ただいまの地籍調査の進捗状況について答弁させていただきます。

令和元年からこの調査を開始しまして、まず11区地内、令和元年から令和3年にかけて、当初は3年間で一つの完了としていましたので、そこで0.15キロ平方メートル、4年から5年にかけて、これは場所はちょっと未定なのですが、0.27平方キロメートルで、令和5年度までに0.42キロ平方メートルを実施したところでございます。令和6年度は横中の周りの17番地内を0.14キロ平方メートル実施した進捗状況でございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ありがとうございます。着々と地籍調査が進んでいるものと思えます。令和7年度はどの辺の予定なのでしょう。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 令和7年度の予定でございますけれども、今回は12番地内の町民グラウンド周辺及び和田河原地区を予定しております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 2点なのですけれども、1つは20ページです。二地域居住等促進事業費国庫補助金というのが1,396万7,000円出ていますけれども、それに伴って二地域居住先導的プロジェクト実装事業委託料が同額程度で計上されていますけれども、これは実際にどういふことを委託事業としてやるのでしょうか。それと、計画なのでしょうけれども、調査計画だとは思ふのですけれども、どういふ観点でやるのかということと、もう一つは、どういふ事業体に委託するのでしょうか。

それと、47ページなのですけれども、今年度、この道路維持費というのは、これ1,000万円強減額と、それと道路新設改良工事ということで、これは社会資本整備総合交付金ということで、整備事業費ということで2,350万円減額ということなのですけれども、例年、決算だとか年度末の補正になるとこういう減額補正があるということなのですけれども、これは道路の改良だとか新設だとかというのは、進捗状況がうまくいっていないのかなと思ふのですけれども、今年度はどうして減額なのか、説明していただきたいと思ひます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私から二地域居住の関係の概要と、あと実施主体について答弁をさせていただきますと思ひます。

まず、概要についてでございますけれども、ご存じのとおり二地域居住というのは、主な生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方ということになっております。先ほどもご説明申し上げましたけれども、今回の取組は、二地域居住の中長期的な課題解決に向けた調査検討ということと、先導的な取組の実装となっていますので、まず対象となる4層、スタートアップ企業の方々とか子育て層、大学生、フリーランスと、この4つの層のそれぞれにモニターツアーを実施するということになっております。そのモニターツアーについては、大体、横瀬に来ていただいて生活をしてということになりますので、1か月程度を今予定をしております、仕事をしながら生活をしていただくというモニターツアーをさせていただきますと思っております。その中で、テーマとしましては、なりわい、仕事です。仕事、住まい、コミュニティ、教育、子育て支援、交通と、この5つのテーマそれぞれにニーズ調査等を行って、その調査結果を踏まえて、今後の横瀬町の関係人口の創出であるとか、あるいは地域の担い手不足の解消、あるいは移住定住の施策事業につなげていきたいという思いでの今回の取組でございます。

また、実施主体につきましては、コンソーシアムを立ち上げるということがこの補助金の要件になっておりますので、横瀬町と、あと地域商社のENg aWAであるとか、あるいは交通の関係もありますので、西武鉄道さんであるとか、あと保育関係とかの方々も入れさせていただいてコンソーシアムを組んで、そちらに委託を出すという形になっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 建設課長。

○小泉達美建設課長 それでは、47ページの道路維持管理事業と社会資本整備の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

まず、道路維持管理事業なのですけれども、本年度主に工事請負費で2本の入札の不調がございまして、側溝整備事業1本と舗装整備で1本ありました。側溝整備に関しては176万5,000円の設計のもので、3区地内の水路改修工事です。舗装修繕に関しては684万7,000円の設計の町道3067号線、これは苅米地内なのですけれども、この舗装修繕が2本不調となった関係で減額にもなっております。側溝整備に関しては、田畑があるところの水路改修でして、地権者様のほうからの要望で、収穫時期等を考慮して秋口以降に工事してほしいというようなところから、どうしても後半に発注するようなことがあって、推測すると町内業者としてもいろいろな工事、令和6年度は秩父管内で数多くの工事発注があったという話もございまして、秋口はなかなかちょっと入札で落とせなかったというようなお話を伺っているところでございます。

続いて、社会資本整備の町道整備事業でございます。先ほど説明でもさせていただきましたけれども、道路工事に伴う用地交渉で、なかなか今回、交渉に進まなかった点で、継続してまたお話を聞いていただけるといってもございまして、令和7年度にこの道路工事の経費ですけれども、用地購入費、物件補償、工事請負費、主にですけれども、10番地内の3175号線で、ちょっと来年あたりにとのお話を伺っていますので、またできる限りしっかりと説明をして進めたいと思っていますけれども。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 二地域のことなのですけれども、移住促進の関係のことで議長会、議員連盟、議員の……

〔「議員クラブ」と言う人あり〕

○10番 関根 修議員 議員クラブですか、ちょっと東秩父で、要するに移住関係のそういう社団法人とか財団法人を運営している方のお話を聞いたのです。2地点のことを言っているのですけれども、まだ制度としては結構、これ実証のあれだからそれでいいと思うのですけれども、すごくいろいろ視点をどこに置くかということで、すごく今後問題がいろいろ出てくる可能性があると思います。コミュニティーも新しく来た人が、結局空き家利用だとすれば、その方たちとその周辺のもともとの住民とのコミュニケーションというのがすごく重要になると思うのです。あんまり疎外感があってもいけないし、地域の習慣がよく分からないとか、そういうのもあるということなのですけれども、その辺も今度の実証でそういうことを十分問題提起して、よく思うのですけれども、やった後に利用者の意見だとかアンケートだとか、そういうのをちゃんと十分整備して、委託するにしてもこちらの要望をちゃんと伝えて、次に残るようなことをやったらいいかなと思います。それと、今聞いて、どういうところに委託業務というかやるといったら、地元も結構入っているから安心したのですけれども、コンサル的なところに丸投げしてしまうと地元金落ちないので、せっかく補助金もらってもあれなので、それはちょっとほったのです。

もう一つ、定住した場合に2地点とあるでしょう。もしした場合に、税の関係はどういうふうに今後なってくるのか、国のほうの方針はどうなのか。例えば住民税だとか、そういうのもありますよね。そういうもろもろ出てくると思うのだけれども、今のところ分かっている情報でそういうのが分かれば、多分な

ければないで、今後検討課題だと思うのです。その辺をよろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

そのとおりだと思っています。これは今回実証でございますので、しっかりその結果を受け止めて、次回につなげていきたいと思っておりますし、コンソーシアムには町も入っておりますので、その辺はしっかりやっていけるかなというふうに思っておりますので、今後そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 税のところ、これは今時点で決まっていることは何もなく、ただ石破内閣において、初めて具体的に議論のテーブルにのせられたというところまでだというふうに認識しています。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 何か2回目にちゃんと聞いておくべきだったのですけれども、税のところは今のところということなのだけれども、やっぱり地元のメリットというか、要するに地域行政体のメリットというのもなくはなので、当然来れば経費もかかるから、やっぱりある程度その辺はこちらから、両方に税金払えとか、あるいは本拠地の半分ぐらいは払えとか、そういう具体的なことを要求して上に上げたほうが僕はいいと思うので、ぜひそういう努力をしてください。これは要望です。

地方交付税、社会整備総合交付金のことですけれども、いつも僕聞くのだけれども、今回は比較的減額が少なくよかったなど。前は結構あったので、やっぱり建設課、担当部局も苦労していると思うのですけれども、よく「あそこはどうしてできないんだい」と。「何であんなに長くやっているんだい」と聞かれることがあるのです。やっぱり5号線の伸平さんの向こうのところのことを時々聞かれるのだけれども、私としては事情は分かります。だから、そういう地元議員もいらっしゃるので、よく情報を共有しながら、なるべく5号線が完成するのにまだやっているのかいというのをよく聞くので、その辺をもう一度、プロジェクトではないけれども、ミーティングして、今後の施策を考えたらいいのかなと思います。だから、今聞いて、なかなか用地買収とかそういうのが難しいので、計画どおりはいかないというのは分かりますので、鋭意努力してもらうのを頼むだけなので。

以上です。質問はいいです。要望です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 ページ数32ページの地域子育て支援事業の中の出産祝い金なのですが、ここはもともとは何名を想定して、何名分の減額なのかを教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

出産祝い金ですが、予算の予定見込みでは40人を予定しておりました。今現在、支出の見込みで今回減額させていただいて、予定では17名支出する予定です。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 1点なのですが、二地域居住のこの件なのですが、こちらはコンソーシアムということで、各関連企業、関連団体が一緒になって別の組織をつくるのか、それともどこかが主体になってやるのかというのが、もしある程度見えているものがあれば教えていただきたいのと、もしその団体が別の組織をつくってやる場合には、その組織は任意団体という形でも大丈夫なのかどうか。法人でなければいけないのかとか、その補助金を出す、そこに委託をするわけなので、その辺りというのをお願いします。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 コンソーシアムにつきましては、新たに先ほど答弁をさせていただきましたが、そういった団体とコンソーシアムを組みまして、そこに委託を出すという形になっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。その組織というのは、形として2団体という形なのか法人なのか。法人でなければ補助金が出せないとか委託料が出せないとかというようなこととかもあると思うのですが、その辺りがいかがかということと、あともう一個付け加えさせていただきますと、1,200万円、1,300万円近い金額になっているので、これ結構な額ではあります。先ほどのツアーといろいろとお試しというのを含めて、この辺で何名ぐらいを目標に想定して計算で出したのかということと、あと、お試し移住される方という方の本人の負担というのはあるのかなのか、その辺りお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 コンソーシアムについては2団体でも大丈夫でございますので、助成をすることができるということになっております。あと、町も入っておりますので、その辺についてはしっかりコントロールできるかなというふうに思っておりますのでということです。

それとあと、今回の二地域居住のモニターツアーにつきましては、4層の方々にということがありますので、その層ごとに大体四、五名というぐらいを予定をしているというところであります。

以上です。

〔「本人負担は」と言う人あり〕

○大畑忠雄まち経営課長 失礼しました。負担については、交通費であるとかそういったものについては、こちらへ来るまでの間とか、生活する上での交通費とかは自分で出していきたいとかということで、

一定の負担をしていただくものはあります。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。今のご答弁だと、大体合計20名ぐらいということになるかなと思います。その20名という中で、1,300万円近い額はすごい額だなと思うのですが、この委託料の主な使用というかその金額がかかる部分というのは、例えば実際に想定したときに、いろんなツアーに行ったときに、泊まる場所だったりとかというのはある程度、今、横瀬町とかにも施設があって、泊まったとしてもそこまでかかるわけではないという、もしお金を払ったとしてもです。いろいろ体験していく中で、そんなにお金がかかるものは想像ができないのですけれども、特にこの金額、委託料を払ってそこが主に使う、何に使うかそこに任せてしまうのだと思うのですが、想定されているのは、例えばそれを組むお金、ツアーを組む行為をする、いろんな専門家とかもつけるので、そういったことなのか。その辺の金額、どんな感じで使う想定なのかということが、もしあればお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

今回の費用については、先ほどお話ししたようにニーズ調査とかもありますけれども、その前に募集をかけたりをしますので、そういった募集に関する業務であったりとか、あるいは広告する業務というのも同時に発注をかけますので、そういった費用もかかります。あとは、こちらに来ていただいて生活する上での2次交通というのでしょうか。例えばシェアカーであったりとか、そういったものも経費についてはある程度のところでは見てあげるところもあったりもすると思いますし、あと教育、子育てという観点でいくというと、子育て世代の方がいらっしゃると思いますので、保育施設なんかの部分とのやり取りだとかも経費として出さなくてはならないということと、あと仕事の部分についても、例えば農業をやっている方なんかでも、スポット的に入れるようなところの調整をしたりとかということでの人件費もかかったりすると思いますので、そういった経費もあるということでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 20ページです。引き続き移住定住の観点から、二地域居住のところでお伺いします。

2点ほどあるのですが、1点目が先ほど最初の休憩のときの説明の中で中長期的という言葉が出ていましたが、これ中長期的とは何か普通に聞いただけだとぼんやりするので、年数的にはどのくらいのスパンを考えているのか。

そして、先ほど来、5層の層があると言っていましたけれども、メインターゲット層というのをある程度絞っているのかどうかというのが、もし現在決まっていれば教えてください。

取りあえずその2点でお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からはメインターゲット層については、今お話しのように、今回実装というか実験的なものでございますので、今言った4層については、しっかりやっていきたいと思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから中長期の部分ですけれども、これ中長期と申し上げているのは、国交省のほうでこの二地域居住の促進、この政策を打つと。法律を整備したというところでございます、その中で、まだまだ中長期的にこういった課題を解決していかないとだよね、議論していかないとだよねという項目が幾つかございました。そういったものを実証の中で研究したり試してみたりということで、解決に向かって進めないか、それが今回の二地域居住先導的プロジェクトという、そういうプロジェクトとして今公募されたプロジェクト。そこの中に私どもとしては入って、この国の示している中長期的な課題に対して、いろいろな今課長のほうから説明のあったようなことを実施しながら、解決に向けてデータを取っていったり、いろいろ試してみたりしよう。そういう意味において中長期的という言葉が使われております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第12号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 総員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第14、議案第13号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第13号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算の組替えの補正を行うものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第13号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第15、議案第14号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第14号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,291万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,589万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時44分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 1点お願いします。19ページです。一般介護予防事業費の中の高齢者サロン設置補助金ですが、先ほど実績に基づいて減額ということだったのですけれども、この申込者が減るような原因だとか、そういう兆候が何かそちらのほうで情報を持っているようだったら教えていただけますか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課担当課長。

○加藤美智子福祉介護課担当課長 ただいまの質問にお答えします。

補助金なのですが、令和6年度、既存の7団体プラス新規の立ち上げ1団体分の予算を見込んでいました。今回新規の立ち上げ1団体ありまして、予算どおり8団体になったのですが、各サロンの皆様にご協力いただきまして、満額予算取っていたよりもスリム化した申請内容となっていましたので、その実績を見込み、不用額が見込まれるための減額になっております。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第14号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第16、議案第15号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第15号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ430万円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,321万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第15号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第17、議案第16号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第16号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

まず、第3条では、収益的収入及び支出について補正を行うものです。収入については877万1,000円を減額し、予定を3億4,522万8,000円、支出については1,120万6,000円を減額し、予定を3億3,982万9,000円とするものです。

次に、第4条では、資本的収入及び支出について補正を行うものです。収入については3,343万6,000円を減額し、予定を2億1,012万1,000円、支出については4,651万5,000円を減額し、予定を2億6,680万円とするものです。

したがって、不足する額5,667万9,000円は、過年度分資本的収支調整額510万8,000円、当年度分資本的収支調整額106万3,000円、引継ぎ金98万1,000円、過年度分損益勘定留保資金4,952万7,000円で補填するように改めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、収益的収支、資本的収支全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第16号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時20分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎答弁の補足

○新井鼓次郎議長 ここで、先ほどの6番、宮原みさ子議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、答弁をいたさせます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 それでは、宮原議員の答弁に答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

がん検診の人数でございますが、全体では延べ2,507人、がん別の受診者ですけれども、大腸がんが693人で受診率が13.4%、肺がん、受診者783人で15.1%、前立腺がん、314人、受診率12.5%、胃がん、受診者288人、受診率5.6%、子宮頸がん196人の受診者で受診率が6%、乳がん、受診者が233人の受診率が7.7%でございます。

それと、関議員のご質問の中で、出産祝い金の人数ですけれども、先ほど17人を予定していたのが、1月末現在で17人支出しております。一応令和6年度の見込みは23人で予定しております。訂正させていただきます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 この際ですので、6番、宮原みさ子議員、2番、関貴志議員、質問ありましたらお受けいたします。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 がん検診率は物すごく少なくて、バリウムを飲む検査というのだとなかなかはっ

きりしたものが見えないのです。私も以前からピロリ菌検査とかをちょっとできないかという話もさせて
いただいているので、もしこの検査が入るとすれば、もしかしたらもう少しこの胃がんというかがん検診
の率が上がるのではないかなと思っておりますので、今後ご検討できるかどうか、お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまのご質問ですけれども、ピロリ菌検査につきましては、まだ今のところ
考えておりませんが、胃がん検診につきましては、ABC検診という胃のリスク検査、こちらのほうを
40歳の方に対して受診できるようにしております。こちらのほうが令和6年度の受診している方が55名と
いうことで、28.7%の方が受診をしております。今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕



◎議案第17号～議案第21号の上程、説明

○新井鼓次郎議長 ここでお諮りいたします。

日程第18、議案第17号から日程第22、議案第21号までは、いずれも関連がありますので、一括上程した
いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算、日程第19、議案第18号 令和7年度
横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第20、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算、日
程第21、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第21号 令和7年
度横瀬町下水道事業会計予算、以上の5議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針と併せ提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 本日、一括上程されました令和7年度一般会計予算、特別会計予算、公営企業会計予算の
審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を
賜りたく存じます。

基本方針。

令和7年2月11日の建国記念日、横瀬町合併70周年及び町制施行40周年の記念式典が多くのお客様、町
民の皆様に参加をしていただき、盛大に挙行できましたこと、まずは改めて御礼を申し上げます。横瀬町
の歴史の節目となる記念式典を経て、合併してから71年目、町制施行から41年目の歩みを始めていきます。
この町の礎を築いてくださった先人たち、町民及び関係者の皆様に対する感謝の気持ちを胸に、令和7年

度の行政運営に当たっていききたいと思います。

今から遡ること70年前、昭和30年の2月11日に旧横瀬村と旧芦ヶ久保村が合併して、現在の横瀬の歩みが始まりました。昭和から平成を経て、令和の時代に至る激動の70年間をこの町は乗り越えてきました。この激動の70年間には、強いて言うと、2つの局面があります。平成7年（1995年）までの40年、“人口増加局面”とそれ以降の30年、“人口減少局面”です。状況の全く異なる2つの局面では、当然に行政施策の進め方や優先順位は異なります。前者は、「今日より明日が豊かになる」という想定ですが、後者では「今日より明日が厳しい」という想定です。ましてや、とりわけこの10年は、消滅可能性自治体という言葉が象徴するように、現状のままでは自治体の存続が危ぶまれる、という大変厳しい想定での行政運営になっています。私たちの仕事の基本は、住民の福祉の増進です。言葉を換えると、住民がより“幸せ（ウエルビーイング）”になるために行政サービスを提供する、ということだと理解をしています。しかし、当町においては、住民の福祉を増進する（増進し続ける）ために、あるいは住民が幸せになる（幸せであり続ける）ために、必ず乗り越えなければならない大きな障害があります。それが、終わりの見えない人口減少の現実、何もしなければ「ずっと今日より明日が厳しくなり続ける」という現実です。まずはここに対処すること。人口減少が続く厳しい現実から逃げずに正面から向き合い、それを抑制する努力、それに備える努力を組織的に継続すること、そして「人口減少が継続するという悲観的なこの町の未来を変える」こと、これが現在の横瀬町において最も必要なこと、最優先のことだと考え、私は町政運営に当たってきました。

人口減少が継続するという自然な流れにあらがって「未来を変える」ということはたやすいことではありません。人口減少、少子高齢化対策に特効薬はありません。組織的に、粘り強く、ぶれない政策を継続していくしかないと考えています。そして未来を変えるためには“今までどおり”では不十分で、新たなチャレンジ（挑戦）が必要になります。当町はチャレンジすることに重きを置き、平成27年度（2015年度）に未来を変えるための横瀬町地方創生総合戦略と人口ビジョンをつくり、平成31年度（2019年度）に現在の“カラフルタウン”を目指す、第6次横瀬町総合振興計画を策定し、今日まで実行に移してきました。このカラフルタウンを実現するために、当町は、人づくりから始まる7つの施策の柱を設定し、それぞれに具体的な目標を掲げ、行政運営を進めてきています。当町が目指すカラフルタウンとは、具体的に次のとおり表現しています。「色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。四季折々の色彩豊かな美しい景観のなかに、温かい人の輪がたくさんある。その一人ひとりはいろいろな人がいて、みな自分らしく幸せに生きている」。カラフルタウンを一番単純に表現すると「その人らしい幸せ（ウエルビーイング）がある町」ということです。

ここに至るまでの取組で、人口減少の抑制、福祉サービスの向上、防災防犯や各基盤整備など生活安全面の向上等々着実に積み上げができてきたと考えています。当町は、人口減少が容赦なく進行する厳しい状況の中で「未来を変える」ために高い目標を掲げ、チャレンジを続けてきました。小さなチャレンジが積み重なることで少しずつ形になり、それらが連鎖して、未来を変えるために少しずつ大きなチャレンジができるようになってきました。例えば、Area 898の開設から始まった中心地づくりは、Lab横瀬やArea 899、タテラボやナゼラボなど多様な機能を有する官民の施設が集まることで多様な人々が交流する中心地が形成され始め、現在は、ウォーターパーク・シラヤマ、そして横瀬駅周辺や兎沢町有地ま

で含めた大きなエリアでの中心地づくりを検討し始める段階になってきています。小さく始めたチャレンジが積み重なって、次なるステップにつながってきました。

現在、国は地方創生の分野に重きを置き、地域の多様な主体（産官学金労言など）と連携し、それぞれの知恵と情熱を生かして地域の可能性を引き出すことを重視しています。また、地方公共団体がより自由度の高い事業を行うことができるよう設計された地方創生のための交付金を創設するなど、積極的に取り組もうとしている地方自治体を様々な面で後押ししようとしています。こうした流れを的確に捉えて、民間企業、団体、国や県など、様々な共に創る共創パートナーと連携して、一段と高い段階のチャレンジをしていく、そんな動きを始める起点となるのが令和7年度になります。

令和7年度の推進体制については、2つの新機軸があります。

まず、従来の建設課の下水道・浄化槽担当及び振興課の環境担当を合わせて、新たに環境課を新設します。令和5年度に実施した住民アンケートの中で、「身近に自然を感じることができる」ことについて大切もしくはとても大切と答えた方は実に82.8%にも及びました。住民の皆様がとても「身近に自然を感じること」を大切にしているということです。令和6年度には国土交通省より、先導的グリーンインフラモデル形成支援重点支援団体に選定され、人と自然が調和する町づくりの基礎を学びました。こうした下地もでき、改めて環境を重要テーマと捉え、そこにフォーカスをする（焦点を当てる）体制にします。従来業務に加えて、現在進めている中心地づくりに環境の観点を加えることや、森林資源の活用や再生エネルギー活用に向けての検討など、各課や民間事業者との連携の下、“身近に自然を感じることができる”第6の柱「景観環境づくり」を一層力強く進めていきたいと考えます。

2つ目、教育委員会の拠点を役場本庁舎から町民会館へ移します。町民会館の運営と一体化することで、業務効率化、町民会館の利便性向上、中心地エリアの活性化、災害時対応力の強化等を図っていきます。役場執行部と教育委員会との物理的距離は今より開きますが、今以上に連携を深めて、地方創生施策の中で非常に重要な教育分野、総合振興計画の第1の柱「人づくり」をはじめとする施策を推進していきたいと考えます。

令和6年度に、健康子育て課内に、子育て世帯の相談窓口となる「すくすくエール」こども家庭センターが開設されました。これにより町民課の「なんでも相談室」、福祉介護課の「地域包括支援センター」等と併せて、全ての住民に対して、機動的に相談を受けられる体制が整ってきました。高齢化の進行や独居世帯の増加、物価高等に伴う生活困窮などから生じる様々な住民の困り事、子育ての悩みなど、全てに対応する窓口で、断ることなく相談に乗ること。各相談窓口及び住民接点となる地域の皆様等がよく連携して、複合化する住民の困り事や課題にしっかり向き合い、それを解きほぐし、丁寧に対話すること。それらを可能にするのは、まずは住民の皆様との「対話」です。当町は、「対話をする事」を基礎として、引き続き「日本一相談しやすい町」を掲げていきます。各種検診事業等に加えて、「日本一歩きたくなる町プロジェクト」をさらに推進して、住民の健康増進とともに“歩きたくなる町”（ウオーカブルシティ）づくりを図っていきます。住民の皆様幸せ（ウエルビーイング）を育み、「子育てしやすく、子どもたちはいきいきと暮らしている」、住民の皆様が「心身の状態は健康である」町をつくっていききたいと考えます。

安全安心づくりについては、道路や下水道などのインフラ整備の進捗に加えて、防犯担当の集落支援員

が着任したこと、住民の皆様のご協力の下、交通死亡事故ゼロ1,000日以上継続、建物火災ゼロ継続、2年連続での県の交通安全推進市町村表彰受賞などがあり、町の安全安心づくりは着実に進展してきています。引き続き、防災防犯力の強化を図り、住民の皆様が、「防災防犯面に不安を感じない」これはウエルビーイング指標です。町をつくっていきます。また、秩父地域1市4町が連携して推進している、秩父広域市町村圏組合及びちちぶ定住自立圏構想における医療や水道などの事業は町民の生活に直結する重要な事業であり、各分野の議論において積極的な役割を果たしていきたいと考えています。

令和6年度、重点テーマに挙げた「連携」は、住民の皆様との連携、プロジェクトチームなど複数課による様々な「連携」、上記の広域連携などに加え、この1年あまりの間に、福島県磐梯町及び島根県海士町との「3町未来共創協定」、埼玉県伊奈町との「未来につなぐ森づくり連携協定」、鳥取県北栄町との「官民の人材交流にかかる協定」など、全国の自治体と「連携」し、人材やノウハウや資源をシェアする取組が進んできました。また、国際協力機構（JICA）との連携による研修生の受入れ開始や、西武鉄道株式会社様の全面協力の下での町として初めての国際交流イベントとなる「台湾祭*in*秩父・横瀬」の開催などは、広い世界と当町をつなげる新たな交流やにぎわいを生み出しました。さらに、株式会社温泉道場様とは「災害時における入浴機会の提供に関する協定」締結、UBE三菱セメント株式会社様からは遊休施設をお借りして、宿泊体験施設をオープンするなど、地元関連企業との連携も様々な形で進展し、当町が進めてきた「連携」が多方面で実を結び始めてきました。令和7年度は、こうした連携をさらに進めていき、共創パートナーを巻き込んで、横瀬駅周辺や兎沢町有地を含めた中心地づくりや二地域居住推進などの大きなテーマに挑戦していきたいと考えます。

これまでの取組を経て、現在の“チャレンジする人が集う町”という横瀬町のブランドが形成され始めています。当町にとって、引き続き、「チャレンジする人を呼び込み続けること」は非常に重要と認識します。これは、今後あらゆる分野において「人材不足、担い手不足」が、ボトルネック（制約要件）になることが背景として想定されるという点からも非常に重要です。地域おこし協力隊、地域活性化起業者、集落支援員などの制度を積極的に活用するほか、国際協力機構（JICA）人材交流、大学連携などを引き続き積極的に進め人材の流入、関係人口の拡大を図ります。とりわけ、集落支援員の制度は、内外の人材の交流や連携を積み重ねてきた今の当町が、さらに地域活性化、コミュニティづくり、子育て支援、農林業の活性化などを図るために、非常に有効な制度であり、従来以上に積極的に活用していきます。起業支援プログラムを加えた官民連携プラットフォームよこらぼは、引き続き、“チャレンジを応援する仕組み”として機能します。有限会社果樹公園あしがくぼと株式会社ENg aWAはより連携を深めて、地域振興、農業の活性化、経済循環づくりを進めます。これらの力を掛け合わせて、産業づくり雇用づくり、にぎわいづくり中心地づくり、そして“温かい人の輪がたくさんある”人の輪づくりを積極的に進めていきます。

引き続き進行する少子高齢化、独居世帯の増加など生活様態の変化、物価高、財政的な制約等々、令和7年度の私たちを取り巻く環境は、決して楽なものではありません。しかし、今の私たちであれば、ピンチをチャンスに、課題を伸び代に換えて、行政運営を前に進めていけると確信をしています。これまでの取組で、小さなチャレンジが積み重なり、ヒト・モノ・カネ・情報が町に集まりだし、町にある資源や人材と交わり、相互に影響し合い、連携が生まれ、それらが連鎖して、「次の段階のチャレンジ」が可能に

なるところまでは登ってきた、そんな手応えを感じています。「次の段階のチャレンジ」とは、当然に、私たちの仕事の基本である、住民の福祉の増進に寄与するものでなければなりません。住民に向けた、住民に成果を実感してもらえ「チャレンジ」です。

令和7年度は、これまで築いてきた関係人口や民間企業、国・県など多様な共創パートナー等とより深く連携して、具体的に住民の皆様から目に見える価値を創ること、各分野の「人手不足・担い手不足」をここまで培った力と人材でカバーしていくことなど町にある大きな課題に対応していくこと、“温かい人の輪がたくさんある”に向けて新たな人のつながりやコミュニティーを町内各所につくり始めることなど、そうした「次の段階のチャレンジ」の起点となる1年にしたいと考えています。令和7年度は、令和6年度に掲げた3つの重点テーマ、「対話」「連携」「チャレンジ」をさらに進化させて行政運営を進めていきます。改めて、住民の皆様との「対話」を深め、「連携」をより密により広範により深く、そして未来を変えるため、カラフルタウンをつくるための「次の段階のチャレンジ」を始めていきます。令和7年度、「この町の未来を変える、変えられるのは私たちだけ」という強い思いを改めて職員と共有し、一丸となって、町民一人一人のその人らしい幸せ（ウエルビーイング）があるカラフルタウンを目指して、全力で行政運営に当たっていきます。

次に、令和7年度重点施策。

続きまして、新年度の重点施策について説明をさせていただきます。第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた7つの柱ごとに、重点施策を申し上げます。

1の柱、切れ目ない子育て支援と教育の連携を目指す「人づくり」です。

初めに、これまで結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援として取り組んできました、「結婚新生活にかかる支援」、「出産・子育て応援金」、「小学校、中学校入学時での祝い金」、中学校の卒業時の「巣立ち応援金」、そして小・中学校の給食費の無償化などを引き続き推進していきます。

加えて、地域にある様々な場所を活用し、安全安心で気軽に立ち寄ることができる「こどもの居場所」をモデル的に新たに創設するとともに、保育所において、令和6年度の大規模施設修繕に続き、設備改修に取り組み、保育サービスの向上を図ることで、さらに切れ目ない支援を進化させます。

学校教育施設として、横瀬中学校のB棟校舎及び体育館の耐力度調査を令和6年度に実施した結果、建て替えまでには至らず改修することで継続的に活用ができることから、校舎等の改修に向けた基本計画・基本設計を策定します。

また、GIGAスクール構想で横瀬小学校・横瀬中学校に配備された学習用端末が更新時期を迎えたことから、全端末の入替えとネットワーク回線の改修をし、学校のICT環境を充実します。

さらに、中学生の国際交流事業では、従来の国内事業の実施のほか、新たに国内にいながら海外の異文化を体験するプログラムを加え、引き続き、国際的視野を持つ人材を育成していきます。

次に、2の柱、全ての町民が健康に暮らせることを目指す「健康づくり」です。

4年前にスタートした「日本一歩きたくなる町プロジェクト」は、埼玉県健康長寿優秀市町村表彰優良賞受賞、「フットヘルスアワード2025」の取組部門最優秀賞受賞など、これまで積み上げてきた実績が評価されるようになってきました。「日本一歩きたくなる町プロジェクト」ですが、埼玉県コバトンALKOO（あるこう）マイレージ事業と連携し、町内8か所にあるウォーキングコースを活用したウォーキ

ング塾やウォーキング教室、そして保育所児童を対象とした、歩き育む「歩育プログラム」など、引き続き、積極的に取り組み、町民の歩きたくなる意識を醸成していきます。

また、町民の皆様にご好評をいただいている「移動スーパー参入促進事業」ですが、引き続き、移動スーパーの事業者と連携して、買物の機会や町民同士の交流の機会を確保するとともに、高齢者等の見守り活動をしていきます。

疾病の予防と早期発見・早期治療のため、AIを活用した特定健康診断の受診率向上と、ラインを活用した特定健康指導の実施率向上を図るとともに、新たに「1歳児健診」と年代別等の「歯周病検診」に取り組みます。

また、健康の維持・増進のため、食生活に係る野菜摂取の意識づけの強化に取り組むとともに、健康管理システムの改修により、町民の健康情報の一元管理を強化し、保健事業を効率的に推進します。

障がいのある方が地域で自立した、安心して自分らしい生活ができるよう、聴覚に障がいがある方へ秩父地域登録の手話通訳者の派遣を秩父地域1市4町の共同歩調の下、取り組んでいきます。

次に、3の柱、防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、全ての町民が安全で安心して生活できる環境づくりを目指す「安全安心づくり」です。

まず、防災対策として、地域を災害に強い環境にするための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地域防災計画」及び「国土強靱化計画」を改定します。

また、災害時に使用する毎戸配布の「非常用トイレ」をはじめとする物資・資材等の災害用備蓄品を引き続き整備するとともに、消防自動車を購入し、万一の災害時に備えます。

防災対策では、公共施設への防犯カメラの設置、さすまたの購入、そして世帯等での防犯カメラ設置への補助制度の創設などにより、犯罪抑止力の向上を図ります。

町民の生活基盤である町道については、町道5号線、3175号線等の道路整備を引き続き、鋭意進めます。また、一般国道299号及び主要地方道熊谷小川秩父線においては、中郷交差点をはじめとする交差点改良及び歩道整備を積極的に促進し、利用者の安全性・利便性の向上、渋滞の解消を図ります。

町民の足である地域公共交通ですが、引き続き、予約型乗合タクシー、“乗合ブコーさん号”の運行と路線バスの確保に取り組み、町民にとって利便性の高い公共交通を目指すとともに、国の伴走支援をいただきながら、地域公共交通の再編等の検討の準備をしていきます。

次に、4の柱、多様な働き方や生き方が実現できる環境を目指す「産業づくり雇用づくり」です。

まずは、官民連携プラットフォーム「よこらぼ」ですが、「日本一チャレンジする町、日本一チャレンジを応援する町」として、事業の実証試験フィールドを提供するという、これまでのスタイルは継続しつつも、令和6年度は審査体制、推進体制を見直し、起業支援補助金の創設などに取り組み、「第2期よこらぼ」がスタートしています。

令和7年度は、「第2期よこらぼ」をさらに進化させることによって、「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れをより一層促進し、町内の活性化、住民福祉の向上につなげていきます。

「道の駅果樹公園あしがくぼ」や「キッチンENg a WA」、「ENg a WA駅前食堂」などの指定管理を行っている、有限会社果樹公園あしがくぼ、その100%出資の子会社である地域商社株式会社ENg a WAは、地場産品を活用した商品開発などに積極的に取り組んでいます。これらの取組が、町内の新たな

経済循環や雇用創出につながるよう、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の外部人材を活用しながら、引き続き、連携・協力して取り組んでいきます。

U I J ターンを促進するため、東京圏から移住してきた起業家へ、支援金等を交付する「移住就業等支援金」や「移住した秩父地域内外の企業就職者への支援となる「定住就職促進奨励金」などを引き続き取り組んでいきます。

さらに、二地域居住をはじめとする新たなライフスタイルに対応するため、L a b 横瀬や舎場シンワなどの移住体験施設を積極的に活用しながら、地域おこし協力隊や集落支援員のほか、新たに移住コーディネーターを加えた外部人材と連携・協力して、町での暮らし体験などの体験機会を創出していきます。

次に、5の柱、観光などで訪れる交流人口や、地域や地域の人々と多様に関わる、地域外の関係人口の増加を図り、にぎわいを目指す「賑わいづくり中心地づくり」です。

町のにぎわいのある中心地づくりとして、町民会館やA r e a 898、899などの公営施設とL a b 横瀬、タテラボ、ナゼラボなどの民営施設が集積し、この周辺エリアが横瀬らしい中心地を形成してきました。

このエリアにあるウォーターパーク・シラヤマは、令和6年度から、駐車場の拡張や遊具の設置などに取り組んできましたが、引き続き、歩行者用つり橋や右岸の公園などを整備し、様々な地域・年代の方々、誰もが気軽に立ち寄り、集まり、交流し、活動することのできる中心地づくりを進めます。

さらに、横瀬駅・兎沢町有地周辺のエリアについては、兎沢町有地周辺の現地調査が終了したことから、より具体的な調査・検討を進め、A r e a 898周辺エリアを含めて、点から線、線から面となるよう、にぎわいのある中心地として充実をしていきます。

「日本一歩きたくなる町プロジェクト」では、関係機関との連携により、里山まるマルシェなどのイベントの開催や、ウォーキングコースの整備などに取り組み、引き続きウォーキング文化の醸成、歩きたくなる町としての取組を積極的に進めていきます。

地籍調査では、第12区町民グラウンド周辺及び和田河原地区周辺を対象として、一筆ごとの土地の確認など現地調査を進めます。

次に、6の柱、自然を大切に、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしを目指す「景観環境づくり」です。

まず、令和7年度は、環境課を創設し、環境衛生や下水道等の事務を担当し、環境政策を総合的かつ戦略的に取り組んでいきます。

省エネルギー対策として、引き続きリフォームや省エネルギーだけでなく町民の健康維持向上にもつながる住宅環境改修に対する補助を継続します。また、高断熱の住宅環境への推進に向けた事業を検討します。

地域における野良猫対策としての「地域猫活動」に取り組むため、不妊・去勢手術費用等に対する補助制度を創設し、地域猫活動を推進します。創設に当たっては、この活動を応援いただける方々から資金を募るガバメントクラウドファンディングを活用します。

空き家対策は、空き家対策計画による空き家の適正な管理を推進するとともに、引き続き、老朽空き家の除却補助、危険なブロック塀の撤去補助も行います。

また、空き家等の追跡調査とともに、空き家活用の掘り起こしに取り組む、空き家バンクや補助制度を

活用しながら、空き家の有効活用を目指します。

森林整備では、令和6年3月に、埼玉県伊奈町と「未来につなぐ森づくり連携協定」を締結し、伊奈町と横瀬町が共同で、横瀬町の森林整備を行っていますが、引き続き、持続可能な森林整備体制の充実とともに、森林や地域資源を活用した、地域間交流の活性化を図ります。

下水道事業は、引き続き、公営企業会計として経営の効率化・健全化を図り、将来にわたる持続可能な経営に向けて取り組んでいきます。

町内の生活排水処理対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、「生活排水処理基本計画」を策定します。

次に、7の柱、温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町を目指す「人の輪づくり」です。

町の二大イベントである「町民体育祭」と「よこぜまつり」をはじめ、「日本一步きたくなる町プロジェクト」や、「みんなでつくる日本一幸せの町横瀬協議会」などのイベントや事業を通じて、引き続き、内容等に工夫を凝らし、人の輪づくりにつなげていきます。

地域おこし協力隊や集落支援員では、地域コミュニティー活動をはじめ、林業分野、有害鳥獣対策を含む農業分野、観光分野、子育て支援分野、そして、地域商社である株式会社ENg aWAでの活動など、行政課題に対応した地域活性化に意欲のある地域内外の人材を積極的に募集していきます。

町の文化財では、その保護、保存、活用とともに、伝統文化の継承のため、引き続き、「地域文化財活用推進実行委員会」に対し、国の補助金制度の活用支援をしながら、町内の文化財に係る用具の修理や後継者養成等を支援していきます。

さらに、令和8年の秩父札所午年総開帳を前に、町内札所6か所の看板を設置します。

最後に、7つの柱を支える土台についてです。

まず、「日本一相談しやすい町」を目指して、なんでも相談室での「オンラインカウンセリング」、「町の声を聴くプロジェクト」や「町政懇談会 町民と語る会」などに引き続き取り組み、あらゆる機会を対話ができる機会と捉えて、対話を通じて相談しやすい雰囲気を醸成していきます。

より町民の皆様とつながった官民連携や自治体連携を推進し、連動させるため、まち経営課内の「連携推進室」を強化します。

町の広報活動をより積極的に展開していくため、町の取組やイベント等を発信すべく、引き続き「ちちぶFM」の番組を活用していきます。

さらに、町のイメージキャラクター「ブコーさん」が積極的に活動していきます。活動に当たって、その活動費用を応援いただける方々から資金を募るガバメントクラウドファンディングを活用します。

事務の効率化と情報システムの安全性を向上させるため、町独自のサーバーからガバメントクラウドへ移行を進めます。

秩父地域の広域連携については、全国のモデルとなるような連携を進められていますが、令和7年度は、ちちぶ定住自立圏事業として、特に、秩父地域の医療体制をさらに充実できるよう連携協力をしていきます。

広域連携に加えて、本町と福島県磐梯町、島根県海士町、そして鳥取県北栄町との間での連携協定を締

結し、自治体間連携に取り組んでいます。引き続き、それぞれの持つ資源や特徴を生かしながら幅広い分野で地域を超えた柔軟な自治体連携を展開していきます。

民間企業等のノウハウや知見を生かし地域の活性化を図るため、地域活性化起業人制度や企業版ふるさと納税制度などにより、引き続き、外部人材を積極的に活用していきます。

以上、令和7年度における第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた、重点施策を申し上げました。

続きまして、令和7年度新年度予算の予算概要です。議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算、議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算の概要を申し上げます。

令和7年度は、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画に基づき、多様な幸せが花開くカラフルタウンに向けて、町民の皆様との「対話」を大切にしながら、より一層連携して、横瀬町らしく、積極果敢に事業を進めていきます。

事業実施に向けて、限られた財源を適切に配分しつつ、積極的に事業を進めていく予算を編成しました。その概要を申し上げます。

令和7年度の予算額は、一般会計47億5,500万円、特別会計3会計合計20億3,674万円、公営企業会計7億526万3,000円、全体での総額は74億9,700万3,000円となります。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。

まず、一般会計ですが、歳入歳出予算総額は47億5,500万円で、対前年度9.6%、4億1,500万円の増額になります。

歳入予算の柱である町税は、11億6,417万2,000円で、全体の24.6%を占め、対前年度4.4%、4,940万1,000円の増額となります。このうち、個人町民税は、最低賃金の改定等により所得環境の改善が進んでいることや、定額減税制度による影響を勘案し、前年度より3,890万9,000円の増額を見込んでおります。

地方交付税は、前年度の交付実績及び国の令和7年度地方財政計画に基づき、普通交付税13億4,000万円、特別交付税2億7,860万円を計上し、全体の34.0%を占め、対前年度7%、1億549万2,000円の増額となります。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費国庫負担金7,973万3,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,734万1,000円、社会資本整備総合交付金4,656万8,000円などを見込んでおりますが、児童手当国庫負担金3,778万2,000円の増、デジタル基盤改革支援国庫補助金4,432万1,000円の皆増などにより、前年度比38.7%増の4億5,691万9,000円を計上しました。

県支出金は、障害者自立支援給付費県負担金3,986万6,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金3,358万3,000円、ふるさと創造資金2,700万円などを見込み、対前年度22.6%増の3億1,749万2,000円を計上しました。

町債は、秩父広域市町村圏組合の水道事業に対する出資債1億3,020万円、町道改良事業債4,430万円のほか、消防車両購入、県衛星系防災行政無線施設再整備負担金等に対するものとして、緊急防災・減災事業債2,150万円などを見込んでいますが、臨時財政対策債の皆減などにより、対前年度5.3%減の2億940万

円を計上しました。

続きまして、歳出について性質別に主な内容をご説明申し上げます。

人件費は、9億3,499万1,000円で、全体の19.7%を占めており、対前年度9.8%、8,320万8,000円の増額となります。

物件費は9億5,842万3,000円で、全体の20.2%を占め、対前年度25.8%、1億9,636万9,000円の増額となります。主な事業としては、地域おこし協力隊活動業務委託、埼玉県町村情報システム共同化事業における標準準拠システム移行支援業務委託、横瀬小・中学校におけるICT機器購入などがあります。

扶助費は、5億8,396万1,000円で、全体の12.3%を占め、対前年度14.9%、7,561万7,000円の増額ですが、このうち最も多くを占めているのが管外保育所運営費委託料であります。

補助費等は、9億8,979万5,000円で、全体の20.8%を占め、対前年度3.5%、3,302万2,000円の増額ですが、このうち最も多くを占めているのが秩父広域市町村圏組合への負担金であります。

普通建設事業費は、3億5,725万2,000円で、全体の7.5%を占め、対前年度10.8%、4,343万8,000円の減額となります。主な事業としては、社会資本整備総合交付金町道整備事業、ウォーターパーク・シラヤマ施設整備事業などがあります。

公債費は、3億7,393万8,000円を計上しました。小学校校舎建設に対する起債の元金償還が始まることもあり、対前年度11.6%、3,891万8,000円の増額となっています。

続きまして、特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険制度は、埼玉県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などの業務を行っています。

予算総額は、9億9,946万8,000円で、対前年度8.9%、8,146万9,000円の増額となります。

歳入では、主に国民健康保険税1億6,690万2,000円、県支出金7億5,710万8,000円を計上しました。

歳出では、保険給付費が7億4,509万3,000円で、全体の74.5%を占めており、前年度に比べ8,368万円の増額となります。

続いて、介護保険特別会計ですが、予算総額は、8億9,986万9,000円で、対前年度5.6%、4,781万1,000円の増額となります。

歳入では、主に保険料1億9,358万8,000円、支払基金交付金2億3,335万6,000円、県支出金1億2,671万1,000円を計上しました。

歳出では、保険給付費が8億3,180万3,000円、地域支援事業費が5,201万6,000円で、全体の98.2%を占めています。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、後期高齢者医療制度は、町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営をしています。

予算総額は、1億3,740万3,000円で、対前年度0.6%、78万6,000円の増額となります。

歳入では、保険料と一般会計からの繰入金で総額の99.9%を占め、歳出では、広域連合への負担金が総額の97.7%を占めています。

続きまして、下水道事業会計ですが、令和5年度から地方公営企業法の財務適用を受け、公営企業会計として運営をしています。

まず、収益的収入は、3億6,265万4,000円、収益的支出は、3億6,048万7,000円を計上しました。

また、収益的収入は、2億6,692万8,000円、収益的支出は、3億4,477万6,000円を計上しました。

このうち、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,784万8,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額356万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万8,000円、引継ぎ金32万1,000円、過年度分損益勘定留保資金5,888万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,489万8,000円で補填するものであります。

以上、「施政方針」及び「令和7年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、行政運営により一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○新井鼓次郎議長 以上で町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました令和7年度予算5議案の提案理由の説明を終わりにします。



◎延会の宣告

○新井鼓次郎議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時10分

令和7年第1回横瀬町議会定例会 第5日

令和7年3月11日（火曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算、議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 横瀬町副町長の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第23号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第24号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第25号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第26号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第27号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第28号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第29号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第30号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第31号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第32号 横瀬町農業委員会委員の任命について、議案第33号 横瀬町農業委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第34号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、発議第1号 横瀬町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関	貴	志	議員		
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長						
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長					
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計	長				
				課	経					課								
				管	営													
				長	長													
島	田	伸	子	税	務	平	沼	宏	一	町	民	課	長					
				課	担													
				長	兼													
				計	計													
				理	者													
平	沼	朋	子	福	祉	加	藤	美	智	子	福	祉	介	護	課	担	当	長
				課	介	課					課	担	当	長				
				長	長													
守	屋	則	子	健	子	町	田	勝	一	振	興	課	長					
				育	康													
				課	て													
				長	長													
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	建	設	課	長					
				課	長					担	当	課	長					
町	田	一	生	教	育													
				次	長													

本会議に出席した事務局職員

加	藤	勉	事	務	局	長	渡	辺	岬	書	記
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎施政方針に対する質疑

○新井鼓次郎議長 日程第1、議案第17号から日程第5、議案第21号までの5議案を議題といたします。

一括上程した5議案につきましては、町政に対する町長の施政方針並びに提案理由の説明が終了したところでございます。

ここで、町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別の時間を設けておりますので、その際にお願い申し上げます。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 それでは、施政方針について3点お伺いします。

今回の施政方針を読ませていただいて気になったキーワードの一つが、「次の段階のチャレンジ」というキーワードがまず1点。

そして、8ページの「地域公共交通の再編等の検討の準備をしていきます」ということ、これは定住でも言われている地域公共交通の見直しという部分とリンクするのではないかなと思うのですが、今現在考えられている、言えることで結構ですので、どんなふうに進めていきたいと思っているのか。

そして、11ページのところです。「秩父地域の医療体制をさらに充実できるように連携協力していきます」、かなりこれは踏み込んだ決意だと思うのですが、この辺について、もう少し話せる段階のことがあれば教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今いただいた3つの質問に順次お答えしたいと思います。

まず、「次の段階のチャレンジ」は、今回使っている言葉なのですけれども、ここまで横瀬町は、例えば町を開いて外からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むというのをやってきましたと。様々な取組をしてきた結果、1つ、自分のイメージでは段階が上がったというふうにイメージしています。言葉を換えると、

種をたくさんまいてきて、それが育ってきたというふうにも思っています。これまでのやってきたことは、横瀬町はあまり資源がない町だと思っていましたので、少し回りくどいといいますか、直線的に人口減少対策に、例えば大きな開発をすとかということではなくて、ソフトからつくり始めるとか、スモールスタートをして少しずつ大きくしていくとかということをやってきて、身になってきたというふうに思っているのです。なので、次の段階のチャレンジは、今までつくってきた材料や資源を集めて、より次の段階のチャレンジをすると。それは、とりわけこれまで特にソフト中心で始めたので、住民の皆さんからは、ともすれば見えにくかったり分かりにくかったりということだったと思うのですが、より住民の皆さんに分かるようにとか、住民の皆さんに実感してもらえるところを意識して次のチャレンジをしていきたいということです。

次の質問の地域交通の再編は、これは必ずしも広域を意識したものではないです。横瀬町の地域交通も、まだまだ完成形にはなっていません。デマンドタクシーがしっかり機能しているということだったり、それから交通難民対策、買物に行きづらい方のための移動スーパーがあったりとかという組合せはできてきたのですが、まだまだ横瀬町としての公共交通を磨くとかというところは必要でして、観光の2次交通みたいなのところも含めてなのですけれども、これを少し力を入れてやっていきたいということでございます。

それと、11ページの医療体制というところは、取り立てて何か情報量が増えたとか、今時点で急に進んだということではないのですが、間違いなく令和7年度の秩父地域の非常に大きなテーマになるということだと思っていますので、そこにしっかり自分としても議論に加わるとかいうところはしていきたいですし、横瀬町は直接的にはできないところもちろんあるのですけれども、しっかり広域の枠組みの中で役割を果たしたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

それでは、他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません、今の医療のちょっと関連で。4ページには1市4町で医療、水道の積極的な役割を果たしていきたいと書いてありますが、今、長瀬町の大澤町長が勇退を発表いたしましたので、秩父地域で一番経験の長い首長になりましたので、積極的な役割を果たすというリーダーとしてどんどん進めていくような心構えがあるのかお聞きしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 秩父地域全体の広域医療に関してはという部分と、それから今、一番の地域の関心の矛先というか目玉は、市立病院の建て替えということがあります。市立病院の建て替えは、これは秩父市のお話になるので、もちろん言えることと言えないことはあるかなというふうに思っているのですが、広域としてこの地域の限られた資源をどういうふうに再編していくのか、組み合わせっていくのかという部分に関しては、積極的に意見をしていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 何しろ一番古い首長ですので、ぜひともリーダーとして頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 町長の施政方針を読ませていただきました。大変すばらしい方針かなと思います。その中で、14ページの人件費の関係が出ております。全体の19.7%ということで、昨年に比べて9.8%増になっているということで、日頃の職員の皆さんの勤務に対して町長が評価をして人件費を上げるということは大変いいことかなと思います。この施政方針とかに出てくるのが地域おこし協力隊、あるいは集落支援員、新たに移住コーディネーターとか外部人材と連携協力というのが出てまいります。この辺について、職員との連携をぜひ図っていただいて、そして職員もその町長の、例えば人件費をこれだけ増やしたということに対して、お互いに仕事ですから、この町がよくなるため、町民がウエルビーイングを推進するように、ぜひ伸ばしていただきたいなと思うところです。町長のこの人件費に対して上げた理由を教えてくださいたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 人件費に関していただいた質問にお答えしたいと思います。

今回は、本当にここが特徴的なところになっていると思います。それは、一般質問のときに申し上げたのですが、一つは全国的な傾向です。人事院勧告に基づく給与の増額が非常に大きいです。これは、数を増やしたところではなくて、同じ数で増えているという部分というのと、あと埼玉県に関しましては、条例改正のところでありましたけれども、地域手当の要素が入ります。今までゼロだった秩父地域が、埼玉県一律で4%給与に反映させるということになります。それを令和7年は2%、次の年に3%、次の年に4%と段階を追って上げていくということです。これは、大変職員にとってはいいことです。これプラスで公務員だけのことではなくて、当然今、一般企業での給与の上昇傾向はかなり顕著になってきています。それでもインフレ率が高いので、実質賃金がどうかというところは、少し難しいところだというふうに思っています。なので、こちらの横瀬町の意図としてというよりも、その状況としてそうなってしまっているという部分が、この令和7年に関しては大きいかなというふうに思っています。その中で、若林議員がおっしゃっていただいた協力隊とか集落支援員とかの連携は非常に重要です。今をもって協力隊や集落支援員の制度は、これは総務省が用意してくれている、私たちが使いやすい非常に有利な制度だと思っています。交付税の裏づけがある制度でありますので、これをうまく組み合わせながら、トータルとしてそのマンパワーが発揮しやすいような形をつくっていきたいなというふうに思っています。おっしゃるとおり相互に連携しながらいくというのは非常に大事なことかなというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 町長から力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。職員の皆さんも張り切って業務に励むのではないかと思います。昨年の決算書で、令和5年度と令和6年度で対比しますと、人件費は1%上がっていました。今回9.8ですから、これですぐ決算に跳ね返るとは思いませんが、職員にとってはやりがいが出てくるのではないかなと思います。そして、地域手当もまた復活しますので、これもいいことだと思います。県が約7%だと思いました。4%ですか。前は4で、幾らか町村並みに。あと東京都が11%ぐらいなのです。今はよく分かりませんが、前聞いたときに。ぜひ職員の皆さんも大いに頑張ってくださいように、総務課長を中心に、すみませんが、ぜひ極力町のために頑張ってくださいたいと希望して、では町長、よろしく願います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ありがとうございます。お答えいたします。

働きやすい職場をつくるというのは非常に大事なことというふうに認識しています。今回の給与の件は、少なくとも職員にとってはいい話だというふうに思いますし、あとは12月の議会でやらせていただいた職員の休日です。夏休みを取りやすくするというところも、期間連続休暇のところと、それから取りやすくするというところも令和7年からやっていきますので、そんな形で働きやすい職場をつくるということを一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 質問させていただきます。

4点ほどあるのですが、まず1点目が、ここまでの時代を人口増加の局面と人口減少の局面というのがございました。人口減少というものに取り組むというのは、もう町長の最初からの一番最大のテーマかと思われませんが、この人口減少というものに対して、なぜいけないのかというのはいろいろありますが、単純に人口が増えればいいのか、その辺り、思いをお聞かせいただきたいです。

2点目が、7ページの「こどもの居場所」をモデル的に新たに創設する」とございますが、ここをもう少し具体的にお聞きできればです。

それから、11ページに行きまして、真ん中からちょっと下の辺りなのですが、「日本一相談しやすい町」を目指して、なんでも相談室での「オンラインカウンセリング」、「町の声を聴くプロジェクト」や「町政懇談会 町民と語る会」などに引き続き取り組み」とあります。これは町民の声を聴くということだと思うのですが、なんでも相談室の部分で、なんでも相談室の充実ではなく、その先に踏み込んだオンラインカウンセリングとあえてここで入れた、この意図を教えてください。その一歩踏み込んだということの意図です。

それから、そのちょっと下です。「連携推進室」を強化」とありますが、これは私過去にも一般質問でさせていただいておりますが、かなりまち経営課は逼迫しているマンパワーの状態ということでございま

して、この連携推進室の強化といってもなかなか連携推進室の出張を含めて皆さん本当に忙しい中でやられているのを見ていますので、この辺りどのように強化をされるのかというのを具体的にお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、今4つの質問にお答えしたいと思います。

まず、人口増と人口減に関して、単純に増えればいいのかではないです。横瀬町の人口規模でいくと、今、最終的にイメージしていますのが、5,000人台で減り続かない状況になるというところをイメージしながらやっています、実は一度も人口増やすということを私は言っていません。今の問題は、人口の数が少なくなるということよりも、早い速度で減り続けることが問題だというふうに思っています。最後、住みよい町とか誇れる町を実現しようと思うと、今のスピードで減り続けることが問題だというふうに思っています。でも、言ってみれば最後は住民の皆さんが幸せであることが一番大事なことです、数が最終的な問題ではないというふうに思います。これが1つ目の回答です。

2つ目、子供の居場所をつくるは、今いろんな子供の居場所のようなものはでき始めていると思っています。それをはっきりテーマを上げて、子供の居場所をつくるということを令和7年に手がけていきたいというところです。これは、この後の一般会計の中で担当課から説明があるというふうに思います。

3つ目がオンラインカウンセリングをあえて入れているというのは、オンラインカウンセリングを今期導入したのですが、まだまだ周知が足りていないというふうに思っています。なので、もっと使っていただきたいですし、そのためのPRもしっかりやっていきたいなということで、項目としては挙げさせていただいています。

それと最後、連携推進室は、おっしゃるとおり今いろんなことが、複数課が絡まることが増えたり連携することが増えてきたので、かなり今の連携推進室は、今のマンパワーをもってしても、なかなか回していくのが難しいというふうに思っています、少しマンパワーを、これが全体が数が限られているので、どこまでできるかというのはあるのですが、気持ち、そのマンパワーを少し強くプラスオンしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。少し安心しました。人口減少のところは私の表現もちょっと曖昧で、増やすというかできる限り減らないようにするという中で、人口減少、これ極端なことを言えば人口が少なくても幸せな村や町はあるわけで、やっぱり一人一人の幸せというもの、一人一人の幸福度、満足度を上げていくということが大事なのかなと。その過程において、人口減少というところから人口が減りにくい。これは、満足度が高いからこの町から出ていかない。またはこの町に引っ越してくる。そういったところを上げていくことで、その状態をという、そのプロセスがあつての人口減少を抑えるということなのだと思うのですが、そういう解釈でよろしいでしょうかというのが1点。

もう一点が、オンラインカウンセリングのところなのですが、こちらも一歩踏み込んで、ぜひ充実して

いつていただきたいのですが、「なんでも相談室での」という書き方になっているのですが、これはなんでも相談室自体も充実させていくということを前提にということで、その中で、とりわけこれに関してはどのような解釈でよろしいのでしょうか。

この2点お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、最初のところは解釈のところなのですが、人口が少なくとも幸せの地域はもちろんありますし、それでいいと思います。そこは人口の過多が問題ではなくて、ちょっと繰り返しになってしまいかもしれませんが、急激に減り続けていることが問題であります。今のペースで減り続けると、例えば人手不足が顕著になってくるとか、いろんな分野で。あるいは仕事が限定され得るとか、あるいは鉄道がなくなるリスクが出てくるとか、様々な面で住民の生活を支える大切なところが支障が出るリスクがあるということが問題であります。安定して少ないであれば、それはそれでいいと思いますし、ということだというふうに思っています。これが1つと、それとオンラインカウンセリングのところは、なんでも相談室は非常に重要な機能を果たしてしまっていて、ここまでよい運営ができています。なので、オンラインカウンセリングを載せたのは、ここまで安定したよい運営ができています。なんでも相談室と、その中であってまだまだ周知が必要なオンラインカウンセリングということで、こういう書き方になっています。もちろん大切な機能ですので、これがしっかり住民の皆さんのためになるように令和7年も取り組んでいきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 6ページなのですけれども、「令和7年度は、これまでに築いてきた関係人口や民間企業、国・県など多様な共創パートナー等とより深く連携して、具体的に住民の皆様から目に見える価値を創ること」ということに、あとは省略しますけれども、書いてあります。この後段の「具体的に住民の皆様から目に見える価値を創る」というのは、町長は具体的にどういった住民から見える価値を想定しているのでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 住民から目に見える価値で、ここで言う価値は本当に目に見える価値で、それはソフト的なこともあるしハード的なこともあるというふうに思っています。例えば住民の皆さんが抵抗なく入れるコミュニティーが新しくできたというのも価値だと思いますし、新しいサークルができましたも価値かもしれませんし、それから令和7年度の具体的なのでいくと、例えばウォーターパーク・シラヤマに子供のための遊具ができましたというのは、使う人にとっては目に見える価値だと思いますし、駅前がにぎやかになりましてそうかもしれませんし、兎沢の町有地がきれいになりましたとかも目に見える価値なのか

なというふうに思います。今まで割と横瀬町は小さなチャレンジということで、ソフトから始めたことが多かったと思います。それが少しずつ身になってきたというふうに思っていて、それが連携し出しているのが今で、より分かっていたきやすい価値をつくっていききたいという思いでこういう言葉にさせていただきました。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 前段の「これまで築いてきた関係人口、民間企業、国・県、共創パートナー」とあります。パートナーは、どことのパートナーなのかというのがありますけれども、この文面で見ると、今までのこの施政方針の流れでいきますと、外部人材の活用というのがかなりあります。地域協力隊もそうだし、ありますよね、幾つか挙がっていますよね。官民、国とかあれもそうですし、大学の関係というのもそうですよね。外部人材の活用というのはすごくうまく進んで、制度をうまく取り入れてやっています。ただ、一方で住民の方からは、何でそんな協力隊が多いのだとか、いろいろ説明不足というか必要性というのを感じていない方もいらっしゃいます。この価値の創出というのは、今、町長が言った価値の、こういうのが価値ですということから考えると、僕は地域のボトムアップでできた価値だと思っています。だから、別に外部関係になくても、できたとは言いませんけれども、そんなに必要ないのではないかなと思います。今、民主主義の危機と言われてはいますが、要するに地域参加型の、要するに町民参加型の会議だとか、そういう意見の収集だとか、そういうことの見解が、町長は対話と言っているからいいのですけれども、意見が言える、言ってそれを吸収してボトムアップ型で、そこに足りないものを外部から、外部の意見を聞くとか、そういうことのほうが僕は大事だと思って、要は町民のニーズを十分聞くシステムを、これからつくるのでしょうかけれども、あえて、今までは結局、何か横文字で言うとフィアレス・シティというのですけれども、お上に対して怖くて言わないとか、強い国家権力に対して、みんな言ってもしょうがないよねとか引いてしまうようなことではなくて、町長も開かれたというから、今後そういう方向性で何でも忌憚なくやる。極端に言うと、閉鎖的なところで言わないで青空ミーティングみたいなことをどこかで、一日中いて、来てもらって、町長や副町長やそういう幹部と課長さんたちと徹底的に言ってもらえるような、そういう仕組みも必要なのかなと思います。形だけやってもいつも同じ人しか来ないよということなのだけれども、あとは出向いていくというような、今日び、シニアクラブみたいな老人クラブみたいなものがあります。そういうところで総会だとか、そういうのが今多分各地区でやっているのだけれども、そこに行って年寄りの人に、まず何が必要ですかというのを聞くような、あるいはスポーツ団体だとか、そういうところに出向いて、総会のときに行くような、これは町長1人では大変だから副町長でもいいし、あるいは課長級の人でもいいから、誰か1人参加して聞いてくるというような、そういうもっと機動的な会を開いたらいいかなと思います。要はボトムアップするような構図をもっとつくって、それで必要な部分を外部の方から持ってくると。よく言うのですけれども、交付税措置だからお金かからないと言うけれども、これは国の税金です。総務省の各庁のパート別の予算の消化みたいなのではなくて、だから総額がどんどん増えてしまうのかなと思うので、その辺も有効に使うには、やっぱり町民のニーズに合ったところに、国からいただいたお金をうまく活用できるような方策を取ってほしいと思うのです。

けれども、そのボトムアップ型についてと、あと今僕が言ったような提案についてどう思いますか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、答弁させていただきます。

ボトムアップが大事はそのとおりだというふうに思います。そこを逆に言うと、それをやりたくてこれまで種をまいてきたというところもあります。なので、今回5ページの最後で、「次の段階のチャレンジ」とは、当然に、私たちの仕事の基本である、「住民の福祉の増進に寄与するものでなければなりません。住民に向けた、住民に成果を実感してもらえる「チャレンジ」です」というふうに書いているのは、そういうことを考えているからであります。

あとは、町の声聴く機会をさらに工夫しては、そのとおりですので、やっていきたいと思いますが、ただ、ここまで町民と語る会があって、あと地区懇談会を今やっています。それと、町には意見箱とか町長へのメールもあって、複数の町民との関わりへのベクトルを持っているということにおいては、手前みそですが、ここまでできている自治体はそうそうないと自負をしています。なので、横瀬町がこのままではいけないから町を開いていろんな資源を入れてきた。でも、そのいろんな資源でも入れているのは、取りも直さず住民のためであるから、材料がそろってきた今、住民のほうへのベクトルをより強くして、住民の皆さんに実感してもらえるものをつくっていくということを、令和7年度は意識していきたいということですので、関根議員がおっしゃったことと、多分考えていることはあまり差がないかなというふうに、今のお話を聞いて思いました。しっかりやっていきたいと思います。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 一生懸命鋭意努力しているというのはよく分かります。ただ、どうも僕の嫌みかも分からないですけども、もともと町長はもう10年目ですよ。そうすると、対話というのは、もう当然のことなのです。それで、ボトムアップというのも当然のことなのです。だから、要素ができたという言い方は、僕は住民に対して失礼な言い方で、住民は、僕らも住民の代表ですけども、僕なんかよりよっぽどいろいろ考えている人もいるのです、聞くと。ただ、言う機会がないから言わない。「俺なんか言っても駄目だろう」と言うけれども、一般の人で結構いい意見言う人いるのです。だから、当然そういう上から目線ではなくて同じ目線、むしろ下からの目線でどうなのだろうという問いかけをしないとなかなか話してくれないです。だから、ましてオープンのところでは話すなんて人は、そうはいないのです。だから、町長が同じ方向でということで、僕もほっとしましたけれども、ぜひそういう視線をもうちょっと落としてやっていけば、やっている努力というのは分かると思うので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。これは要望です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 それでは、10ページのところで、6の柱のところでちょっとお聞きをしたいと思います。

全体的に非常に施政方針、よくできていると思って感心しているのですけれども、この6の柱のところ
で2点ほどお聞きをします。

1点は、空き家対策については、うたわれているのですけれども、今非常に困っているのが耕作放棄地、
やはりその対策を早めに取り組んでいかなければいけないのかなと思いました。その辺についてはどんな
ふうに考えているのか。

それから、下水道事業でありますけれども、担当課の職員に一生懸命努力をしてもらって、それにし
ても、これはなかなか横瀬町にとっては今後重荷になる事業だというふうに思っています。この下水道事業
を着手したときにも、私、議員でお世話になっていまして、非常に今よかったのかどうか悩んでいる部分
もありますけれども、やはりこれから、この下水道事業をどういうふうに円滑に推進していけるのか、そ
の辺がまだ当時の状況とは違っています。下水道事業が始まれば、水道の需要も2割程度増えるというの
が当初の見込みでしたけれども、今、節水型でだんだん少なくなり、人口もかなり減っています。こ
ういった設備を維持管理するのは、これから大変なことだと思いますけれども、とって途中で投げ出す
わけにはいけないので、大変だと思いますが、こういったことは、また水道と同じような広域でできるも
のかどうか、その辺も今後は検討していくべきかなという気がしますけれども、その辺のお考えについ
てお聞きをしておきたいと思えます。

2点です。よろしくお願ひします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、最初のご質問の耕作放棄地、これは行政の課題としては重たい課題だというふう
に思っています。なかなか特効薬的にどうこうするというのは難しいテーマかなというふうに思っています
が、こちらも少しずつ使える材料はできてきたかなというふうに思っています。まずは、例えば地域商社
E N g a W Aが幾つか耕作放棄地を解消したという実績ができてきているのと、それから今度できればそ
の集落支援員、令和7年に活躍してもらう集落支援員の力を使って耕作放棄地にアプローチしていくとい
うのは、ぜひやりたいというふうに思っています。いずれにせよ、その土地が有効活用されるというこ
と、あと世代をつないでいくというのですか、というところは非常に大事だと思うので、これは大きなテ
ーマだというふうな考えで令和7年には臨んでいきたいなというふうに思っています。

それと、下水道のところはおっしゃるとおりで、非常に負担としては重たいというふうに思っています。
一方、今、計画中でありますので、計画どおり進めるところは必要でしょうし、ただそういう中で、
当初の想定よりも水が使われなくなっている、節水型のものが増えていもそうですし、あと単身世帯が
増えているというところも影響していて、状況が変わってきているので、それらの状況をよく見ながら進
めていくことが必要かなというふうに思っています。そのときに、広域もちろん一つの選択肢にはなり得る
のですが、しかし、下水道のところは1市4町のありようがかなり差がありまして、あるいは横瀬よりも
厳しいところもきっとありまして、部分的にというのはあるかもしれませんが、広域にのっけるのはたや
すくはないかなというふうには思っています。ともあれ、今ある計画のところをしっかりと状況の変化も踏
まえながら、まずはやっていくということかなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。



◎議案第17号～議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 ここで前例に倣い休憩をして、各担当課長に令和7年度予算5議案の細部説明を求めます。

初めに、議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時48分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議案第17号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時54分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議案第18号の細部説明が終わりました。

ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時01分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議案第18号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算の細部説明を求めます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時10分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議案第19号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算の細部説明を求めます。
す。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時13分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議案第20号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算の細部説明を求めます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時26分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

一括上程中の5議案の細部説明が終了しました。

質疑を行います。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行います。

初めに、日程第1、議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

便宜上、歳出から各款ごとに行います。

質疑の際はページ数をお示しください。

第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、第2款総務費に移ります。

質疑ございますか。

1 番、森沢望美議員。

○1 番 森沢望美議員 ページの54ページの中段のプロスポーツコンテンツ委託料なのですが、どういった詳細なのか。また、回数や対象年齢等あれば教えていただきたいのと、57ページの防犯カメラ等補助金なのですが、上限を設定しているのかですとか、一定の金額なのか、また対象の件数などを教えていただきたいです。

61ページの移住・定住促進事業に関してですが、記念品、食糧費、写真現像料とあるのですが、イベント等の企画をしているのであれば教えていただきたいです。

以上となります。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは2点答弁させていただきたいと思います。

まず、54ページの外部人材活用事業のプロスポーツコンテンツ委託料でございますけれども、これは企業版ふるさと納税を活用させていただきまして、武蔵ヒートベアーズさんを活用しての事業となっております。令和6年度につきましては、中学校での体育の授業でも選手の皆さんに来ていただいて、走り方の教室であったり、あるいは野球のスポーツ少年団等のお子さんたちとの野球教室ということをして令和6年度はやりました。令和7年度もそれに準じた形の流れで今後進めていくところでございます。

それと、61ページの移住・定住促進事業の写真現像料でございますけれども、これは25歳の集いがございまして、そのときにその様子であるとか記念写真であるとかということ撮影する際の費用ということで考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 総務課長。

○逸見和秀総務課長 それでは、防犯カメラ等補助金の説明をさせていただきます。

こちらの事業につきましては、防犯抑止力の向上のために、各家庭への防犯カメラ等の防犯対策用品の購入について補助金を支出するものでございます。補助対象が防犯カメラであったり人感センサーライト、あとは防犯性の高い鍵とか、あとはモニターとかインターホンとか、そういった防犯対策用品についての補助金で、補助金の補助額は2万円が上限となります。補助対象額が4万円で、4万円の2分の1の補助ということで、補助額は2万円ということになります。件数は令和7年度につきましては50件を見込んでいて、100万円の予算計上となっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

2 番、関貴志議員。

○2 番 関 貴志議員 すみません、2点お聞きしたいのですが、ページ数52ページのウエルビーイング事業負担金、こちら700万円あるかと思うのですが、一体どのような事業の内容なのかということと、ページ数が61ページのお仕事付きお試し移住事業というところなのですが、こちらのお仕事付

きというところのお仕事とはどういった内容なのかをお聞きしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、まず52ページのウエルビーイングの負担金でございます。来年度につきましては、今年度もそうでしたが、イベントですかワークショップ等を開催をしているということで、去年でいくと子供の居場所のワークショップであったりとか、苧米地区でお祭りを未来に残すためのとかというような、地域に根差したイベントのワークショップであるとかというのをやっております、来年もそれをやる予定であるということ。あと、しあつく基金といって地域の活動に対して助成制度があります。これについても、来年度につきましても審査をしながら一緒になって助成制度について取り組んでいくというような内容になっています。

それと、新たな試みといたしましては、企業向けの町外から企業の方をお招きしてワーケーションの研修プログラムをやってみたいということで、その事業としても今挙げていただいているところです。それとあと、しあつくの協議会では地域おこし協力隊を受け入れていただいて、その地域おこし協力隊の活動と連携をしてしあつくの活動、ウエルビーイングの活動をしていくということでの負担金となっております。

それと、あと61ページのお仕事付きお試し移住事業でございますけれども、これについての仕事の関係でございますが、これは先ほど説明をさせていただきましたが、旅のプログラムということで、こちらに旅に来ていただいて、町内で仕事をしながら生活をして、地域の方々とも交流をしていただくというプログラムであるわけなのですけれども、この委託先というのが町内の地域の活性化に資する団体であるということで、観光協会さんであるとか、あるいは株式会社ENg aWAさんに委託をしてこの事業を回していければというふうに思っています。

その中で、これからなのですけれども、その仕事を見つけるに当たって、観光協会さんの会員さんであるとかいう方々に声をかけていただいて、例えば農業をやられているような、観光農園をやっている事業者さんもいらっしゃると思うのですけれども、うちだったら受け入れられるよというようなことで、募集をかけていただいて、そういったことでこれから仕事については募集をかけて、ラインナップをしていくという形になっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 質疑をさせていただきます。

大きく分けて2点ほどなのですが、まず1点目がページで53ページの下のほうです。集落支援員設置事業ということで、こちらに関しましては8名ということでございました。大変増額で計上していただいて、ちょうど次ページにあります副業型地域活性化起業人の部分と同じく、ちょうど昨年12月に一般質問をさせていただいたところで、本当にありがたいことでございます。大変すばらしいのですが、この集落支援員設置事業8名、この辺りの詳細をもう少し詳しく、任務等を含めお願いいたします。

すみません。失礼いたしました。もう一点ございました。失礼いたしました。あともう一点が、ページが56ページになります。安心安全まちづくり事業の防犯カメラ等設置工事費、先ほど補助金のほう出ておりましたが、こちらに関しましては、施政方針にもございますように公共施設への防犯カメラの設置等になると思うのですが、具体的にどこに設置をするかどうかということ。また、今現在この役場庁舎についているものもございますし、庁内あと道の駅の辺りですか、あったと思うのですが、その辺りの防犯カメラが、過去に警察等に提供したとか、何かそれによってという解決、解決までいかなくても提供件数等分かればお願いします。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは53ページの集落支援員の内訳というか内容について答弁させていただきます。

先ほども説明させていただきましたが、来年度は5名新規に着任いただくという予定に今のところなっております。専任型がお二人ということで、1人は休耕地の把握解消、あと町民の方々が農業に親しんでいただけるようなコミュニティーづくりであったりとか、あるいは町外から来ていただいて農業体験をしていただくような取組であるとかということをやっていただける方が1名、それとあともう一名は、林業であったり、あるいは有害鳥獣というのですか、獣害対策みたいな部門について造詣が深い方がいらっしゃいまして、その方にやっていただくのが専任型お二人です。それと、兼任型につきましては、子育て支援という分野でお二人です。これは、二人とも居場所づくりという部分でやってみたいということで、お二人着任する予定でございます。それと最後に、広報活動ということで、カメラで写真を撮るのが得意な方でいらっしゃいまして、地域や町のイベント等に出向いていただいて、そこで取材をしていただいたり写真撮影をしていただいたりというところをしていただいた後に、終わった後にSNS等で発信していただくというような活動をしていただく方、計5名でございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 総務課長。

○逸見和秀総務課長 それでは、防犯カメラ等設置工事費について説明させていただきます。

各施設の安全管理や防犯対策として各施設に防犯カメラを設置するものでございまして、設置場所としては、まず活性化センターに4基、総合福祉センターに4基、児童館に4基、町民会館に6基、Area 898に3基、保育所に6基、あとは町民グラウンドに5基、それとウォーターパークに12基設置する予定でございます。あと、役場とか道の駅のカメラの情報を警察に提供したことがあるかというお話ですが、自分が総務課に来てからはありません。過去に多分役場のカメラを見に来たことがあるというような話を聞いたことがあります。その程度しか分かりません。すみません。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。

まず、集落支援員に関してなのですが、先ほど新規のお話でございました。引き続きの方というのは、そのまま同じ内容で引き続きかどうかというところが確認で1点でございます。

あと、新規の人選というのは、地元にもともといらっしゃる方、住まわれている方なのかどうか。または、そうではなく来ていただく方なのかどうか。地元に来ていただく方の場合には、地域おこし協力隊からという場合もあるかもしれませんが、その辺りも詳細を詳しくお願いします。

あと、防犯カメラにつきましては、こちら役場に設置されてから結構の間、恐らく提供されたことがなかったと思います。というのは警察のほうにも確認したときに、役場についているということが最初の少したった時点でもまだ伝わってなくて、役場にあるのですよということをお伝えしたら、「ああそうなんですか」なんていうやり取りをしたことがあるので、今後もそういう防犯カメラがついたことに関しては、ぜひ警察等にも共有していただいて、その施設内の管理という意味での防犯カメラでもあるかもしれませんが、外を照らしているものなんかは、何か事件があったときに、前を通った車等をここを通ったかどうかみたいなので必要になることもありますので、ぜひその辺りも連携をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

そのまま引き続きの集落支援員さんにつきましては、そのとおりでございまして、まずはよろず相談の方、あと防犯の方、あともう一人はコミュニティーづくりということで、地域おこし協力隊から3月1日付で着任をされた方の3名でございます。それと、全体的に、今、引継ぎの方々は町内の町民の方々でございます。新規の方につきましては、兼任型のお二人、子育て支援のお一人と、あと広報活動の方がお一人、計2名が町外の方でございまして、この方々は、もともと町内で活動されているような経験があるということでありますので、横瀬町にはなじみの深い方でございます。秩父市内です。

以上です。

○新井鼓次郎議長 総務課長。

○逸見和秀総務課長 防犯カメラの関係で、警察との連携ということでございます。役場にも設置してあるものも、正面玄関から少し道路を映しているところもあります。あと、これから設置するものにつきましても、町民会館であったり活性化センターでは入り口を主に、どんな人が入ってきたかというのを確認するので、多少道路側も映ると思います。あとは、町民グラウンドやウォーターパーク、屋外に設置するものもありますので、その辺が参考にはなるかと思っておりますので、今後警察とも連携して情報提供したりして、犯罪を防げるようにご協力できればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。

すみません、集落支援員のところで、新規の3名の方の詳細、今いただきましたか、もう一度お願いしてもいいですか。新規の3名の方の元々地元の方とか、帰ってきていただく方かどうか、または地域協力

隊からの切替えかどうか。今、恐らく兼任の方と引き続きの方はいただいたと思うのですが、そちらをもう一度お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

失礼しました。残りの方々は町民の方で、地域おこし協力隊を経験しているわけではありません。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、次に、第3款民生費に移ります。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません、総務費も無理ですか。

○新井鼓次郎議長 まとめて最後にやりますので。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。

民生費、総合福祉センター施設等の整備事業の中で、81ページ、施設改修工事の内容を教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

総合福祉センターの令和7年度の工事につきましては、まずボイラー室排気、換気扇の交換工事と非常灯の修繕、それから談話室の床の張り替え工事と入退室管理システムを備品購入ということで計画しております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 すみません。ページ数82ページの健康長寿祝金なのですが、令和7年度の対象の人数は何名を予定されていますか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 健康長寿祝金につきましては、令和7年度は77歳が144名、88歳が52名、90歳が47名、100歳が6名でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、次に、第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ページ数が105ページの予防接種事業の中で、子宮頸がん予防接種委託料とありますけれども、キャッチアップの期限のついているワクチンの接種が今年終了すると思うのですけれども、横瀬町の現状を教えてくださいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 では、ただいまのご質問でございます子宮頸がんの予防接種委託料の中で、キャッチアップ接種ということですが、確かにキャッチアップ接種につきましては、令和7年3月31日で終了となる予定でございました。ただ、ワクチンの供給のほうが不足をしていたということが今年度ございまして、このキャッチアップ接種の方につきましては、来年1年間、令和8年の3月31日までキャッチアップ接種の方についても、期間を延長して公費の接種をするということになっております。ただし、令和6年度内、令和7年の3月31日までに1回以上接種してまだ未完了の方、3回接種が完了ですので、まだ未完了の方につきまして1年間の経過措置を設けるということになっております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 これは何人ぐらいいるのか、分かれば教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 未接種の方については、逆に接種者のほうでいいますと、大体330人中の109名ということで、33%程度の接種率になっています。ですので、残り67%ぐらいの方がまだ完了していないということになります。接種率で申し訳ありません。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 この周知というのは、積極的にやっていただけるのかどうかお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの再質問でございますけれども、周知についてでございます。

まず、キャッチアップ接種が今年度終わるという予定で、昨年7月21日に秩父地域全体でキャッチアップ接種をしましょうというか、その必要性についてキャンペーンを実施いたしました。それで接種者も増加したということなのですが、この周知につきましては、今年度1年間経過措置で延びることについては、広報とか、あと広報との同時配布でのチラシ配布、あとはSNS、若い方が対象ですので、SNS等を利用して周知をこれからしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、次に、第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。1点お願いします。

119ページの農業総務一般事業費の地域農政未来塾負担金というものがありますけれども、この主な内容と、どのような活動をしていくのかを教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域農政未来塾でございますけれども、これは地域づくりに携わる町村の職員向け1年間のプログラム研修でございます。内容につきましては、地域の課題を自ら気づき、学び、考え、提案する職員の育成の研修でございます。内容につきましては講座ということで、週に2日間で1回として年間7回の講座を実施いたします。

2つ目としましては、現地調査ということで2泊から3泊、日本各地の農業や地域づくりの現場を視察しますということと、あと3つ目としまして、フォローアップ研修ということで、卒塾生との意見交換会を行うということでございます。1人当たりの負担金が20万円ということでございます。交通費、宿泊費につきましては、全国町村会にて負担するというようなことで、あくまでも農政に携わる職員の研修の負担金でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません、農政に携わる職員の研修ということなのですが、横瀬町にも棚田という田んぼがあります。そこで研修を受けるというようなこと、あとは果物を作っている、栽培されている、そういうところの研修とか地元での研修というものはあるのでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この研修につきましては、地元ということはないのですが、日本各地の農業の地域づくりの現場を視察しますということもありますので、場合によりますと横瀬町が該当するということにもなるかもしれません。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 横瀬町にもすばらしい研修場所あると思います。この職員の研修について、ちょっと町長一言、もしあればお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから、これは初めての試みだと思います。全国的、全国規模で農業関係に携わっている公務員が集まって研修を受けるというものなのです。目的としては、これは人材育成の話なのですけれども、やっぱりこれから農業は課題山積で、今日も出ている耕作放棄地をどうするのだという問題だったり、様々な問題に対応する職員を育てたいということで、今回これにこの形を取らせていただくということを考えました。全国の現場を見る、あるいは有益な知識を得るということも中心なのですが、もう一つは横のネットワークです。全国で志の高い、きっと職員さんが集まって一緒に勉強するということになるでしょうから、そこも期待をしていますということなので、ここは初めての試みなのですが、職員研修の一環として大きな意味があるかなというふうに思って実施をしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、次に、第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません、ちょっと土木費全体について質問をいたします。

全体の予算が上がる中、普通建設事業費、昨年度から見て10.8%減ですが、人件費、資材高騰の中、減額は、工事量の大幅な量が減るのではないかと感じております。全体の人件費の増額を、工事をやらなければ予算は要らないということで、安易な気持ちで予算を決めているのではないかという考えがあるのではないかと思います。それを町長に質問します。

もう一つ、建設課長に質問なのですが、この額で十分な工事、補修ができると思っっているのかお聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 難しいです。削りましょうから入っている話ではないです。土木費は当然必要なものはやる。とりわけ住民の生活に密着していて安全性の確保に資するものだったりというところは優先的に予算を張るべきものですので、当然令和7年度予算は全体的には絞りぎみとは言えますが、とにかくこの分野はお金がないところから入ってやっているということではありません。

○新井鼓次郎議長 建設課長。

○小泉達美建設課長 建設課執行部サイドとしての十分な今年度できるかというご質問ですけれども、もちろん実施計画上、今年、来年、何年か先に向けて進捗率を伸ばすために計画を毎年度立てております。その中で、もちろん一番道路工事で必要な用地のところですが、そこについてのやはり協力をいただく流れの中で、今年工事ができる、あるいは物件補償ができる、用地交渉ができるということが、来年

いいですよというような方がいらっしやったり、今年はというところもあったり、いろいろその辺の調整で計画どおりなかなかいけない部分もありますけれども、若干、今年度は予算が落ちぎみではありますけれども、私としては予定どおりの進捗で進んでいると思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 それでは、課長は減額によって計画が先送りになるということはないということでよろしいのでしょうか。

もう一つ、課長は、何でうちの課だけ減額なのだということを町長には進言しないのですか。うちの課だけ減らすのではないよと、町長にどうしても言っていただきたいのですが。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 先送りしているかということにつきましては、そういう認識はございませんので、しっかり今後も対応していきたいと思っています。

それから、予算については、建設課全体、道路工事だけではなくて、都市計画があったり公園の整備とか、いろんなことを踏まえている中で、今回道路整備はこの額が必要ですよというお願いをしていますので、そこは進言等は特にございません。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、次に、第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 2点ほどお伺いします。

152ページの横小児童通学支援事業の中で、スクールバスの運行委託料とありますけれども、現状の利用者の状況と今年度、またその後どのような形を取るのか、分かる範囲で教えてください。

もう一点、153ページ、横小放課後子ども教室運営事業の中で、支援員さんが3名から7名になったという理由を教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、スクールバスの運行状況でございますけれども、令和7年度につきましては、小学生が8名利用する予定でございます。

なお、これは運用上の話なのですが、ご兄弟であったり小学校のコースの中で中学生が使いたいというお話がありますので、中学生が小学校まで乗ってくると。その運用をちょっと許可しております、中学生が4名、合計12名の利用を令和7年度はする予定でございます。

それから、債務負担行為をしまして、令和7年度までこの形で今の状態でいくのですが、令和8年度以降、こちらにつきましては、令和6年度とかの中でいろいろ検討した形なのですが、地域交通のああいうタクシーとかそういうものが使えないかとかも検討したのですけれども、具体的には令和8年度以降も、今回のスクールバスの内容というのが、小型バスを運用して、コースを決めて、選定をして、国交省のほうの特定旅客の認定の認可をいただいております。それをするによって交付税の対象になりますので、交付税の普通交付税の算定基礎に基づく数値にはなりますけれども、委託で出しているお金よりも交付税のほうが比較的いい形になりますので、結果的には同じこのスクールバスの運用をしていったほうが町としては得なのかなというふうに考えております。

それから、放課後子ども教室の指導員の人数なのですが、昨年は、153ページの一番上に横小学力向上支援事業というところで、学級支援員ということで3名、それから放課後子どものほうで4名という形にだったのですが、ちょっと働き方の、最低賃金が上がったりした関係で、学力向上のほうの学級支援員というものを兼ねたという言い方は変なのですが、放課後子ども教室のほうの4人のところにその3名を持ってきて7名にしたという形でございます。放課後子ども教室が7名というのは、今年度の募集45名の定員のところ68名来ておまして、待機児童を出さないということで、68名を受けるに当たって、どうしても放課後子どもが今までの4名ではちょっと受け切れないということで、そちらの指導員を増やしました。ただ、放課後子ども教室のほうは放課後子どもということなので、放課後に預かりの業務を行うわけなので、そこまでの間というのは、今までのとおりに学級支援としての支援ができるという形になりますので、学級支援のほうも引き続き放課後子どものほうには所属しますけれども、やっていただくという形で運営をしてみたいと思います。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 質問させていただきます。大きく3つでございます。

まず、148ページの中学生国際交流事業でございますが、こちらに関しましては施政方針の中でもございまして、国内にいながら海外の異文化を体験するプログラムを加えということでございました。こちらの詳細、特に国際交流事業委託料というのが計上されておりますが、この事業のもう少し詳しく詳細と、この委託先というのはどの辺りを考えていらっしゃるかということがまず1点。

それから、今後また以前のような国際交流、実際向こうに行っている事業というものの、これはいろんな観点から考えると、不公平であるとか、またはいろいろなネガティブな意見もあるかもしれませんが、それ以上に、行った方というのは本当に素晴らしい体験ができて、それが後にも生きているという、そんなような話も実際にお聞きしますので、その辺りのお考えというのをお願いします。

次に、166ページ、ヨコゼ音楽祭事業なのですが、こちらに関しましては、先ほど繰越しの分があると

いうことと、恐らくお聞きしている限りでは、かなり逼迫している予算の中で、取りあえず今年はということでお話を聞いております。来年はまた元に戻していただけるのだとは思いますが、この事業はなかなか、ゼロから考えたらこれだけのお金をここにこういう音楽祭の事業に出している自治体というのは、この辺ではほかにないと思うのですけれども、その中ですばらしい事業であるという中で、この1回100万円というのは、これは繰越額等との兼ね合いの中でだとは思いますが、以前180万円だったと。ここに關しまして、次年度のことはまだはっきり分らないと思いますが、考え方として、一度戻したけれども、その基準、180万円というところの基本額という考え方は変わっていないかどうか。来年もし戻すとしてもそこまでは戻せないとか、そういった何かがあるのかどうか。今の時点で結構ですので、教えてください。

それから次に、178ページからのところで、179ページにあるのですが、児童生徒健康管理事業の中の心理士等派遣業務委託料、これは今年の予算書にはなかったと思うのですが、これもすばらしい事業だと思うのですが、もう少し詳しく詳細を教えてください。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、148ページの国際交流事業でございますが、例年行っています国内交流事業で、ICU、ミドルベリーのほうに来ていただいて、国内でやる事業が1つでございます。新規事業といたしまして、町なか留学という形で今回企画をいたしました。内容といたしましては、まず関東圏内でホストファミリーがございまして、そちらに中学2年生、こちらは全員になります。それから中学3年生の希望者、こちらは希望を取っておりますが、この方を対象に、夏休みに2泊3日でホストファミリーのお宅に、大体2名から4名のグループをつくっていただいて、夏休みの間、大体3週間から4週間に分けてホストファミリーのお宅に行っていたとという形なのですが、まずは今、具体的にまだ詳細は詰めていないところなのですが、例えば西武鉄道を使っていただきまして池袋でまず集合して、ホストファミリーの方とまず顔合わせをします。イントロダクションのセレモニーみたいな形をそこで取ると。その後、グループごとにホストファミリーのお宅に行って、ホストファミリーごとにそれぞれの活動をしていただく。それから、最終日にはまた今度、イングリッシュワールドとフィールドワークみたいな形を取りまして、最終的にまた池袋まで戻って横瀬のほうに帰ってきていただく。そういうものを体験事業としてさせていただきます。ホストファミリーにつきましては、関東圏内ですので、県をまたいで、それぞれ神奈川の者もいれば千葉の者もいるという形で伺っておりますので、どういう形になるかはまだ未定なのですけれども、関東圏内で池袋から大体泊まれるところのホストファミリーと。

それが委託業者のほうなのですけれども、ちょっと名前は、申し訳ありません、忘れてしまったのですが、ホストファミリーの選定基準というのがその会社さんでございまして、国際結婚している家族であったり、日本に在住期間が何年以上とか決まった安心できるホストファミリーということで伺っておりますので、そちらで一応行うという形になっております。

それから、海外派遣の関係なのですが、実は今回この町なか留学をする前に、海外留学のほうの検討を

させていただきました。実際のところ、見積りを取った段階で、ニュージーランド、オーストラリアを見積りを取りましたら、円安の関係もありましてか、見積金額が今までの3倍から4倍の見積金額になって、ちょっと資金がこれでは出せないという形になりましたので、違う形ということで町なか留学ということを考えました。今後も経済状況によっていろいろ変わってくると思うので、いずれはまた海外というのもあろうかと考えます。

失礼いたしました。それから、委託先のほうですが、今分かりましたので。ハローワールド株式会社という会社でございます。

それから、続きまして音楽祭の補助金との関係なのですが、議員おっしゃるとおり、まず180万円の補助金をずっとしていましたが、今年度につきましては80万円の減額という形をしております。こちらにつきましては、予算査定の段階で、いろいろここに縮減を図るという中で、実行委員会さんのほうの残金とかそちらのほう確認をさせていただきまして、実は非常に残金が多い状態で来ていたのですけれども、令和6年度に三味線の関係の人がやったときに、ちょっとそこである程度予算額がオーバーして、大体にはなってきたのですけれども、まだそれでもちょっと残金が多過ぎるという形なので、一旦ここでは削減をしようという形になっておりますが、査定の段階で町長のほうとも、180万円が基準とは言っていないのですけれども、また来年度以降、残額を確認しながら戻していくということはお話をいただいておりますので、その形で考えていきたいと思っております。

それから、最後の179ページの心理士等派遣業務委託なのですけれども、こちらは在籍している児童生徒で、ちょっと特別支援に該当するような子供が出てきた場合に、WISCという試験がございます。今まではこれを特別支援学校のほうから派遣をさせていただいてやっていたのですけれども、それが一応なくなりまして関係で、心理士さんを派遣をいただいて、そのWISCの検査をさせていただくという形になっておりますので、そのための派遣委託料でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから少し補足をします。

まず、最初の国際交流の考え方です。決定打になったのはコストのところのところはもちろんあるのですが、やっぱりベースにあるのは受益者が誰かということです。海外派遣を引き続き検討はしていきたいですし、横瀬の子供たちに生の海外を体験していく機会をつくりたいと思っていて、そこは引き続き検討課題ですが、今回は国内での異文化体験ということで、中学生の2年生全員が連れていけるというところが非常に大きいかなというふうに思っていますということで、この形を今回はやってみるということになっております。

それと、ヨコゼ音楽祭に関しては、少なくとも今年の数字が基準になるということはありません。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、第10款災害復旧費から第12款予備費までを行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 ないようですので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

次に、歳入に移ります。

歳入については全般で行います。

質疑の際は、ページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり、質疑漏れがございましたらお受けいたします。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤です。1点だけ確認させてください。教育費の項目、160ページです。

LAN工事等請負費ということで、意外と金額が張っているものが計上されていますが、過去にタブレットを導入するときにLANの工事というのをやっていると思うのですが、今回新たにまたこのLAN工事ということで計上されていますが、もし以前とは内容が違うのであれば説明をお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

どちらも前回のICTの整備の段階で、通信機器につきましては大体ネットワークのほうが1ギガを対象として設定をされておりました。そこからこの5年間の間に県学調、こちらのほうをCBTということでコンピューターを使ったテストを行ったところ、これは横瀬に限らず全国的になのですが、やはり通信の不具合が起きたりした関係で、いろいろ測っていったところ、やっぱり1ギガではどうしても足りないということで、今回の国庫補助、あと県費、それをもらうに当たって、10ギガのネットワークを設定しないと補助対象にならないということがございましたので、今回10ギガにネットワークの変更をするものでございます。

なお、小学校のほうにつきましては新しく建設をしておりますので、一部10ギガになっている部分もあるのですが、全体的にインターネット側からここに入入りして、最後の無線LANのところに行くまでの間で10ギガになっていないところもありますので、そちらのほうを修繕するという形でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、議案第17号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第2、議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。質疑の際はページ数をお示してください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、歳入全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、議案第18号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。
質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、議案第19号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、議案第20号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算に対する質疑に移ります。
質疑は、収益的収支、資本的収支全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、議案第21号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の令和7年度予算5議案に対する質疑を全て終結いたします。
討論を行います。
まず、反対討論からお受けいたします。
反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 ないようですので、次に、賛成討論をお受けいたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程された令和7年度一般会

計予算及び3つの特別会計予算及び下水道事業会計予算、5議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

令和7年度は、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画に基づき、町民が多様な幸せの花が開くカラフルタウンに向けて、横瀬らしく積極的果敢な予算編成になっていると思います。

町長の施政方針の中で、人口減少が続く厳しい現実から逃げずに正面から向き合い、それを抑制する努力、それに備える努力を組織的に継続すること、そして人口減少が継続するという悲観的なこの町の未来を変えること、これが現在の町において最も必要なこと、最優先のことだと考えていると言われております。このことは皆で共有し、町長が挙げた重点テーマ「対話」、「連携」、「チャレンジ」を実践しつつ、町民の皆様がその人らしい幸せを実感できるよう、令和7年度もカラフルタウンの実現に向けて、町にとっても住民にとっても最適な行政サービスを行ってほしいと願います。

令和7年度の一般会計は、歳入歳出予算総額は47億5,500万円で、前年度比9.6%増額となっております。特別会計予算においても、前年度と比較し増額となっており、下水道事業会計についても積極的な予算編成になっていると思います。町民のために安心安全に健康で楽しく地域で生活できるような行政運営を期待しております。今年度も様々な事業が行われることは、よりよい未来をつくるために必要であり、限られた予算の中で積極的に活用しており、厳しい状況にはありますが、財政的バランスの取れた予算となっていると思います、賛成をいたします。

最後に、5議案の上程に当たり、町長をはじめ、執行部の皆様のご苦勞とご努力に対し厚く感謝申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算5議案に対してご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○新井鼓次郎議長 他に討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 ないようですので、以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに採決を行います。

日程第1、議案第17号 令和7年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第18号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第19号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第20号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第21号 令和7年度横瀬町下水道事業会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました令和7年度横瀬町一般会計予算をはじめとする新年度予算5議案につきまして、議員各位には熱心なご審議を賜り、ご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況や地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げたいと考えております。今後とも、議員各位、町民の皆様及び関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算案可決に当たってのあいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第6、議案第22号 横瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

井上副町長には、しばらくの間、退場をお願いいたします。

〔井上雅国副町長退場〕

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第22号 横瀬町副町長の選任についてであります。横瀬町副町長井上雅国氏の任期は令和7年3月31日で満了となりますが、引き続き井上雅国氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

副町長として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第22号 横瀬町副町長の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

井上副町長の入場を求めます。

〔井上雅国副町長入場〕



◎副町長就任のあいさつ

○新井鼓次郎議長 井上副町長に申し上げます。

ただいま副町長の選任について議会が同意いたしました。

ここで、ごあいさつをお願いしたいと思います。

井上副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 井上雅国でございます。引き続き横瀬町役場で働かせていただけることになりました。感謝申し上げます。

8年半ほど前に自分の書いたメモには、町に広場を造りたいというふうに、まだ実は手元に残っているのですけれども、書いてありました。特別な用事がなくても気軽に行き誰かと過ごせる、お話ができる場所が近くにあると。誰もが出かけたくなる町ということだったと思います。そのためには健康が大切ですし、子供たちは元気に育っていると、そんな町でありたいというふうに思っております。そして、今日は3月11日であります。改めて皆が安全に暮らせる町でもありたいというふうに思っています。遠くに見ていたものが少しずつ近づいている感じがしております。

引き続き頑張ってもらいますので、議員の皆様、そして横瀬町役場の皆様、これからもどうぞよろしくをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 横瀬町副町長の選任についてを終わります。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第7、議案第23号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第23号 横瀬町公平委員会委員の選任についてでございますが、横瀬町公平委員会委員、大場保孝氏の任期は、令和7年5月30日で満了となるため、後任として町田邦弘氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は4年でございます。

町田さんの経歴について申し上げます。町田さんは、横瀬町第3区にお住まいで、昭和37年4月10日生まれの62歳でございます。大学院卒業後、昭和63年4月に埼玉県の教諭となられました。理科教諭として教壇に立たれた後、教頭職を経て、平成28年4月から埼玉県立飯能南高等学校の校長を、平成31年4月からは埼玉県立豊岡高等学校の校長を、平成3年4月からは埼玉県立秩父高等学校の校長を務め、令和5年3月に退職をされています。また、現在は学校法人東京国際大学に勤務をされています。

公平委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

日程第7、議案第23号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第24号～議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 ここで、お諮りいたします。

日程第8、議案第24号から日程第17、議案第33号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第24号から日程第17、議案第33号までの横瀬町農業委員会委員の任命についてを一括上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま一括上程されました日程第8、議案第24号から日程第17、議案第33号までの横瀬町農業委員会委員の任命についてであります。横瀬町農業委員会委員に、町田文利氏、大場保孝氏、長島教夫氏、村越則人氏、町田裕氏、八木原智宏氏、高野直政氏、大野雅弘氏、長嶋隆夫氏、長嶋成子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものであります。任期は3年でございます。

まず、町田文利さんから経歴等について申し上げます。町田さんは、横瀬町第3区在住で、昭和35年3月13日生まれの64歳でございます。横瀬町職員としての勤務経験を持ち、在職中は農業委員会の事務局長を担当されておりました。現在は自ら田畑を耕作するなど農業に精通されている方でございます。

続きまして、大場保孝さんの経歴等について申し上げます。大場さんは横瀬町第12区に在住で、昭和30年3月8日生まれの70歳でございます。農業系専門学校を卒業後、埼玉県職員となり、農林業関係の業務に従事をされておられました。現在は自ら田畑を耕作し、農業に精通されている方でございます。

続きまして、長島教夫さんの経歴等について申し上げます。長島さんは、横瀬町第11区在住で、昭和32年

2月12日生まれの68歳でございます。現在は自ら畑を耕作し、農業に精通されている方でございます。

続きまして、村越則人さんの経歴等について申し上げます。村越さんは横瀬町第19区在住で、昭和38年10月7日生まれの61歳でございます。現在はプラム、イチジク、柚を中心に農園を経営されており、農業に精通されている方でございます。

続きまして、町田裕さんの経歴等について申し上げます。町田さんは横瀬町第4区在住で、昭和53年3月23日生まれの46歳でございます。平成29年4月1日からの2年間は、横瀬町農政総合推進協議会委員として、町の農業振興等にご活躍をいただきました。現在はイチゴやブドウを中心とした観光農園の経営に携わっており、農業委員会等に関する法律第8条第5項第2号に規定する認定就農者である法人の業務を執行する農林水産省令で定める使用人であります。

続きまして、八木原智宏さんの経歴等について申し上げます。八木原さんは横瀬町第8区在住で、昭和46年1月27日生まれの54歳でございます。30年以上にわたる農業経験を持ち、イチゴ、ブルーベリーを中心とした観光農園を経営されており、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者である個人であります。なお、令和4年4月より横瀬町農業委員会委員としてご活躍いただいております。

続きまして、高野直政さんの経歴等について申し上げます。高野さんは、横瀬町第13区在住で、昭和30年5月1日生まれの69歳でございます。横瀬町職員としての勤務経験を持ち、在職中は農業委員会の事務局長及び事務局書記を長年担当されておりました。中立的な立場で横瀬町の農業全般を見てきたことから、公平公正な視点を備え、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者に該当するものと考えます。

続きまして、大野雅弘さんの経歴等について申し上げます。大野さんは横瀬町第17区在住で、昭和31年3月24日生まれの68歳でございます。現在は自ら田畑を耕作し、農業に精通されている方でございます。

続きまして、長嶋隆夫さんの経歴等について申し上げます。長嶋さんは横瀬町第9区在住で、昭和32年6月6日生まれの67歳でございます。現在は自ら田畑を耕作し、農業に精通されている方でございます。

続きまして、長島成子さんの経歴等について申し上げます。長島さんは横瀬町第8区在住で、昭和30年3月20日生まれの69歳でございます。40年以上にわたる農業経験を持ち、イチゴ、ブルーベリーを中心とした観光農園の経営に携わっております。埼玉農村女性アドバイザーとしてもご活躍されていることから、農業委員会等に関する法律第8条第5項第2号及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する農業の経営または技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者であります。

皆さん、農業委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略して採決いたします。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに採決いたします。

日程第8、議案第24号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第9、議案第25号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第10、議案第26号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第11、議案第27号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第12、議案第28号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第13、議案第29号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第14、議案第30号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第15、議案第31号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第16、議案第32号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第17、議案第33号 横瀬町農業委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

————— ◇ —————

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第18、議案第34号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第34号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員、武藤節子氏の任期は令和7年3月31日で満了とな

りますが、引き続き武藤節子氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は3年でございます。

武藤さんは横瀬町第14区にお住まいで、昭和28年7月17日生まれの71歳でございます。固定資産評価審査委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略して直ちに採決いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第34号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時08分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎日程の追加

○新井鼓次郎議長 ここでお諮りいたします。

ただいま8番、内藤純夫議員から、発議第1号 横瀬町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例が、また5番、黒澤克久議員から、発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。

これをそれぞれ日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例及び発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例をそれぞれ日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 追加日程第1、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、内藤純夫議員。

〔8番 内藤純夫議員登壇〕

○8番 内藤純夫議員 ただいま上程されました発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、デジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するため、引用する条ずれなど所要の整備を行うものでございます。

なお、詳細につきましては新旧対照表を御覧ください。

附則につきましては、条例の施行日を令和7年4月1日と規定するものでございます。

本案にご賛同いただきますようお願いし、説明といたします。

○新井鼓次郎議長 提出者の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第1号 横瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 追加日程第2、発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 ただいま上程されました発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、令和7年4月1日から施行する町組織の見直しに伴う横瀬町行政組織条例の一部改正を受け、横瀬町議会委員会条例第2条第2項の常任委員会の名称及び第2条第1号同条第2号中の所管を変更するものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行日、経過措置を規定しております。

何とぞ本案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○新井鼓次郎議長 提出者の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第2、発議第2号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○新井鼓次郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○新井鼓次郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

これで議会を閉じます。

令和7年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

副 議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 森 沢 望 美

署 名 議 員 関 貴 志

署 名 議 員 若 林 清 平